

第41回平成23年12月与謝野町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成23年12月9日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後6時00分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄（午前欠）	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長補佐	飯澤喜代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(井田義之) おはようございます。

きょうは、ここからも大江山の白いのが見えます。きょう夕方には、また、里のほうも白くなるのではないかというような予報が出ておりますけれども、今、局長からありましたように、本日から一般質問を始めさせていただきます。

当初、議運の中で一般質問、日程3日間ということにしておりましたが、既に皆さん、ご案内のように2日間で何とか済ませたいなということで、2日の日程にさせていただきました。KYTのほうの制作番組でも3日間の予定ということで載せていただいておりますけれども、きょう7名、あした6名ということでお願いしたいと思います。

大変、時間的な部分で皆さんのスムーズな議事の進行をお願いをいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。

ご報告いたします。浪江議員から午前中欠席の届けが参っております。また、宇野会計室長から欠席の届けが参っており、代理として飯澤室長補佐が出席をしております。

以上、皆さんにお知らせをしておきます。

ただいまの出席議員は17人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。13人の議員から質問の通告がありましたので、通告順により、順次質問を行います。

最初に15番、勢旗毅議員の一般質問を許します。

15番、勢旗議員。

15番(勢旗 毅) おはようございます。

第41回平成23年12月議会に当たりまして、ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告しております3点について、質問をいたしますので、町長、教育長の答弁をよろしく願いいたします。

まず、質問に入ります前に、昨年から2回にわたってお願いをしておりました与謝区内二ツ岩集落の裏山が大きく陥没しておりました件につきまして、今年秋から京都府の事業の導入をいただきまして、これまで生い茂っておりましたモウソウチクと、間伐のできていない山の中に大きな穴があきまして、この集落の中央部、約50メートルが崩落するのではないかと心配をされておりましたが、この事業で間伐やすそ枝払い、不必要な木や竹は伐採し、特に竹は粉碎をして、まいていただいたことで、公園でもできるように、見違えるような再生をいただきました。このような事業導入をいただきました農林課、事業施行の京都府に対して、地元議員として御礼を申し上げておきたいと、このように思っておりますし、こんな方法も事業として可能なのかと感心を、地元は、した次第でございまして、適切な事業導入をいただいたと、改めて感謝を申し上げるものでございます。

それでは、質問に入ります。第1点目は平成24年度に固定資産の評価がえの年に当たり、担当課では、ご苦勞をいただいておりますけれども、この件について質問をいたします。多少細かい部分に入りますが、お許しをいただきたいと思っております。

この固定資産税につきましては、ご承知のように土地・家屋償却資産をお持ちの方にかかる税金で、その税率は1.4%、100万円の課税標準額に対して1万4,000円が課税されていますが、ここに来まして非常に厳しい経済状況、また、高齢社会の中で、この固定資産税に対して重税感が増していることと、現在、都市計画税はありませんけれども、国民健康保険税では、固定資産税額の44.4%が資産割として課税、賦課されます。先ほどの1万4,000円に6,216円の資産割が裏打ちされるもので、これは所得にかかわらず課税されるということで、非常に重たいと、こういう意見がございます。

私が、今回、この質問に至りましたのは贈与税の評価についての質問を受けまして、この評価額の算定では国税庁の評価は農地でも、与謝野町の場合、3倍を超える額が基礎になることであります。これは明らかに現在の実勢価格を超えておりまして、固定資産税がある方は、しっかりと見ておいてもらう必要があるか。このように提起したと思っております。国税については、市町村とは無関係のように思われますけれども、相続税や贈与税は実際には町の評価額が基礎であることを忘れてはならないと思っております。

固定資産税は昭和24年にシャープ勧告を受けて、創設されてから62年、安定した財源になっておると、このことは事実でございますが、近年のように右肩下がり時代の評価のあり方として、24年度の評価がえについては、どのような方針が出されているのか、このことをお伺いをいたします。これまでは宅地の場合、地価公示価格の7割をめどとして評価の均衡を図ることとされています。京都府においても、去る11月25日、基準宅地価格を公示されました。与謝野町も石川の176号線の周辺で3.3%下落の2万9,190円と発表されています。

そこでお尋ねいたしますのは、この京都府の公表された金額と与謝野町内にある132の標準値の価格について、京都府が示す指示平均価格の金額では、どのような差になっているのかと、このことをお伺いをいたしたいと思っております。

次に、土地の分割評価についてお伺いします。私どものところには、この分割評価をするべきではない。あるいは、してほしいと、こういう意見が寄せられておりますけれども、この評価方法を取り入れられない理由をお願いをしたいと、このように思っております。これは、例えば1筆の農地を、あるいは土地を、一部は、その他に使っていると、そういう場合、宅地の評価額になっておりまして、このような事例は非住宅用地でありますだけに、非常に課税標準が高いことで税負担がふえていることであります。

次に、実地調査についてお伺いいたします。地方税法は1年に1回は実地調査をすることが義務づけられていますが、現状は、どのようになっていますか。特に家屋についても減価が少ないことで、宅地に劣らず過剰な評価額であると、このような声が寄せられておりまして、特に近年新築された家屋については、評価額の経年減価が非常に少ないのではないかと、このような声が寄せられています。若者がローンで苦労して取得をしても、その価格は急激に減価をしているのが現状ですが、この家屋については、24年度の評価がえには、どのような方式になっていますか。普通の減価償却に相当する減価、特に非木造住宅の場合は損耗による傷みも激しいにもかかわらず、評価額は驚くほど高い価格のまま過ぎていくケースが大部分だと思っておりますけれども、この場合、損耗により減価方法をとるべきではないかと、このように思っておりますけれども、町長のお考えをお聞かせをいただきたいと、このように思っております。

以上、固定資産評価にかかわってお願いをいたします。

2点目は、独自の観光戦略ということでお伺いをいたします。観光振興ビジョンによれば、独自の観光戦略、独自の観光振興体制の確立がねらいと考えられています。加えて基本方針では、誇りづくりの推進、二つ目には、もてなしづくりの推進がうたわれています。このもてなしとは広辞苑では、心を込めて客に対応するとなっています。ビジョンでは日本の古きよき時代への人々の憧憬と郷愁を誘うイメージ戦略により、もてなしづくりを推進すると、このようになっておまして、この観光振興ビジョンの基本は丹後ちりめんと、ちりめん街道を生かす計画になっております。どうも、この独自の戦略が進むどころか、後退をしているのではないかと、このように思えるわけでございます。私どものほうは多くの意見が寄せられてまいりますけれども、旧加悦町役場裏の公衆トイレであります。このトイレはちりめん街道の拠点になっておりますことと、旧加悦町役場の朝夕のバスの利用者にとりまして、あるいは欠くことのでない重要なトイレになっておまして、旧加悦町役場を利用しての花皆懂のグループが利用されていまして当時は、交代で、そのトイレの掃除に当たられたと聞いておりました。それが秋ごろから、これの時間外での使用が禁止と、このようになってまいりました。そこには、「このトイレは観光トイレです。利用者の皆様に快適にご利用していただくために、夜間は閉鎖させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。与謝野町観光協会」と、数カ所に張り紙がされています。なぜ、こんなことになるのでしょうか。全国的にも有料トイレを除いて、あまり聞きません。観光協会の幹部の方は、これは観光トイレであって、公衆トイレではないと、このような詭弁を弄されておりますけれども、あくまでも公衆トイレであります。

あのトイレができました当時を振り返ってみましても、どうしても、あの場所に公衆トイレが必要だと、このようなことで設置をされたと思っております。ほかにも例えば、商工会加悦支所の前にもありますけれども、24時間使用にもかかわらず、美しく使われています。どうしても夜間閉鎖が必要だと、このようなら、午前7時から午後10時、この間については使用できるように、あとの時間は閉鎖をしていただくということでもやむを得ないと思っておりますけれども、どうも認識が違うのではないかと、このように思っています。

昨年9月に一般質問を行いました折に24時間使えるトイレについての答弁では、24時間ということで、特に配慮はしていないけれども、通常の清掃業務に加えて、汚れ等が発生した場合は臨機応変に対応する体制を整えていただいております。このよう答弁であったと思っております。一般的にトイレの掃除が不十分な場合は余計に汚されます。掃除が十分できておれば、あまり汚されることはありません。現在では全国どこでもトイレの美化は非常に力を入れて掃除をされているのが現状であることは、それぞれが全国各地を尋ねられる人は、よくご存じのことです。本当に観光を基本に据えると、こういうことでありますならば、ましてや、もてなしが柱なら考え違いではないかと思っておりますけれども、なぜこのようになったのかを含めてのお考えをお願いをいたします。

次には、これも昨年6月に議会で質問をいたしましたけれども、三河内の出雲大社厳分祠との連携であります。22年度の観光入り込み客は約56万人と公表されております。このうち60%が、この出雲大社の参拝客とは、これも議会の答弁であります。このときの答弁は、出雲大社との連携は十分可能で、かつてトリアスロンで貴宝殿がゴールであったこともあり、交流

の場として観光振興に一役買っていただいたことや、観光協会の会員でもあり、さらなる連携を図ることは十分考えられると、このように聞いておりました、観光協会や担当課で検討したいと、こういう答弁だったと思っておりますけれども、その後一向に前進をしたと、このような感じを受けておりません。私が申し上げますのは、広域観光との絡みで丹後広域観光キャンペーン協議会で多くのPRをお世話になっておりますけれども、この原資であります分担金は23年度で380万円余りを拠出することになっておりますが、この負担金の基礎には入り込み客の人数も入っております。だからこそ連携した活動は必要だと思っておりますけれども、これについてのお考えをお聞きをしたいと、このように思っております。

次に、案内板や標識についてですが、合併して6年、今でも旧町のままのものや、観光看板でも塗り直しが必要なものもありますので、一定の予算を決めて計画的に更新をお願いいたします。これまで毎年の予算の中でも徐々に、そういった塗り直し等がされておることについては理解しておりますけれども、できるだけ早く、これは終わてもらうと、こういうことでお願いをしたい。以上が、観光戦略についてであります。

第3点目の質問は、教育長にお伺いをいたします。まず、学校林の現状と管理の状況についてお伺いをいたします。学校林は、明治28年に学校植栽日を導入したことから始まったとされておりまして、これ以降、全国に普及したとされまして、与謝野町内の小・中学校におきましても、手元の資料では約5ヘクタールの山林があるとされております。戦後の山に対する関心が深まった時期から、現在のように山に対して空白の時代を経て、改めて環境教育という視点から学校林活動がおごってきていることを感じたからであります。

そこで教育長にお尋ねをいたしますのは、町内の学校林の現状が、どのようになっており、また、あるいは、どのように管理をされてきているかについてお伺いをいたします。私の知る範囲では学校林という名だけ残っているところもありますし、既に分収造林に組み込まれているのから、放置されているものまで、いろいろあると思っております。

次に、学校林というものが、どのような役割を担っているのか。特に、これまではほとんど空白の時代だったと思っておりますけれども、今から20年近く前に京都府は緑の少年団を呼びかけた時代がありました。これは林業サイドの働きかけのみで終わり、教育と結びつくと、こういうところまではいかなかったと思っておりますけれども、学校林の活動は森林体験を担う場としても極めて重要であると思っておりますし、そのように全国的にも評価をされておりますが、幾つかの小学校を見ても、自然観察の場として、あるいは森林遊びの場としての課題設定を児童にさせているところや、木や木の実を利用した工作、中学校では間伐材を利用した工作、シイタケのほだ木づくりや山の下草刈り等の実習がされています。ぜひ学校林活用が広い意味での次の世代に向けた森林保全の担い手創出の手助けになるのではないかと、このように考えています。非常に時間的な制約はあると、このようには考えておりますけれども、これまで忘れられた存在であった学校林について、環境教育の視点から再考する必要があると見ていますが、教育長の見解をお願いいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 改めまして、皆さん、おはようございます。

きょうは大江山に白い雪がかぶり、寒い日になりましたけれども、一般質問の第1番、勢旗議員ご質問の一つ目、平成24年固定資産評価基準年度に当たり、評価がえを問うにつきまして、お答えをいたします。議員もご承知のとおり固定資産税の土地及び家屋は、地方税法第341条及び同法第409条などにより3年ごとに評価を行うことと定められており、平成24年度が評価の見直しを行う年度となっております。

1点目の右肩下がりの中で固定資産評価はどのような方針になっているのかについてでございますが、固定資産の評価及び価格の決定につきましては、地方税法第403条におきまして、第388条第1項の固定資産評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならないというふうに定められていますので、この評価基準によって評価を進めているところでございます。まず、土地の評価でございますが、バブルの崩壊やリーマンショックに端を発した世界同時発生の金融危機により、地価は依然として下落しており、先に申し上げました3年ごとの見直しでは、現在のような変化が著しい時代にあつては、土地の評価における適正な時価と隔たりが生じます。このため地方税法の附則第17条の2の規定により毎年、価格の修正を行い適正な時価で評価を行っています。

平成24年度の土地の評価につきましては、平成23年1月1日を価格調査基準としまして、地価公示価格及び不動産鑑定士による鑑定評価から求められた価格を活用して適正な時価を求め、その調査結果をもとに京都府土地評価協議会におきまして近隣市町との調整を行い、さらに7月1日を価格調査基準日としまして、地価調査価格及び不動産鑑定士による鑑定評価を行って価格の修正をしながら評価がえに向けて事務を進めているところでございます。

宅地の評価額につきましては、平成23年度と比べますと4.4%程度下落する見通しとなっており、田畑、山林につきましては、平成21年度から価格は据え置きとなっており、平成24年度におきましても据え置くことで調整をしています。

次に、家屋の評価がえに伴う改正点等につきましては、在来分家屋の評価がえは物価の上昇や下落などを考慮して定められる再建築費評価補助率が、木造は0.99、非木造は0.96と平成21年基準年度の木造1.03、非木造1.04と比べて、いずれもマイナス改正されています。在来分家屋の評価がえ後の評価額につきましては、全評価基準の再建築費評点数に再建築費評点補正率を乗じて求めますので、今回の評価がえでは平成21年、基準年度の評価がえの差異により評価額が落ち込むことが予想されます。

次に、新增築分家屋の評価がえにつきましては、評価額を積算する際の再建築費評点基準表の評価項目が近年の建築様式に合わせた資材や施工方法に一部改正がされていますが、そのほかには大きな変更点はございません。なお、新築住宅の建築数は近年減少傾向で推移しており、結果としまして家屋全体で見えますと総評価見込み額は平成21年度基準年度の評価がえの差異より落ち込むことが予想されます。

次に、2点目の京都府の基準宅地価格の公表と指示平均価格につきましてお答えいたします。基準地価格につきましては、京都府固定資産評価審査会の決定を経て、平成23年11月24日付で通知を受けました。その価格は1,000平方メートル当たり田が13万9,100円、畑が9万7,800円、山林が3万6,900円となっており、これは平成21年度と同額でござ

います。宅地は1平方メートル当たり2万9,190円となっており、平成21年度と比べますと1,010円の下落、率にいたしまして3.3%の下落となっています。京都府内で見ますと26市町村のうち八幡市を除く25市町村で下落しており、平成21年度と比べますと8.7%の下落となっています。下落した市町村の中では木津川市、伊根町に次いで当町は3番目に下落率が小さい状況でございます。なお、下落率が大きい市町村は福知山市、舞鶴市、綾部市の順となっています。また、指示平均価格につきましては、固定資産評価基準の定めるところにより京都府知事が算定して通知されますが、通知時期は来年3月上旬の予定でございます。

次に、3点目の土地の分割評価につきまして、お答えいたします。土地の評価は土地登記簿に記載されました内容及び構図に基づき評価を行います。地目変更の登記がされない場合などは、現況により評価を行っています。土地登記簿及び構図に基づきますと、1筆の土地の地目は一つでありますので、基本的には1筆で1地目の評価を行います。1筆の土地で使用形態に大きな差異が見られる場合には分割して評価する必要もあると考えています。しかし、例えば、畑を農地転用の許可を受けられて住宅を建築された方が、半分は住宅用地として使用され、残りは畑として使用されておられるようなケースがございますが、このような家庭菜園は宅地として評価をしています。やはり農地とは農地法の制限を受けることにより土地所有者の意のままに売買取引ができない土地であることから、評価が低くなっています。現況は、いくら畑であっても農地転用の許可を受けたことにより、既に宅地としての潜在的な要素を備えていることから分割して畑として評価はいたしておりません。

次に、4点目の地方税法第408条と現地調査の現状につきまして、お答えいたします。地方税法第408条では、市町村長は固定資産評価員、または、固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年、少なくとも1回実地に調査させなければならないと定められています。現状といたしましては、税務課職員が年間に何度となく状況を把握するために町内じゅうを調査に回っています。さらに町民の皆様には固定資産に移動が生じた場合に連絡をいただきたい旨の公報を行っていますし、また、航空写真なども活用しまして評価の適正化、均等化に努めています。

ご質問の2番目、独自の観光戦略とはにお答えいたします。議員ご承知のとおり当町では平成21年3月に策定の観光振興ビジョンに掲げた美心与謝野、美心をもたらず観光の町を目指して、昭和モダンとシルクの里、与謝野鉄幹・晶子ゆかりの町を目標、テーマとして誇りづくりの推進、もてなしづくりの推進、ものづくりの推進の三つの分野に分け、それぞれ行動プログラムの具現化に向けた取り組みを、観光協会を中心に関係団体等との協働で行っているところでございます。

ご質問の1点目、もてなしの心と公衆トイレの時間外閉鎖でございますが、ご指摘のトイレは旧加悦町役場併設のトイレで、本年10月より夜間閉鎖を行っております。旧加悦町役場は、合併と同時にちりめん街道を訪れる方々の休息の場所として開館し、併設のトイレにつきましても来館者の皆様やちりめん街道へお越しの方々、地元の方々にご利用いただいているところでございます。この夜間閉鎖に至った経過を申し上げますと、これまでも一度、夜間閉鎖を行った経緯がございますが、夜間から早朝の間に毎日のようにトイレトペーパーがなくなったり、トイレ内が大変汚されたり、ものが便器に詰められ、数回にわたって修繕を行わなければならない状況が続いたことにより、夜間閉鎖としたものでございます。再度、終日利用に戻したい

との思いから、一定期間、従来の利用期間に戻しましたが、今回も同様の状況に至ったことにより、夜間閉鎖を行ったもので、トイレ使用のモラルが大きな問題だと考えています。できれば、終日、利用できるように戻したいという思いは山々でございますが、この現状を、どのように解決していくかは非常に難しいと思いますので、対策を検討する時間もいただき、当分の間、様子を見させていただきたいというふうに思います。

次に、ご質問の2点目、出雲大社厳分祠との連携でございますが、議員からは昨年6月議会にもご質問いただいております、さらなる連携を担当課や観光協会でも検討させたいとの答弁をいたしております。前回は申し上げましたが、年間13万人もの参拝者の皆さんを、どのように経済効果に結びつけるかは大変重要と考えております、連携を図ることが今後の観光振興の重要なポイントであるというふうに思っております。

旧野田川町のときでございますが、前回は述べましたように天橋立トライアスロンのゴールや、また、第43回国民体育大会の宿舎を受け入れていただくなど、交流人口の受け入れ場としても大変ご協力をいただいたこともございましたし、現在でも観光協会の役員としてご協力をいただいております。連携につきましては、出雲大社厳分祠からも協力の思いをお聞きいたしておりますので、着実に進んでいるものと思っておりますが、具体的な状況になっていないと商工観光課から聞いていますので、参拝者の方々が、次に観光客として来町いただく仕掛けづくりが確立できるよう商工観光課には再度、指示をしたいというふうに思います。

次に、ご質問の3点目、案内看板・標識の計画的な更新をでございますが、観光振興ビジョンのもてなし分野の行動プログラムに案内看板、標識設置が掲げられています。現在、設置計画はできていませんが、もてなしとして大変重要でありますので、早急に策定を行う必要があるというふうに思っております。なお、策定を待つまでに設置すべきと考え、春に供用開始されました与謝・天橋立インター出口には与謝野町のPR看板を設置しておりますし、さらには町内のイベントを事前PRできる看板の環境も整備し、ひまわり15万本、ちりめん街道丸ごとミュージアム、大名行列、国民文化祭等をPRさせていただいております。

最後になりますが、案内看板、標識の更新につきましては、観光ビジョンのテーマを発信できるデザインも考えながら進めていくことが必要と考えておりますので、これらも含め検討したいというふうに思います。

以上で、私へのご質問に対する第1回目の答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） おはようございます。

勢旗議員の私への学校林の現状と教育にどう生かすかというご質問に対しましてお答えをさせていただきます。学校林につきましては、日本に学校制度、明治5年の学制発布以来、学校というものを自治体がつくることになりました。それとともに、次の学校建設、建築、改築等のための用材、あるいはまた、暖房等の燃料の供給源として学校林が、いわば学校の基本財産形成という位置づけで取り組まれました。戦後は、さらに国土の復興運動の一環として、また、森林資源の確保、また、愛護思想の普及、公共福祉への寄与などの林業行政、教育上において重要なものとして推進されてきました。そしてまた、その所有形態につきましては、学校の所有や国有林や公有林など、分収林によるもの等、いろいろの形態で存在をしてきているところでございます。

そしてまた、議員、先ほど紹介されましたように学校における学校林の活動といたしましては、心身ともに発育中の小・中学校の児童・生徒や高校生が植林や保育作業を通じた自然に関する科学知識の学習、社会に貢献する情操豊かな人間性の修得、森林造成による地域社会への寄与などの側面を持った活動として実施されてきたところであります。

さて、町内の学校林の現状と管理の状況につきましてでございますけれども、町内の学校林といたしましては、与謝小学校に4筆、面積3,148平方メートル、桑飼小学校に1筆、66平方メートル、加悦小学校に5筆、面積2万872平方メートル、岩屋小学校に7筆、面積3,943平方メートル、市場小学校に6筆、2万64平方メートルがあります。さらに加悦中学校におきましては、加悦中学校の校舎裏手に1筆、588平方メートルがあったのでございますけれども、加悦中学校の学校林につきましては、平成17年3月23日に普通財産として変更され、現在、学校林としてはございません。

以上が、学校林の状況でございます、その管理につきましてでございますけれども、加悦小学校においては50年代に間伐を行ったという記録が残っておりますが、その他の学校の学校林につきましては、手を入れた記録は残っておりません。そのため現在、その管理の状況といえば自然のままに任せているというのが実態でございます。

次に、学校教育の果たす里山の役割について、お答えをいたしたいと思っております。里山の定義については、いろいろあるようでございますが、広い意味では里山林、田んぼ、畑、池、用水路、あぜなどがセットになった農業環境、景観という概念がとらえられているようでございますので、その概念に基づいてお答えしたいと思っております。ご承知のように、日本人は昔から自然を上手に利用し、うまくつき合いながら、その恵みを享受してまいりました。いわゆる日本の農山村における原風景といわれる里山における暮らしの営みには、自然との共生に根差した貴重な価値を含んだ歴史や文化、そして、自然の生態系が存在していたと思っております。しかし、ご承知のように1960年代以降、日本のエネルギー政策の変換と相まって振興いたしました社会や産業構造の急激な変化、農林業従事者の高齢化などとともに里山が持っていた機能も衰弱と荒廃を余儀なくされていた地域がふえております。そんな中ではありますが、当地域におきましては、昔のままの面影は、まだ残されている部分がたくさんあるのではないかと、そのように思っておる次第でございます。そうした意味では、今の子供たちが、当地域の身近な先人たちが歩み、残してくれた貴重な財産や資源について学ぶことは意義深いものがあるのではないかと思います。特に、これからの持続可能な地球環境の問題を考えるためのヒントが先人たちの知恵や技術の中にあるのではないかと思っております。

学校教育におきましては、小学校を例にとりますと小学校低学年の生活科、中高学年の理科、社会科や総合的な学習の時間などで地域の産業、自然、文化、歴史などについて学ぶ内容があります。農家の方々のご協力やご支援を受けながら、米づくりなどについて学ぶ、また、体験などを通して日本の農業について考えたり、岩屋川、野田川に生息する水生植物と環境とのかかわりを調査して、環境について考えるなど、それぞれの教科や学習のねらいに沿って地域の自然、歴史、文化などを素材にした学習が行われております。その中で里山につきましては、議員、先ほどご紹介の体験的な学習や、里山が持っているよさや価値そのものについて学習と、学習をするということは、残念ながら現在、行っておりません。そうではなしに、ふるさとや身近な地域に

ついて学ぶことを目的にした学習を行っております。地域の、そのすばらしさに気づいたり、発見したりすることにより、自分が生まれ育った地域や先人たちの生活や知恵を学ぶことによって自分の生まれ育った地域に愛着と誇りを持つ子供たちに育ってくれればと期待しながら、それぞれの学校で学習に取り組んでいるのが現在の状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） どうもありがとうございました。

それぞれ答弁をいただきました。ちょっと町長、細かい部分に入りますけれども、ちょっとお許しをいただきたいと思っております。

一つは、先ほどの分割評価についてでございます。これにつきましては下水道の工事、あるいは賦課金、下水道の分担金を払うか否かということの中で、この分割評価がかなり浮上してまいってきておると、このように思っております。そこで担当課に聞きますと、分割評価は非常に難しいと、こういうふうな答弁だというふうに聞いております。町長、おっしゃったのに、いわゆる農地転用の許可を受けて宅地をしている。その中に畑がある。これはアウトなんですよね。実際に。しかしながら、分割評価については、どこでもそういう例はありまして、例えば、大阪市の場合を見てみましても、この分割評価の届け出についての案内がされておまして、1筆の土地において形状、利用状況等により2以上の部分に明確に区分できる場合には、それぞれ分割して評価した上で課税を行いますので、該当の土地をお持ちの方は土地分割届出書を提出してくださいと、こういうふうにPRをされておるんですね。したがって、このことは評価基準にも示されておると、こういうふうに思っておるので、ぜひ、このところをお願いをしたいと、このように思っておりますが、現状、あまりそういう例がないのかどうか、聞いていらっしゃる範囲でお願いします。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 具体的な例につきましては、私自身、承知しておりませんので、税務課長のほうから答弁をさせます。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） おはようございます。

勢旗議員の1筆評価の地目のことについてでございます。現状としては、ほとんどございません。今、議員おっしゃいますように大阪市のほうで案内がされているというふうなことでございます。これも一応、承知はしております。そのような中で、例えばでございますけれども、例がございまして、住宅用地が、例えばあります。そのような住宅用地の、広い用地の中で都市部でございましたら、貸駐車場をされていると、それもきっちり、そういう区分けがされているような場合というふうなことで例としては載っておりましたので、現状、本町では、こういうようなことはないというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そうしますと、確認をしておきたいと思うんですが、そういう例がありましたら、それは税務課で現地を見ていただいて対応していただけると、こういう理解でよろしいですか。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 今のご質問にお答えしたいと思います。個々、それぞれ特殊な事情ということになりますので、私どものほうが評価、現地に向かわせていただきまして、所有者の方ともヒアリングといいたいでしょうか、させていただいて判断させていただきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 先ほど、町長、答弁いただきました段階で、いわゆる毎年、408条の関係ですね、これは毎年1回調査しなければならない。これはそういうふうになっておるわけですが、この規定について、これは強行規定だと思われますか、あるいは、訓示規定だと思われますか。この辺は、町長、どのような感じられていますか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） ご質問が難しくして、ちょっとわからないので、お答えがようさせていただきません。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） これは町長、おっしゃいますように、難しいといえば難しいんですけれども、実際に、これだけの土地を評価補助員がずっと見て回することはなかなかできない。あるいは、評価員が見て回ることができないということで、大体、できないということになったところが多いですね。これは訓示規定だと言うておるんです、市町村は皆。ところが、そうではなしに、例えば、凡例を見てもみますと、いやこれは強行規定だと、必ずやらんなんのだと、こういう規定もあるんで、ちょっとお尋ねした。これはよろしいです。先ほど、町長がおっしゃったのは、何回かパトロールしておると、こういうお話であったんですが、私どもに寄せられておりますのは、例えば、土地が、自分が持っている土地の登記されている面積より狭いと、そのことを担当課に言うたんだけど、なかなか来てくれない。理解がしてもらえないと。こうおっしゃる方があるわけですね。それは、おたくがはかられたら、それにしますよと、こう言われるわけなんですけど、しかし、必ずしもそうなんかなと、私は思っている。調査に行くと、実際に当たってみれば、それは、その土地がわかるんじゃないかなと思ったりしまして、この規定をお聞かせをいただいたということで、これはよろしいですけれども、そのことがお尋ねしたかったんです。

それから、この評価額については、町長のお答え、理解をいたしました。問題は、この土地が下がるんですけれども、しかし、税金はふえると、いわゆる負担調整ですね、このことが実際にどうなるのかなと、それで24年度の評価がえでは評価額は京都府の、あるいは全国の例を見ても下がっているんだけど、課税標準は上がると、このことを非常に心配をされている方がいるんですが、いわゆる負担調整措置について、24年度は、どのようにになると聞いていらっしゃいますか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 課長のほうからお答えさせていただきます。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 勢旗議員のご質問にお答えしたいというふうに思っております。先ほど、町長の答弁のほうにございましたけれども、通常、1月1日に評価基準がありまして、評価をさせていただきます。現在、附則を用いまして7月1日に再度、調査をさせてもらっておりまして、その意味としましては下落が激しいということで、調査を、附則を使ってさせていただいております。

それらを踏まえますと、負担調整の措置も今後もされるのではないかというふうに考えております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 私が心配をしておりますというのは、私のところに寄せられている意見は、評価額は下がるんだけど、負担調整が上がるのではないかなど、それは土地の状況によりまずけど、そのことを心配されておるんで、ひとつそういうことにならないように、ちょっとはっきりわかりませんが、よろしくお願いをしたいと思っております。

もう1点だけ、固定資産のことで質問をしておきます。家屋の場合ですね、いわゆる経年減価というのは80%を減価した時点で20%が残って、これが評価額としてなっているというふうに思うんですが、ところが実際、ここ何十年、30年ぐらい、建築されて建った住宅、家屋を見ますと、いわゆる経年減価では、まだ、残っていなければならないのに、損耗度が激しいために非常に傷んでいる。したがって、価格が、今、建てたら幾らという、再建築価格から見ても非常に高いのではないかなど、こういうふうに思える家屋があるわけですが、経年減価が主体で評価になると思うんですけども、そうではなしに、損耗でも評価というものについては現状、どのようになっているかだけお伺いしておきます。

議長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 勢旗議員のご質問の経年減点の関係と、それから、もう一つ損耗減点、お答えしたいというふうに思います。勢旗議員がおっしゃいますとおり、経年減点補正率というのがございまして、1年たつと0.8%ということで20%落ちます。それが最終的に、木造の場合でしたら0.2ということで2割になります。これは、どの家屋も一律に適用させていただいております。ただ、もう一つおっしゃいました損耗減点補正率につきましては、基本的には火災とか天災とか、通常の年数経過で見れない部分を、こちらのほうで見させていただいて、個別に判断させていただくというふうになっております。今おっしゃいますような家屋がございまして、古くなっているということなのかなと思いますけれども、それを特段、損耗減点でというふうには考えておりません。やはり地震とか、それから家屋で損壊されたとか、そういう場合につきましては、こちらのほうから被害調査という格好もあるんですけども、行かせていただいて、損耗減点の適用をさせていただくというふうに考えておりますので、個別に対応させていただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） ひとつ、この家屋につきまして、とりわけ非木造住宅について、そういった意見も寄せていただいておりますので、しっかりと、そういったことにこたえてほしいなど、評価基準の範囲の中で、よろしくお願いをしたいと思っております。

次に、2点目のちりめん街道の拠点であります旧加悦町役場のトイレについて、町長から答弁をいただきましたが、私はやはり、これはそういう、いろいろやってきたけれどもということではありましても、やはりここは時間外についても、私は朝7時から夜10時までぐらいは絶対に、これはやってほしいなど、そういう希望が圧倒的に多いと思うんですけども、今までのお話を聞きますと、何か地元が使う時間に、そういうことに、ようなるんだというふうに聞こえるわけですけども、ぜひ、このトイレについては、これは道の駅のトイレと並んでですね、町の顔で

すから、観光の、ひとつしっかりと、その辺について対応をお願いをしたいと、このように思っておりますが、町長、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 思いとしては、終日オープンさせていただきたいというのが本旨でございますし、そうであってほしいと思うんですけれども、あまりにも非常に荒らされるといいますか、いろいろなことがございまして、そうしたの中で管理上、そういう形を今、とらせていただいております。できるだけ早く、そうしたことが解除できますように、何らか、ほかの一工夫が必要かなというふうに思っておりますので、もう少しお時間がいただきたいと存じます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 町長、私が重ねて、このことを申し上げますのは、以前、花皆懂の会社の皆さんといえますか、グループの皆さんがおやりになったときは、そういうことを、あまり聞かなかったものですから、今回、今、このことが、こういったことでやられるということが、もうひとつこちらとして、あるいは一般としても理解ができにくいわけなんですよ。そうして改めて聞けば、それはそれでわかりますけれども、ひとつ早急に、私は、このことは元に返していただく、あるいは7時から10時まででも私はいいと思うんですよ、それは。時間を切って、24時間じゃなくても、私はそう思っておりますけれども、ぜひひとつ、そのところはお願いをしたいと思っております。

それから、出雲大社の件につきましては、これは私は、先ほど言いましたように丹後広域キャンペーンの分担金の中にも、このことを見込みながら観光客の数に加算して払ってるんですよ。だから、ぜひこれはうまく連携をしながら、私はやっていく責任があると、こういうふうに思っておりますので、ぜひ担当課へのご指導をお願いをしたいと思っておりますが、重ねて、そのところをお願いいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、旧野田川のときも観光客といえますか、入り込み客の一番大きいところが出雲大社厳分祠でしたんで、そうしたことを考えますと、大変大きな、たくさんの方がお見えいただける場所だというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、具体的な形としては進んでおりませんが、やはり観光協会の中でもいろいろとご議論いただくなり、協議いただく、そして町も、それに対しまして、どういった支援ができるのか。支援といえますか、財政的ではなしに、どういう取り組み方ができるのか、もう少し一知恵も二知恵も出す必要があろうかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） この出雲大社の関係につきましては、この振興ビジョンをつくります折のコンサルの側が会議の中で提起しているんですよ。出雲大社は大事ではありませんかと、しかし、全くそのことか意見としてまとめられずにきている。私は、ここがちょっと理解が乏しいので、ぜひともひとつ今後、発展するようにお願いをしておきたいと思っております。

次に、教育長さんにお尋ねをいたします。先ほど答弁いただきました。学校林の状況、大体わかるんですが、まず、所有関係でお伺いをしますが、加悦小学校の加悦奥にあります4筆の土地でございますが、これは個人の所有地のように思えるんですが、そこはどのようなふうになってお

りますか。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。加悦小学校につきましては、加悦奥の山林に5筆、これは個人の方の山を分収林として契約をし、地上権設定をしているところでございます。以上でございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 過日、12月6日の新聞によりますと、福知山の私立の中学校だと思っておりますけれども、その活動としましてですね、写真による環境活動の取り組みが環境支援コンテストに入賞したという報道がされております。これは美しい山林と、それを取り巻きます環境の変化の写真が、組写真が評価をされたということで、私は、これを読みまして、いろいろ取り組み方があるんだなと、こういうふうに改めて感じたものでございます。教育長さんについても、1カ所ぐらいは見ていただいておりますと思うんですが、学校教育の中に多少とも、先ほどおっしゃったように農業と川とのあたりまでは行くんですよ、一步踏み入れたところが、今後、その辺どういふふうになるのかなということを教育長さんにお尋ねをしておきたいと思っております。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えしたいと思います。先ほど申しましたように、現在、学校教育の中で、環境につきまして勉強している一端を紹介させていただいたわけでございます。確かに議員、ご指摘のように川と田んぼ、畑、そこまではいつているわけでございますけど、その一歩先、森林等については、現在のところ取り組まれていないのは、もう実情でございます。いずれにいたしましても、自然環境をいかに保護していくか、そして、残していくかという、そうした観点からの教育というのは、今、非常に大切に重要でございますので、今後、研究はしていく必要がある課題ではないかと思っておりますけれど、現在の里山の状況は、改めてご紹介するまでもなしに、まず、子供たちが入っていけるような整備を、まず、しなければならぬんじゃないかと、そのように思っております。いずれにいたしましても、この地域におきましても、日本全体を考えてみましても、森林の面積というのは圧倒的に広いわけでございますので、それらについての体験的な学習ができるようになることは、どうしたらいいのかということは、もう研究課題であると、そのように思っております。以上でございます。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、教育長に、もう1点だけ申し上げて終わりにしたいと思っております。この学校林の調査が、いつやられておるかなというふうに聞いてみますと、手元の資料では昭和59年に、これがやられておるということで、非常に旧加悦町の小学校におきましては、順調に、それぞれの植栽木が育っておると、こういうことだというふうに思っております。ぜひ、ひとつそういった場に先生方や教育長さんも含めて、1回ぐらい見ていただくと、そのことが重要ではないかと思っておりますので、そのことから、まず、スタートをしていただくということをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

議 長（井田義之） これで、勢旗毅議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

10時50分まで休憩いたします。

(休憩 午前10時36分)

(再開 午前10時50分)

議長 (井田義之) 休憩を閉じ、本会議を再開し一般質問を続行します。

次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

7番、伊藤議員。

7番 (伊藤幸男) それでは、事前通告に基づき第1点目にまちづくり協議会、いわゆる地域協議会の創設の課題について。第2点目は、来年3月末までの事業で現在、行われている住民の皆さんの住宅の新築改築助成制度について、一般質問を行います。

地域協議会の問題は、今までにも何度も取り上げてきた課題でありますし、また、住宅改修助成制度についても質疑などで繰り返し取り上げてきた課題ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

初めに、この質問の二つにわたって幾つかの取り巻く情勢などや、私の意見を述べさせていただきます。

一つ目は、地域協議会というのは、どういうものかという点です。全国各地では、さきの市町村合併を機に、集落ごとにまちづくり協議会とか地域協議会とかがつくられ、市や町の行政運営を支え、地域の要望を実現させたり、また、地域の自主的な取り組みを支援したりして、住みよい地域づくりを目指して地域住民がみずから自立して自主的、自覚的な運営を目指す町や市が出てきています。全国的にも名称はさまざまですが、まちづくり協議会、いわゆる地域協議会というのは、その目標は地域の住民が自覚的、自主的に知恵を出し合い、助け合い、支え合い、協力し合って、地域のことは地域で決め、地域で解決していく、また、地域の行政運営にも協力していくという、自立した地域組織を目指す住民自治の組織であります。

地域協議会というのは、住民の行政参画を向上させるものであり、また、みずからの地域に誇りを持って地域づくり、まちづくりを推進する大きな力を創出するものと考えています。

二つ目は、地域協議会が求められる情勢の変化です。この間の阪神・淡路大震災をはじめ各地で災害が多発し、今までと全く異なるような台風などによる大災害が発生し、そしてまた、ことし3月には東日本大震災と原発大事故が発生したことは、日本社会に大きな衝撃を与えました。いろいろな事情を抱える災害被災者の支援や復旧と復興と同時に、特に、あの原発事故というのは、ほかの事故とは異なり、どんな安全対策をとっても安全確保ができないというのが現在の科学技術の到達であります。このエネルギーという日本の経済の根幹にかかわる最重要問題は被災被爆の対応を含め、日本社会のあり方と、その対応が国ではもちろん地方でも、全面的、全分野的に鋭く問われており、抜本的な転換が求められているところであります。

もう一つは、高齢化が急速に進んできていることです。独居老人の世帯もふえ、そのもとでの地域社会のあり方、国と地方の行政のあり方、対応がするどく問われています。加えてワーキングプアと呼ばれる低所得層の増大と、国が出すべき地方交付税の削減などでもあります。このことによる地域経済の疲弊、落ち込みや、こうした経済分野だけでなく、地域社会やまちの行政運営にも重大な影響を与えています。これは世界にはない日本社会特有の現象であり、低所得者層の個人の努力を超えた問題であり、根底には政府の労働法の改悪など、国民所得の引き下げと負担の増大によるものであることは明らかだと思ひます。国にお金がないからではなく、財界、大企

業には何と260兆円ものため込みがあるのであります。その上、災害復興を口実にし、国民には消費税率の引き上げを迫り、その一方で260兆円もため込みをしながら、そのお金の使い道がないと言っている。こういう大企業などの法人税を下げようとしているわけであります。

三つ目は、住宅改修制度の全国的な広がりであります。言うまでもなく、この住宅改修助成制度は地域の業者の仕事づくりや地域経済の活性化へ貢献し、また、住民の住まいの向上に大きな役割を果たしています。都道府県レベルでは、京都府にはありませんが、秋田県が実施し、県内の市町村の住宅リフォーム助成事業を、いわゆる住宅改修助成事業を励ましています。京都府下でも先進地の与謝野町に視察するなどして、幾つかの自治体でも実施に踏み切っています。

四つ目、国も地方行政も個人の財産である民間住宅に公的支援を出すことは問題があるという考え方がありましたが、この間、多発する大震災や台風災害などによって民間家屋の耐震改修が大きな課題になってきています。同時に民間住宅にも公的支援が必要だという考え方が広がってきている点であります。

五つ目は、与謝野町での経済効果についてです。この住宅改修助成制度は来年3月末で終了という3カ年の制度ですが、この間、本年11月までの2年8カ月間を見ても、まず、申し込み世帯が1,355戸で、全世帯の2割を超えています。その申し込み申請の直接の業者数は155の町内業者で関連業者数からいうと73.8%を占めています。その仕事に、いわゆる業界という手間貸し、協力している業者もありますので、この数値はさらにふえることは明らかです。また、補助金総額が2億1,000万円で、その事業費総額は32億7,000万円、経済効果は15.5倍ということになります。加えて1,355戸の申し込み世帯のうち3分の1強が下水、水洗化接続工事をしており、この貢献も非常に大きいものと考えています。一つの制度で、これほど大きな地域経済への貢献をしたというのは、今までにはないのではないかと私は考えています。

六つ目、住宅改修制度を利用された住民や利用業者の皆さんの声です。利用した住民の皆さんからは機織の工場だったところを年寄りの部屋にしたので大変助かったと、本当にいい制度だと思うと、20万円もいただいたと、年もとったので下水工事はやらないつもりだったが、あの制度で便所もきれいになり気持ちがいい。その制度で台所を直してもらった。食器棚や家具、カーテンなども新しく買った、料理するのも楽しくなった。いい制度だな、などなどさまざまな意見が出されました。また、町内業者の皆さんからは仕事がなかったのが、この制度で本当に助かった、うれしい。また、違う会社ですが、職員の首を切らなくてよかった。雇用が確保できた。これからも続けてほしい。仕事はない、ほかの町の業者の仲間からうらやましがられて、うちの町もやってほしい。こういうことが口々に言われている。また、仕事がないために畑仕事ごろをやってきたが、この町のおかげで、この制度ですね。町のやった、この制度のおかげで本職の建築業をどうにか続けることができている。この制度を継続してほしい。仲間のみんなも、そう言っていると。3月までで終わると、その後がもっと怖いなどなど、住宅改修にかかわる住民の皆さんの声は大好評でした。また、こんな話も聞きました。下水道工事が、まだ、うちに来ていないので、その制度を使って接続できない。不公平だと思うとか。来年3月末までなら、下水が何年か先に来るので、今のうちに予約しておきたい。こういう話も出ています。

それでは、質問に入ります。まず、その第1点目、地域協議会の創設の課題です。その一つ目

の質問、合併協定の合意や総合計画による協議は、少なくとも自立した住民自治を育成し、地域の自主的な運営やまちづくり、また、町政運営への参加と協力など、住民の行政参画、協力体制を強く求めていたのではなかったのかと、それは町長みずから住民の声を聞く、住民の行政参画を掲げてきた方向に合致するものであり、町政運営の大きな要といえる課題ではないのかという点であります。

二つ目、この間の町長の答弁は、地域協議会と行政自治区の関係で、二重行政になることを心配されているようですが、もっと柔軟に考えるべきではないか。そして、その趣旨や目標を改めて明確にし、区長さんらの協力も得て、具体的に協議、検討をすべきではないのでしょうか。

三つ目、合併協議会の残された課題であり、総合計画の課題でもある地域協議会の問題を、本格的な調査研究が要るのではないかと、こういう点であります。

第2点目の質問は、住宅新築改修等助成制度の継続についてであります。その一つ目の質問は、この制度の2年8カ月をどのように判断しているかという点であります。

二つ目、阪神・淡路大震災以後、地震災害が多発し、そして、また、東日本大震災という未曾有の大地震が起こり、耐震改修が極めて重要となってきました。耐震改修を含む住宅改修助成を実現させるよう、充実させるよう検討すべきではないでしょうか。

最後に三つ目の質問、この助成事業は水洗化事業にも大きな貢献をしています。まだ、水洗化、下水事業の接続、これらが未整備の地域も残されており、継続して事業をやるべきではないかと、こういう質問であります。

以上で、私の第1回目の質問といたします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 伊藤議員、ご質問の1番目の総合計画での地域協議会の創設についてお答えいたします。これまでから、地域協議会の設立について何度もご質問をいただいているところですが、これまでお答えしておりますとおり、正直、申し上げまして地域協議会の設立については、非常に判断の難しいところであり、現在のところ設立には踏み込めずにいるところでございます。この件につきましては、住民の皆さんとの議論も進んでおりませんので、引き続き慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。地域協議会につきましては、議員、ご承知のとおり全国の自治体では、いろいろな名称で、いろんな形式をとり、その地域に合った枠組みで取り入れられているものと思っております。与謝野町では、区という自治組織がしっかりと機能しており、区が中心となって地域コミュニティの推進や公民館活動、防災対策などを推進していただいております。合併後におきましても、24の自治体が相互に相乗効果を高められ、自治活動は確実に活性化してきていると思いますし、住民のまちづくりへの意識も着実に高まってきているのではないかと感じております。このような中で今、地域協議会を組織して、町と自治区との間に、もう一つの組織を置いて、行政を複雑化することを自治区や、あるいは町民の、住民の皆さんが果たして強く望んでおられるのか、この点において、私はまだまだ、議論が不足しているというふうに思っております。

現在、それぞれの区においては、しっかりとした機能を持って運営をしていただいておりますので、このような手法をとり、より一層区と行政とが協働関係を深め一体となって参画と協働の

まちづくりを推進していくことのほうがわかりやすく、住民の思いにも答えやすい側面があるのではないかというふうに考えており、新たな地域協議会の設立は慎重に考えなければならないというふうに思っております。そもそも地域協議会が検討されてきた成り立ちは、3町が合併することにより町域が広くなり、住民の皆さんの声が届きにくくなるのではないかという合併前の不安の中で、新町まちづくり計画や合併協議会で検討されてきたものであり、その考え方をもとに総合計画にも反映しているわけですが、その当時の考え方であった住民の届きにくくなるという不安は、区の積極的な取り組みや活動、さらには町政懇談会などの、直接、皆さんからご意見をいただく機会の充実により、ある程度、満たされているのではないかというふうに思っております。議員、ご指摘のように全国の取り組みでは、いろいろな問題や課題に対応し、住民の声を行政に課すよう地域協議会を設けておられますが、私としましては、区と町が互いのパートナーとして、車の両輪のごとくお互いに共助をし合いながら、その時々の流れに対応する参画と協働のまちづくりを、より一層強化し、推進していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

ご質問の2番目、住宅改修助成制度の継続についてお答えいたします。1点目、住宅新築改修助成制度の2年8カ月をどのように判断しているかとのことですが、この間の実績といたしましては、先ほど言われましたように申込件数が1,355件、補助対象工事費が32億6,727万円、補助金交付額が2億1,068万円となっており、対象工事費を補助金で除した経済効果は15.51倍となっております。この2年8カ月で利用件数は町内の持ち家件数の20%を超えており、町内に本社、本店を有する業者155社が、この制度に参加し、町内に32億円を超えるお金が循環したということは、すばらしい効果があったものと理解しております。

2点目の耐震改修を含む住宅改修助成事業に充実させることを検討すべきではないかとのことですが、木造住宅耐震改修費助成制度につきましては、当初、その補助金は耐震改修に要した費用の2分の1以内で上限額60万円、この費用分担としましては、国、府、町、それぞれ20万円というものでございました。しかしながら、全国的に利用件数が伸びなかったため、国は平成22年度中に一時的に補助金上限枠を90万円に引き上げることとしました。その結果、制度利用者が増加しましたので、このまま90万円を制度を継続できればよかったのですが、国は23年度は上乗せ補助を取りやめたため、再び利用者が減ることとなりました。耐震を推進したい京都府はそれぞれの負担が増加しても90万円に戻したいと国と協議し、現在、再び90万円の補助金になったという経過がございます。町の負担は議員ご承知のとおり20万円から24万7,500円となっております。現在、住宅新築改修等補助金交付制度は耐震改修工事を対象外としておりますが、その理由といたしましては、耐震改修工事は事前に耐震診断を受けた後、申請を行い設計どおりに工事が完成したものに対し、補助金を交付するというものとなっております。町からは、この時点で24万7,500円の補助金が交付されるわけですが、これ以外に住宅新築改修等補助金交付制度で、補助金を交付することは、補助金が二重に支払われるということがございます。こうした考え方から耐震改修工事を対象外としております。

3点目の、この制度は水洗化事業にも大きな貢献をしている水洗化、下水道事業で、未整備の区域もある中、継続すべきでないかとのことですが、議員がおっしゃるとおり確かに、

この制度は水洗化の推進にも貢献をしているものと理解しております。そもそも、この制度を始めた大きな理由といたしましては、長引く不況により逼迫した町内業者の活性化を図るため、その起爆剤的な施策として3年間の期間つきで始めたものであり、既に水洗化されている方を含めて、下水道以外にも広く利用しやすいメニューとさせていただいております。下水道整備は、今後も数年続き、新規供用開始を迎える世帯もあろうかと存じますが、この制度の財源は、制度初年度の21年度を除き、すべて町の一般財源で補っており、町財政に占めますウエートが非常に大きいので、当初予定していたとおり、ここで一区切りをつけたいというふうに考えております。何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

以上、伊藤議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 答弁をお伺いして、少しメモをとったんですが、正確な中身というのか、言葉だったかわかりませんが、先ほどの町長の答弁では地域協議会の設立は判断が難しく、設立に踏み込めないというお話がありました。実際やられていないと、踏み込む形をしていないということですね。私は総合計画の中でも掲げられているわけで、このテーマというのは、少なくとも庁舎内の課長会やまちづくり委員会などで検討されたことがあるのか、内部検討を協議をしたことがあるのかどうかをお伺いしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この件につきましては、いろいろと議員からのご質問があったりいたしますので、その都度、そのことにつきましては一定の内部での検討はしてまいっております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） この関連で、もう1点お伺いしたいんですが、この関連で、先ほどのあれで。どの程度、協議を重ねてきたかというのかわかりませんが、今の答弁の中で、いわゆる庁舎内で、いろんな困難のところでもやっているところがあるわけですね。一番典型的な事例は今、東日本大震災で、あの現場の中で、別に地域協議会じゃないですよ。少なくとも住民自治組織は、もうすごくできていますよ。これは新聞やテレビなんかでも出ています。まさに、あの困難な状況の中で、年寄りを助け合って、支え合って、いい町をつくらうと。

非常に自覚的に、精力的に、ああいう境遇の中でもつくっている。住民自治組織が生まれているわけですね。だから、ぜひこのことは頑張って、もっと協議を深めるとかいう努力もしていただきたいなというふうに思っています。

それから、もう一つは、これも以前の質問の中でお伺いしたわけですが、当時は区長会との協議はしたことがないという話でした。区長会には話をされたんでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そもそも、この地域協議会というのは、先ほども申し上げましたように、合併をして地域が広がる、そうしてくると、それぞれの地域での、いろんな意見が届きにくいと、その解決の一つの方法として、そうした地域協議会を設置して、そこで多くの方の意見を聞く。また、それに対して、いろいろな支援を行政もしていくということだったんだろうと思います。一般的にはそうだろうと思いますけれども、先ほどから申し上げますように、私自身の考え方の中には、やはりこれだけ24区という区があり、また、それぞれの自治区におきましては、それ

ぞれ特色のある取り組みをされておりますし、そうした中でも具体的に、地域の体の弱い方、避難する等に対しても困難な方ということに対しては、区の自治組織ではない、まさしく、これが地域協議会と同じものだというふうに私は思うんですけども、そうした取り組みも一つの区であったのが、また、広がりを見せて、それぞれの地域で防災という、そうした中での自主的な組織づくりが始められておりますし、それについては、地域の方たちの、いろいろな協力、また、区も、そのバックアップをしていくような考え方、また、一人一人の、その状況を把握するために、地域の民生委員さんが動かれたりということで、まさしく、この地域協議会が目指すような、そうした自発的な動きというのは、与謝野町においてはできてきているというふうに思います。また、私自身も、この毎年24区町政懇談会で回らせていただいております。そこで、すべての意見を聞くということにはならないかと思っておりますけれども、直接に住民の皆さんから聞かせていただくいろんな意見を次の施策に反映していくような、そういう取り組み方もしております。ということは、これはまさしく与謝野町流の協働のやり方に、それぞれ皆さん方が共鳴していただいている一つの形ではないかというふうに、私自身は思っております。ですから、確かに区に対しましても、こういった形のものということ相談がけもしたことがありませんけれども、まさしく区の連合会等であって、ただ単に町からの下請機関ではない、自分たちの区をどうしていくかということ、それぞれの区の運営をされている区長を中心に、その地域の課題等を一生懸命取り上げていただいているというふうな形もできつつありますので、やはり、そうした自発的な動きを、私自身は、もう少し見ていきたいなと、また、そうした思いは、当然、これ、それぞれの区に対しては申し上げていく必要があるかと思っておりますけれども、そうした思いでございます。

ですから、今の中では、区に対して地域協議会云々というお話はさせていただいておりません。多分、その町政懇談会あたりでも、今までのやっておられた取り組み方とは、この与謝野町になってからの取り組み方というのは、大きく変わってきているのではないかというふうに思っております。具体的に比べるということについてはわかりませんが、区の代表の方たちが集まっての町政懇談会というような形だったものが、どなたでも参加できる、そういった形をとっておりますので、そうした取り組み方というのは、少しよその町とは違う取り組みのやり方だというふうに思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の町長の答弁で、先ほどから出ています合併協議会で広くなったから町民の声が届かなくなるから地域協議会をつくらうというようなことだということであったんですが、私の理解とちょっと違いまして、合併協議会に私、入っていませんので、聞き及んでおる論議とかいうことで非常に、どこからどう言われたかというのはわかりませんが、少なくとも声が届かないことは、裏腹ことなんですけども、住民参画の組織というか、取り組みをどう強めるかと、これが新しい時代にふさわしい、町長が言っているような新しい時代のあり方だろうというふうに思うんです。そのことが、総合計画を私、読んでいても、私は、そういう理解をしています。そういう角度からすると、先ほど町長が、この間、一貫して同じ答弁を、基本的にされているんですけども、そうではなくてというのは、町行政としては、総合計画に向けた指導性が求められているのではないかと、この実現に向けての、具体的な努力といたしますか、それに向けた努力を

探求するというのが、私は非常に弱いと思っています。町長の今の答弁や、町長だけではなくて全体がそうなっているんだろと思うんですけども、結論的な言い方ですけども、住民の自然発生的な自治の芽生えを待っているような気がして仕方がないんです。それはもう待たんなところもあるんですよ。しかし、ここは総合計画というプランがあるんですから、ここに向けた努力をもっと具体的にやっぱり一步一步ね、積み重ねて進めていくと、私はよい町ができるか、できないかというのは、私は、この住民の声といいますか、行政参画が決定的に強まるか、強まらないかで、私はよい町かどうかを決める、私はバロメーターだと思っています、私は。

だから、もちろん景気が悪いだ、いいだという問題もありますよ。しかし、一番住民が、その行政に具体的に参画できると、まちづくりも自分らでやれると、このことが実現してこそ、私はいい町だというのが共有できるのではないかと、こういうふうに私は思っています。この点でいかがですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） それはおっしゃるとおりだと思っております。その参画をする仕方の問題かなというふうに思っております。いろんな形で総合計画をつくる時、あるいは、いろんな計画をつくる時、やはり町が委員をお願いして、あるいは公募をして、その中で積極的に参加をいただいて、いろんなことを計画の段階からしていただいているという、まさしく、そういう取り組みは与謝野町でも積み重ねの中で進められてきているというふうに思っております。例えば、産業振興会議なんかでも、そうだと思います。計画づくりから、また、その会議をして、それを具現化していくときに商助という立場で、どう住民の皆さんたちが協力していくか、参画していくかということ、まさしくつくり上げている最中だというふうに思っております。

ですから、地域協議会というものが、特に大きい市や、そうしたところで合併をしたところについては、やはり住民の意見が行政に反映しにくくなるというために、自治体が地域の自治区ごとに、その協議会を設けると、そして、その地方自治法に規定のあるものですから、委員の任期は4年以内、あるいは地域自治区の住民から市町村長が選任をするというような形になっておりますけれども、むしろそうではなしに、我々のように合併しましたけれども、地域的にもそんなにばらばらじゃない、ある程度、連単した町、それぞれの町が一つの町を形成しておりますので、また、それぞれの区が旧町の時代に、やはり、その区ごとの、大きい区もあれば、小さい区もありますけれども、幸い24区、それぞれの区の活動が、それぞれの区のやり方でされている。そういう状況を見ますと、あえてそうしたものをつくる必要があるのかなという、私自身は、そういう思いでおります。しかし、それらについてどういう方法がいいのか、今後についても、これはある程度の大きな課題になるかと思っておりますので、それらについて検討してくるか、検証していくか、そうした努力は必要かと思っております。しかし、幸いなことに、それぞれの区で、それぞれの区のやり方で、それぞれの区の課題を、やはり区民の皆さんと一緒に解決をしていくというふうな、そういう目が、もう既に、そうした活動をしている区もあれば、そうでない区もありますので、それらがお互いに区のいろんな取り組み方を見ながら、その区に合ったやり方や、あるいは、その課題を解決していくことに対して、町としては、それを否定するものでもありませんし、むしろそれに支援をしていきたいというふうに思っております。

お答えになったかどうか分かりませんが、そういう考え方でございます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 時間があれですので、次の質問に移りますけども、今、町長がおっしゃっているのは、いろんな分野でも、そういう自治組織的な動きがあるということで、そういう見方をさせていただくことは非常に必要だと思いますけれども、私が一番心配しているのは、次に質問をしますけども、大きな情勢変化があるということで、三つ挙げました、私、大きく分けて。これは非常に緊急性のあることばかりなんです。少なくとも国もおくれているんです、そういう対応に。超高齢化の時代はやってきている。そのことが、少子高齢化ね。そのことがいろんな分野で、いろんな弊害を起こしてきていると、よその国から研究に来るとい、日本をとという事態になっているんでしょ、今。だから、それほど今、超高齢化の問題でも大変だし、それから、あの東日本大震災の、原発も含めた、あの事故でも大変よそが注目しているんです。どうするんだろうと、日本は。こういうことですから、私は災害が起きたときでも、この24区全域で、どういう、少なくとも、この辺だけは対応マニュアルをきちんと徹底しておかなあかんと、全住民にね。こうしたらこうなると、こういう努力をしようということ、もつともつせなあかんことや、それから、もう一つは、今、区との、やはり町長の中に区の役割と、今、地域協議会というものの峻別ができないというか、二重行政になりかねんということでおっしゃいましたが、私は極論を吐けば、区の中にだつて両立させてもいいんじゃないかと、機能さえきちんと位置づけをちゃんとして、区の中でやると、そういう大胆な発想も考えたらいいんじゃないかと、今、区にこだわっておられるんだつたらというふうに思いますね。これは今後のあれです、検討していただけたらと思っています。

次の質問は、地域協議会が求められている情勢の変化ということで言いましたが、大きく分けて三つ言いました。町長は、この点での認識は、ちょっと冒頭でざつと言っちゃったものですから、通告文書の中には出てなかったんですが、もう一度言いますと、この間、いわゆる大震災、あれが発生したということですね。これが非常に大きな、全国的どころか世界にも大きな問題を提起しておるとい、ということがあります。それから、もう一つは、二つ目に言ったのは少子高齢化が非常に進んできて、町のあり方、国のあり方そのものが問われて、この対応が求められておる。三つ目の問題は低所得者層の拡大、地域経済の疲弊、それで、もう一つは、言葉が違いましたが、極限に近い状態になっている地方財政対策ですよ。国が地方を見捨てていると言っても過言でないほど厳しいあれです。我々はマンネリになっていますから、ずっと減ってくるものだと思いますから、じゃあ20年前の交付税はどうだったのかということですよ。20年前が本当に景気がよかったのかと、バブルの時期も彼らは削ってきたんです。ですから、こういうことが今はもう金がない、金がないで暗示にかけられちゃっている。原発の安全神話みたいなものです。

ともかく、この大きく分けて三つが、私は非常に大きな情勢変化の象徴的な出来事ではないかなというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃる三つの、こういった災害、思いも寄らない大災害が次から次と起こってくるという、そうした状況、また、少子高齢化、そしてまた、財政が国も我々自治体も、それが、どういう、だまされているのかどうかわかりませんが、現実としては非常に厳しい状

況、また、それによって職のない低所得者層が高齢化も含めてふえてきているという、これは現実だろうというふうに思います。そうした中でも、やはりいろいろと工夫をし、お互いに協力することによって、それらを解決していく、乗り越えていく、そういう今、力が試されているといたらおかしいですけど、それぞれの自治体にも、また、それぞれの地域にも要求をされてきているということで、問題の解決には、確かに、それらの、何回も言われておりますけれども、そうしたきずな、地域のきずなが、その問題を乗り越えていくための大きな力になるということは、もう今回の災害等でも、我々も十分大きな犠牲を払いましたけれども、それらによって、非常に大きな教訓を得たというふうに、私自身も思っています。そうした中で、やはり地域の皆さん方も、それらのことを踏まえて、やはり何でもかんでも行政任せということではなしに、それらの中で自分たちのできることをやっていこう、自助、まさに自助をやっていこう、それに対して、できないときには共助という形、また、公助という形、そこには商助という形、まさしく、この与謝野町の総合計画に掲げております理念、あるいは、それに対する基本的な考え方を具体的にしていく必要があるかというふうに、私自身も思っております。その中の一つの方法として、今おっしゃっている地域協議会等があるんだと思いますけれども、そうした中でも各地域で、いろいろと取り組んでいるところもありますし、特に岩屋の取り組みなんかは、モデルにすべき中身ではないかなというふうに思っております。

非常に情報公開等々、個人情報、そうしたことが言われる中で工夫をしながら、実際に自分たちができる役割というもの、区とは、また、違った形で自分たちの活動の中で、地域の人たちをどう支えていくかというふうなことを考えて動いておられる。また、それは区との中で、決して区を無視したような形ではなくて、区との協働によってもやっておられる、そうしたものが進められていると思います。それらについて、やはりほかの区もでき得る形で、そうしたことをしていただくということを提案するといえますか、町から提案する。あるいは、そうした最低の、ここまでというものについては、やはり明確にした上でお願いをしていくということは必要かなというふうに思いますので、それらも含めまして、もう少し時間がいただきたいなと思っております。

また、防災計画そのものも非常に大きく見直す必要のある中身でございますので、それを待つということになりますと、大変時間がある程度かかることが起こるかと思っておりますけれども、できるところからの取り組みを、ぜひそれぞれの自治区でも考えていただくような、そうした取り組み方をお願いしていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、答弁がありましたように、非常に地域協議会、住民自治組織が求められる情勢の変化というのがあるわけですから、今から準備をしておかないと、いざといったときには間に合わないというか、そういうことですし、全国的にも、そういう傾向は強まっているわけですから、ぜひ、それに劣らぬように取り組みをやってほしいなというふうに思っています。

それから、次の二つ目の住宅新築改修等助成制度の継続の問題についての質問に移りたいと思っています。一つは、非常に町長はすばらしい効果だというふうに言われたように、大変大きな抜群の経済効果だったというふうに私は思っています、それは、この間、町にも視察研修が見られるほど全国からも注目されて、今、視察された方々の業界で、私が知る限り3、4紙あるん

ですけれども、その業界紙の中でも出て、全国的に広がっていると、与謝野町は、こんな取り組みをしているということで、これほど大きな影響力をつくり出してきているということで町長の認識も、そういう認識ではないかというふうに思っています。

そこで、この事業が、この今の状況の中で大きな貢献をしているわけですが、深刻な事態というのは、この間の議会論戦の中でも業者の取り巻く状況だとか、地域経済の疲弊状況は、あれほど大きな経済効果を上げているけれども、まだまだ追いつかない、それほど国の政治がゆがんでいるんですね。そのために、こういうことが非常にいびつな関係が今、生まれているんだと思います。それが余計に悪循環になって、経済をこじらせるといいますか、しているんだと思うんですが、こういう状況の中で非常に、どう声が、住民の声も、いわゆる業者の声も、同制度を続けてほしいという願いが非常に強いんですけれども、強い情勢だと思うんです。この情勢認識については、町長は、どのように思われますか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういうお声があるということは認識はしております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 声は聞いていると思うんですけれども、今の情勢、業者が置かれている、もしくは皆さんが、利用者が置かれておる、下水なんかも含めたところですね。こういうことに対する認識は、どのようにお持ちかという点をお伺いしたいと思っています。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この制度につきましては、先ほども申し上げましたように、多くの、そうした業者さんの悲鳴に似た声が上がっておりましたし、具体的に家を直すについても、そうした制度があればということで、町にとりましても、業者の方にとりましても、住民の方にとりましても本当に、ある意味、いい制度だったというふうに思いますが、しかし、予算につきましても、幾らまで、今年度は幾ら、来年は幾らという形ではなしに、期限は切りましたけれども、要望のあったものはすべてやってまいりました。そういった意味では、この期間限定という中で大勢の、そうした要望があったのではないかなというふうに思いますし、そのうちの21年度は、これは補助のある。うまく利用できた形でやりましたけれども、22年、23年というのは、もう全くの町の単費でやらせていただきました。そうした中で、1億何千万円という、そうした金額を町も出したわけでございます。しかし、これが大変厳しい町の財政状況の中でも、このウエートというのは大変大きなものでございます。今まで地元の業者を使わずにしておられた方も、今回、こうした形の中で地元の大工さんを使ったり、業者の方を使ったりで、いろいろと地域で経済が回る、そういう仕組みができたのではないかなと、金額も、さることながら、そういう仕組みができたのではないかなと思います。これから高齢化が進む中で、いろいろと電気製品一つ買うにしても、買うだけではなしに、それを設置していただけるような、そういう身近な電気屋さんといえますか、そうした方、安心も含めて住民の方も、そうした効果が大きかったのではないかなと思っております。確かに金銭的な面での、そういう財政的な効果もありましたけれども、それより以上に、やはり安心、安全という、そうしたことを住民の方々に持ってもらった、そういう効果があったのではないかなと思います。しかし、これをいつまでも続けるというわけにはいきませんし、また、前回にも申し上げましたように、橘大学の皆さん方が、このことについて一定の検証をす

るということをしていただく予定でございます。やはりそれらの検証結果、あるいは効果というようなものもきっちりにとらえた上で、するにしましても、しないにしましても、考えてまいりたいというふうに思います。まずは、やはり3年というお約束でやらせていただきましたので、そうしたことを一応、今回で、この件については今年度限りということでご理解がいただきたいと思っております。

また、下水のことにつきましても、もうこの期間じゃない、もうもっと前にやった方には、そういう制度はなかったわけですし、期間限定ということでご理解がいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、答弁いただきましたんですが、4月以降、非常に業者の方は怖いと、4月以降がということもおっしゃっています。それは声ですから、先ほど冒頭でも言いました。結局、町長の答弁を聞いていますと、時間がありませんので、まくし立てるように言いますが、結局できないのは財源問題になってくるということになりますね。そこで、その財源問題でいいますと、以前にもちょっとチラシで出したと思うんですけども、社会資本総合整備交付金というのがありまして、これがどうも私どもの理解では、ちゃんとできるのではないかと、それが。ただ、今、担当課のほうで問い合わせると、なかなか難しいようです。しかし、私もそれを受けて、昨日も国会議員の担当の秘書に聞いてみました、電話で。それによりますと、こう言っています。再三再四、担当者とお話をすると、その秘書の話では、この制度は、そもそも補助金ではなく、交付金なので、制約自身が緩くなっていることだと。今までは、厳格な申請手続等々が求められたが、この間、国の交付金担当者も柔軟な対応をするようになってきていると、この交付金制度自体も、ソフトな部分も加えられており、制約が緩和されてきている。市町村の対応にも細かいところは、あまり見ない。この交付金で全国の市町村での住宅利用助成の活用は50ほどの自治体があると、まず、直接交付金の担当者とお話をしてお話をしてみることが大事だということでした。私は、このことは非常に大事だろうとも思いますし、既に交渉をされた結果、だめだったんなら別ですけども、ぜひ、そういう探求も、いわゆる財源の確保の探求、これは補助率が2分の1、ご存じだと思いますけども、2分の1ですので、その点について、時間がありませんから、課長、答弁してくれるかな、もしわかっていたら、いいですか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 確かに財源の問題でもありますけれども、それだけじゃなしに、やはりこうした疲弊した中で、その地元の業者の方にも頑張っていたいただきたいという一つの起爆剤的な形で、今回、取り組ませていただいたわけでございますので、未来永劫、こういう形になるとはいきませんし、そうした有利な財源等のお話があるのであれば、それらについての答弁は課長のほうからさせたいと思っております。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思っています。今、議員がおっしゃいましたように、国土交通省のほうで地方公共団体向けの個別補助金等々というふうなことがございまして、これを一括しまして、地方公共団体にとって自由度がきくというふうなことで、平成22年度に社会資本整備総合交付金の中で、こういった事業ができるというふうなことがあります。ただ、その中のメニューをずっと調べていきますと、ちょうどそれに該当するというのが、住環境整備

というふうなものが、これに該当するのではないかというふうに思っておりますけれども、このまた、この住環境整備事業の関係を、また、調べていきますと17ぐらいの今、メニューがあるそうでございます。このメニューの中でしていくと、いわゆるバリアフリーだとか、そういったものについては、こういった交付金の活用ができるというふうなことでございますけれども、今、私どもがやっております与謝野町の住宅改修の部分につきましては、水洗化だとか、あるいは屋根工事だとか、そういった比率の高いものについて、この制度が使えるかといいますと、ちょっと無理なんではないかというふうに思っております。

今、ここまでの関係で調べさせていただいております、この後、いわゆる国土交通省等々がもっと幅を広がるというふうなことになるれば、また、その財源的なことは出てくるのかというふうには思っておりますけれども、なかなか国のほうも東日本大震災の関係等々もございまして、この事業の部分が、いつまで継続できるかというふうなことも、当然、視野に入れて検討していくべきなんではないかというふうにも思っております。また、今の町の制度につきましては、申請をしていただきましてから、大体、約1週間程度で何もしなければ工事に入っていただくというふうなことで、大変利用がしやすいというふうな制度にさせていただいております。ただ、これがどうしても国の制度ということになってまいりますと、なかなか自由度ができないというふうなことも影響してくるのではないかというふうに思っております。

議 長（井田義之） これで終わりたいと思います。伊藤議員。

ゼロでありますので、ご勘弁願いたいと思います。

これで伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

次に、11番、小林庸夫議員の一般質問を許します。

11番、小林議員。

あらかじめ皆さんにお断りしておきます。12時になりましても、1回目の質問が終わるまで受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

11番（小林庸夫） それでは、議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきます。

質問に入りますまでに、高いところからではございますが、私、3月議会から9月議会まで長期間にわたりまして病気療養のためお休みさせていただいております、その間、議会関係の皆様、また、町民の皆様にはいろいろとご心配をおかけし、また、ご迷惑をおかけしてきましたことをおわび申し上げたいと思います。おかげをもちまして、このように元気な姿にさせていただきまして、今後ともよろしく、皆さんとともに務めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、さっそく質問に入らせていただきたいと思います。全部で三つの質問を通告いたしております、すべて町長に質問をいたすものでございます。

まず、第1問目としまして、与謝野町総合計画につきましてであります。平成18年2月より新町与謝野町が生まれまして、翌19年12月に多くの有識者の方々によって長期にわたる検討の上、向こう10年間にわたって与謝野町が進むべき方向性、指標等が総合計画としてまとめられまして、町の事業も、これを骨格として毎年、取り組まれており、平成24年度に前期の5年が終了いたしますことになっております。合併後、きょうまでの5年間を顧みますと、政治的にも経済的にも大きな変動の中でありまして、与謝野町だけの問題ではありませんが、雇用と仕事の問

題、これに付随する、さまざまな課題、そして、高齢化の進行などによる懸案事項等、具体的なことは割愛させていただきますが、最近では全般に夢や希望がなかなか持てない。地域も社会も病んでいるというように思えてなりません。こういった時代、何が根本的に大事なことかと考えますと、やはり人の力を、どう力づけていくのか、人材育成に行き着くのではないかと思うものでございます。私も、こういったことに関しまして、きょうまで、わからないままながら意見や質問を申し上げてまいりましたが、町の基本計画は総合計画にありと反省し、総合計画をくつてみますと、第5章に「明日の人材を育てる教育文化のまちづくり」というのがございます。これは主に青少年以下の人たちが対象となっている計画や事業のようであり、これはこれで次代の人間育成という観点から引き続いて取り組まれるべきものと思っておりますが、もう一つ、現在の与謝野町を担っていただいて幅広い年代の方々の力をどう引き出すのか、この町を力強い町に変えていくのに、果たしてこれでいいのか、このままでいいのだろうか、何かあるはずだ、アクションを起こすべきではないかと、常々疑問を感じておるものでございます。

我が国の歴史上も危機感を持たれた方々の、こういった人材育成の足跡が全国各地に残されているわけでございますが、成人対象の人材育成事業といったものを継続的に進められるよう後期の総合計画に追加できないものかと、質問をいたすものでございます。

次に、この総合計画第6章に、「協働で進めるまちづくり」というのがうたってございます。これは事業評価制度の確立のことでございますが、これは担当課による事業ごとの事業評価のようでございます。これにつきまして第三者機関での評価が必要ではないかということと、また、どのような事業が、これまでに評価対象とされているのか、具体的にお聞きしたいと、このように質問をいたすものでございます。

次に、二つ目の廃屋の対策についての質問に入ります。ごく一部のことでございますが、町内のあちらこちらにおきまして、かつてはにぎやかな生活の場であったろうお家が廃墟と化しているのが目につきます。若い人のふるさと離れなど、事情はさまざまでしょうが、周囲に及ぼす有形、無形のことを考えますと、個人のことだからと廃屋のままでタッチしないというのいかなものかと思うものでございます。このようなことに対しての行政の対応をお聞きしたいということと、もう一つ、今後のことを考えれば、条例の制定も必要ではないかと、このように質問を申し上げる次第でございます。

次に、三つ目の個人情報の提示につきましての質問に入らせていただきたいと思います。過日、宮津与謝消防署を見学させていただく機会がありました。ちょうど宮津の方から119番通報がありまして、救急車の出動の一連の流れを見ることができました。たまたま通報されたお家がひとり住まいの高齢者宅であったようでございますが、そういった情報とともに救急や火災出動において、消防署員さんが予備知識を持ってのスタートをされる仕組みを一部拝見させていただきました。住民の安心・安全につながる体制に日夜努力されていますことに改めて感心させていただいた次第でございます。

与謝野町の状況をお聞きいたしました。宮津市と比べまして若干の差があるとのことございました。どういうことかと申しますと、与謝野町からは高齢者世帯の報告は受けておられるようでございますが、ひとり住まいかどうかの案内は、個人情報保護の観点から提示は受けておられないとのことございました。それゆえ、現在は消防署の署員さんが独自で高齢者世帯名簿か

ら民生委員さんの協力をいただきながら、ひとり住まいの家を防火訪問し、データづくりをされている旨でございましたが、我々住民にとりまして、公益上必要な活動に専念いただいている消防署はですね、行政と一体の立場であるといっても過言ではないと思います。

近年は個人情報云々ということは、あまりにも過大解釈されまして、こういった高齢社会にあり、本当に必要な情報を得るために、お互いの組織や団体が、それぞれの時間を費やされているように感じております。与謝野町の個人情報保護条例を拝見しましても、こういった公益上の情報というのは、消防署さんにでも提示されてもいいんじゃないかと、このように思いまして、お尋ねするものでございます。以上で、第1回目の質問を終わらせていただきます。

議 長（井田義之） ここで小林庸夫議員の一般質問の途中であります。昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。よろしくお願いいたします。

（休憩 午後12時01分）

（再開 午後 1時29分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、小林庸夫議員の一般質問を続行します。答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 小林議員、ご質問の一番目、与謝野町総合計画の中に成人対象の問題解決能力をはぐくむ教育を追加してはとのご提案ですが、総合計画にある第5章「明日の人材を育てる教育文化のまちづくり」は、第1節から第6節にかけて、幼児から社会人まで学校教育や生涯にわたって、みずからが学び、みずからを高め、未来を見通し切り開く力を身につけ、まちづくりにつなげようというものでございます。こうした人づくりを目指すことが問題解決能力を身につけることで、あえて、この文言を加える必要性は低いというふうに考えます。今さら、私が言うまでもなく、子供から大人になっていくプロセスは、親や家族に依存している状態から徐々に自立度をふやしていく、そうした過程です。みずからが失敗したり成功を経験して、初めて力をつけていくものだと思いますし、また、自助努力が不可能な場合、解決に向けて公助、共助、商助の精神によって、みんなで支え合い、助け合いながらまちづくりを進めようとしています。そうした意味で与謝野町総合計画の中に、この項目が欠けているというふうには思いませんので、あえてつけ加えることではないというふうに思っております。

次に、第三者機関による事業評価が必要ではないかのご質問にお答えいたします。総合計画では第6章、協働で進めるまちづくりにおいて、基本施策、効率的な行政運営を掲げ、マネジメントサイクルによる振興管理の充実を施策方針としております。内容につきましては、費用対効果の高い行政サービスを提供するため、まちづくりPDCA、つまりPlan・Do・Check・Act、そうしたサイクルを取り入れ、計画段階から実施段階、点検、見直し段階まで住民の参画を得ながら、住民と行政の協働のもとに地域経営の視点からの改革を推進しますとしており、事務事業評価制度の構築を掲げております。現状を申し上げますと、総合計画の振興管理を行う目的で、ともに目指す与謝野ベンチマークにより計画の達成状況を確認、検証し、総合計画審議会におきまして、毎年、ご意見を伺っております。また、23年度からの新たな取り組みとして、前年度の振り返り及び今後の取り組みの方向性についてまとめた基本計画、振興管理シートを決算直後に作成し、こちらを総合計画審議会におきましてご意見を伺ったところでございま

して、これらのご意見は来年度の予算編成の参考とさせていただきたいというふうに考えており、さらに、今後3年間の実施事業をまとめた総合計画実施計画につきましても、予算要求時に実施計画事業シートにより、それぞれの担当課で事業ごとの振り返り、今後の方向性を記載することで自己評価を行う取り組みを行っているところでございます。

一方、行政改革の視点による現状でございますが、こちらは行政改革大綱に基づき、行政改革の実施に努める中で、日々、事業の見直しを行い、その結果を行政改革推進委員会におきまして、毎年、ご意見を伺っているところでございます。第三者機関による事業評価をしてはどうかとのご提案でございますが、ただいま申し上げましたような取り組みを行ってきておりますので、新たな組織による評価は現在のところ考えておりません。今後の課題であろうかと思っております。

総合計画の推進、そして、行政改革は行政運営において双方とも非常に重要なことと考えており、また、車の両輪に例えられるように一緒に進めなければなりません。さきに申し上げましたとおり、現在でも行政以外の第三者による総合計画審議会、行政改革推進委員会を、それぞれ組織し、実施状況の確認、評価をいただいた上で、双方のご意見をかんがみ、行政運営をさせていただいているところでございますし、両審議会、委員会の内容は町のホームページでも公表し、住民の皆さんにもご確認いただける状況としております。さらに町政懇談会の毎年の開催、ご意見箱の設置、ホームページへの投稿欄の設置等、行政運営に対して住民の皆さんのご意見をちょうだいする機会は複数設けさせていただいておりますので、当面は、今のやり方で進めたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

ご質問の2番目、廃屋対策についてお答えいたします。この問題につきましては、これまでも議会の場でご質問をいただいたり、過去の町政懇談会でもご意見をちょうだいするなど、少子高齢化の進展とともに、独居のお年寄りの世帯や高齢のみの世帯が年々増加する中で、空き家や廃屋の数も増大する懸念はご指摘のとおりでございます。自然倒壊の危険性や放火、強風による瓦等の飛散や、それに伴うけがなどの心配をはじめ、青少年のたまり場になるなど、防犯上も、さらには景観上も問題であるというふうなことは十分認識をしているところでございます。以前のご質問にもお答えしておりますが、率直に申し上げて空き家や廃屋といえども、あくまでも個人や法人が所有されている財産であり、現在のところ具体的な対応としては、特にいたしておりません。しかしながら、行政として空き家や廃屋が増加する懸念を放置するわけにはまいりませんので、まずは、どのような規模で町内に空き家や廃屋があるのか、各区のご協力をいただき、その実態を把握する必要があるというふうに考えますので、その実態調査を平成24年度以降に行いたいというふうに思います。

その調査結果を踏まえて、課題を浮き彫りにし、整理をしながら対応していきたいというふうに考えており、空き家の適正管理の条例制定につきましても、町独自で制定が必要かどうか、また、建築基準法第10条に規定されております保安上、危険な建築物等を強制的に撤去させることを命じることができるなど、強い権限を持つ京都府と日常的に緊密な連携を図りながら対処していく方法が、より効果的ではないか等、さらに検討の必要があるというふうに思っております。

また、空き家情報、いわゆる空き家バンク事業につきましては、以前にもお答えしたと思いますが、民間主体でお願いしたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。いずれにいたしましても、冒頭に申し上げましたように住民の皆様にとりましては、防犯

上や景観上の問題、それに加え、シロアリ被害なども含め大変心を痛めておられる問題であるとの認識は私も一致して持っておりますので、今後の社会情勢の変化も注視しながら、町としてできる方策を考えていきたいというふうに思います。

最後に、ご質問の3番目、個人情報の提示についてお答えいたします。宮津与謝消防組合では、速やかな救急及び出火出動に対応できるよう、ひとり暮らしの高齢者の方の情報を整理されています。この情報の整理については民生委員さんの皆さんが保有されている各担当地域のひとり暮らしの高齢者の情報をもとに消防組合において防火訪問を行い、その方の把握に努めてられています。現在、消防組合では把握できたものから順次、指令台への登録を進めていただいています。現在、町ではひとり暮らしの高齢者情報は保有しておらず、必要に応じて民生委員から情報の提供を受ける形で業務を行ってきております。

一方、町では避難行動用支援者登録制度を平成22年10月に創設し、災害時や、そのおそれのあるときに、お年寄りや障害のある方などの災害時要援護者に対して、これらの方々の支援者を定め、速やかな避難支援を行うことのできるための登録制度を進めています。この登録制度では、消防組合や各区自主防災組織への個人情報の提供を前提としているため、登録への要援護者本人の同意を得ることにより消防組合等へ個人情報が提供できることとなります。現在、この要援護者及び支援者の台帳整理を進めているところであり、整理ができ次第、消防組合に情報提供を行うこととしております。以上で、小林議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） いろいろとご答弁いただきまして、ありがとうございました。まず、第1問目のことにつきましての総合計画に成人教育を組み入れることはできないかというような趣旨のことでのご答弁でございましたけれども、なかなか町長の思いと私の思いと認識の差があるなと思って、お聞きいたしております。この、きょう現在の総合計画の第5章に、あすの人材を育てる教育、文化のまちづくりという項目に、先ほど町長が申されましたように第1節から第6節まで、6項目が大きくあるわけでございます。この第1節につきましては、読ませていただきますと、地域とともに育てる楽しい学校（学校教育の充実）ということでございます。第2節に生涯にわたって成長する喜び（生涯学習並びに生涯スポーツの振興）ということでございます。第3節で、遊びは心の栄養源という形で、青少年の健全育成ということでございますし。第4節は、地域から世界、世界から地域を考えるということで国際交流の推進ということがうたっております。第5節には、誇らしいふるさとの文化を守り育てると、地域文化の振興ということがうたっております。第6節に、一人一人を大切にということで、人権の尊重ということで、これが第5章のあすの人材の育てる教育文化のまちづくりということで、教育委員会を主体にして、いろんな事業が取り組んでいただいているように思うわけでございますが、先ほども私も第1回の質問のときに申し上げましたように、これはこれで、私はいいと思うんですが、本当に、この地域の閉塞感と申しますか、活況が久しく低下したまま推移しておりまして、何とか、今後の残された5年間の総合計画の中に、やはりそういった危機感を持った方針が組み入れることはできないものかと思って、質問させていただいたようなことでございます。

去年、産業建設委員会で、四国の徳島県の上勝町に視察をさせていただきました。そのときに上勝町も非常に、そういった過去に急激なマイナス13度という局地的異常寒波に覆われて、も

う地元産業が壊滅したというような中から復活して今日あるわけですけれども、この復活のために、やはりどういうことが大事かという形のことで、町の基本構想として、こういった振興計画を立てられまして、その中に第一番に人づくりということをおっしゃられています。これは、それ資料をいただいて、その中から私も質問の要点を書かしてもらったんですが、人づくりにつきましては、振興計画に沿って目標を強靱な問題解決能力を中心とした人間形成と、ここに第一番の目的を持って、この上勝町は取り組んでこられて、そのためのいろんな大人の学習会というか、地元の、そういう方々を対象にしたいろんなセミナーでありますとか、そういったような形のことを継続された上で、今日のああいった「はっぴビジネス」も生まれたようにお聞きしたようなことでございます。これにつきまして、町長も、よくいろんな学校で若い方々にお話をされる中で、町長の一つのコンセプトとして、人は考えたとおりになるというお言葉をよく話しておられるようなことをお聞きいたしております。ここも、そういった女性の講師に、小玉野栖子さんという方ですが、継続的にお越しいただいて、そして、そういった考え方でですね、意識改革を町民、あるいは職員も挙げてやってこられたということを申されておられました。

そういう活動が、やはり今、必要ではないかと、いわゆるこのまま、ただ時間が経過するだけでは、やはりますます高齢化する中であって、問題意識は、それぞれ持っておりながら、なかなか結集した力になっていないという現状を見ますと、やはりこういったことのソフト部門の事業を取り組まれる、そういう必要はないかと、町としての目標として、そういうことは必要ではないかと、私は必要だと思っておるんですが、今ほど町長のご答弁では、加える必要はないというようにございましたけれども。この辺につきまして、もう一度、お考えをお聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと誤解していただいていると思うんですけれども、決して、そうしたことは必要じゃないということをおっしゃっているんじゃないしに、既に、そういうことの必要性を持って多くの皆さんでつくった総合計画の中にそうした方向性を示させていただいていると。それに基づいて、昨日も人権問題を考える、そうした集会の中で、夜ですし、寒い中ですが、230人近い方がわくばるに集まって、いろんなそうしたお話を聞いていただいております。町としても、この問題解決能力という、その問題は人それぞれによって違うわけですが、そうしたいろんな講演会や教室や、ものは、よその町に負けないほどの多くのことをやらせていただいているというふうに私は思っております。そうした中で、どういう問題意識を持って町民の方たちが、それぞれの、そうした自分の問題を解決する能力を身につけていくかというのは、それはやはり、もう個人の問題ではないかなというふうに思っております。

せんだって、ブータンの国王が日本に来られました。東日本大震災の現場に行き、祈りをささげて、そして、小学校を訪れて、そこで言われた言葉が、私、物すごく印象に残っているんですけれども、小学生に対して、ブータンは何か、竜ですか、そうしたものを国旗なのか、国旗とともに掲げられるのか、そうした中に竜があると、それに対して小学生に、「あなたは竜を見たことがあるか」と、国王が尋ねられたら、子供たちは「見たことがない」と言われたそうです。そして、国王が「いや、私は見たことがあるよ。それはどういうものか」と、個々の人の心の中に、その竜はあるんだと、その竜は何を食べているか、知っているかい」ということを問

われたら、小学生が「わからない」と言ったときに、国王が「それは体験だよ」と体験を食べ物として、体験を積むことによって、その竜は育っていくんだと、だから、自分の心の中にある竜を育てていこうと思えば、それぞれが体験を通じて、いろいろな得た経験を、やはりそれを栄養にして自分自身が育てていくもんだということを、まさしくおっしゃったんじゃないかなと思うんですけども、我々は、そうしたいろんな体験を確かに、今の、この状況の中で非常に疲弊したような、そういう思いがありますけれども、それぞれが自分の心の中にある竜を育てていく、それが、やはり国が非常に財政といいますか、そうした上では、そんなに豊かな国ではないけれど、非常に心の豊かな国であるという、そうした国が認められているゆえんではないかなというふうに改めて感動したんですけども、やはり、それぞれが自分が持っている問題意識、それはいろいろな体験を通じて、まず、やってみて、そして、その中で得たものをやはり一つのステップにして、また、次を学んでいく。あるいは、問題意識を持って、それに解決に向けてやっていくということで、それらをお助けするいろんなメニューを行政としては支援していくというのが、本来の姿ではないかなと思うわけです。

そういう意味で、決して、これは、そうしたことを否定するものでもなく、今あるいろいろな事業等を通じて、それぞれの心の中の竜を育てていただけたらなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 今の町長の答弁をお聞きしておりまして、非常に穏やかな見方、考え方でございますが、私が町の中でいろいろとお話を承るのにつきましましては、もっと厳しいというんですか、やはり行政側の、いわゆるイニシアチブですね、指導力、そういったものもあってしかるべきじゃないかという思いで、こういう質問をさせてもらったんですけども、やはり住民からわき上がる問題を、そういうフォローさせていただくという形がきょうまでのスタイルのようでございますけれども、もちろんそれも必要だと思いますけれども、やはり行政側から、こういう非常に危機に面して、これがいつまでたっても解決するとかいう問題ではございません。個々の方々の見方、考え方によるということでもございましたけども、やはり確かに個々の考え方ともわかりませんが、やはり行政として、やはりこういう一つの町民を鼓舞するような、そういった、何かお金がかかること以外のことの、そういう取り組みが総合計画の中にもほしいなと思って、私は読ませてもらったようなことでございます。

ますます地方分権でありますとか、地方主権とかいうことが、国のほうからもかけ声が出てますけども、やはりどうしてやるかというような形が、これからの自治体の、地域の差になっていくんだと、このように私は思っております。

次に、いわゆる総合計画第6章の事業評価制度のことにつきましてお尋ねいたします。総合計画審議会で、評価を受けてますというようなことでございましたが、私、ことし2月ごろでしたか、8月、9月でしたか、総合計画審議会が平成21年と22年度がございまして、2回傍聴させていただきました。ところが、各課長さん方の現状説明というような形で大部分の時間も費やされ、本当に一つ一つの事業が総合計画審議会で評価されたのか。そういった記憶がございませんので、それで改めて、こういった、いわゆる総合計画審議会で評価を受けられたという気持ちであるならば、少し18名から20名ほどの委員さんの中で、なかなか発言は、再々される方と、

あるいは、なかなか発言のないお方もおられますし、発言しやすい雰囲気、もう少し少人数の分科会的な中での事業評価というような中を各課にわたっての、された上でのことであれば、我々も、そういう上で今、町長、おっしゃったように次年度の予算査定に参考にされるということになるかと思えますけれども、現状は、私はそういった総合審議会での評価というのが、そこまでのことが、私たちが思うほどにされていないんじゃないかと思って傍聴させていただいた、今、気持ちをお話させてもらっておるんですけども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 考え方が少し違うかと思うんですけども、総合計画審議会は、総合計画をつかって終わりではなしに、うちの町の場合には、そうしたものを説明を受けチェックをかけ、妥当かどうか、あるいは、こういう点を改善したらどうかという、そうした審議をしていただく場所でございますし、また、それについては、その回数がどうだとか、もう少し突っ込んだ審議をお願いするという、そうしたことも必要かと思えますけれども、今、総合計画審議会の中では、それらも含めた立場に立って、審議をしていただいているというふうに思っております。それらについて、具体的に予算や決算になってあらわれてきますので、それが具体的にきちんとチェックしていただくのは、やはり議会だというふうに思えますし、そうした議会の中での議論を専門的にしていただく場が、やはり議会でございますので、総合計画審議会の中で、すべて決議というか、議決してということではない、いろんなご意見をいただき、それが次の予算、決算に反映されているか、あるいは総合計画に反映されているかということをチェックしていただく。これ行革も同じでございますけれども、そうした民間の組織であるというふうに思っております。

ですから、十分かと言われると、その辺の答えにつきましては、やはり総合計画審議会が十分でないと思われるのであれば、やはりそこがもう少し会議をふやす等の、そうしたことが行われるかと思えますけれども、今の段階では、ある程度のご審議はいただいているというふうに思っております。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 今、これから予算査定の来年の時期に入る必要があると思っておりますけれども、これは新潟県の知事さんのホームページなんですけれども、いわゆるどこともが、こういう問題が、国も含めてなんです、何にどういう効果を上げたのかという予算の使い方やなしに、正しく決められたとおりに使ったのかというのが現状の流れが大部分を占めておるといふブログがあります。こういったことが日本の閉塞感を生んでると思っておりますと、私も、こういうことは与謝野町にも当てはまるのではないかと、いわゆる予算書を見せていただきましても、例年、同じような事業なり、そういった、必要な事業もありますよ。介護とか福祉とか、そういう、どうしても、そういった継続的なことが必要かと思えますけれども、本当に町民にとって必要なことなのか、どういう効果を上げたのかというような検証を考えながら、予算の組み立てをお願いしたいと、このように思っております。それについてのお答えをお願いします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ですから、わかりにくい部分がございますので、そういう意味で、総合計画の進行管理を行うという目的で、先ほども申し上げましたように、ともに目指す与謝野ベンチマークということで、ともにそうした計画並びに、その計画の達成状況を多くの町民の方にも確認し、

検証していただけるような、そういう形をとっております。ですから、単に正しく執行された云々だけではなしに、どれほどの効果が上がったのか、また、それが達成されているのかということ町民の皆さんにも、すべてというわけにはいきませんが、主立ったもののベンチマークをつくって、そして、わかりやすくちょっとニコニコマークにしたり、泣きべその顔にしたりという、わかっていただきやすい形でお示しをさせていただいているということで、決してうまく予算がきっちり執行されただけには終わっていないということを、ぜひご理解いただきたい、そういう意味では、多くの町もそうしておられるのかもわかりませんが、与謝野町は早くから、そういったことに、新しい町ができたときから、その前からも取り組んでましたので、そうしたことがスムーズにいつているのではないかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 総合計画のことで、ちょっと最後に一つお尋ねするんですが、こういった目標の数値というんですか、そういった形で、ベンチマークという形で、今、町長も申されましたけども、そういったことで目標達成したところに、ニコニコマークですし、それ以外のところは涙を流したり、いろんな未達成の、そういう状況でわかりやすいように評価していただいておりますが、どういうんですか、こういう未達成の部門についての、いわゆるてこ入れですね、これはもう仕方がないと、民のことだから、こうだから仕方がないというようなことなのか、やはり何としても目標に頑張るって到達するように行政側もやりたいという、そういう熱いものであるのか。この評価制度というものが、総合計画の。いわゆるできたようでいいのか、その辺の思いはどうですか、やはり一つの計画を立てられた以上は、それに邁進して、行政挙げて取り組むという、そういう力強いものがあるべきかと思うんですけども。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ですから、基本計画に基づいて3年のローリングで毎年、毎年、実施計画を新たに立てて、それらについてもご審議いただいております。というのは、効果があったかどうか、あるいは、もうこれはいいんじゃないかという見直し、あるいは、こういう事業を進めていくべきではないかというようなことも含めてチェックをしていただいて、次の段階へと進んでいく、そういう形をとらせていただいております。ですから、決してそのままほったらかしということではなしに、そして、これはやはりもっと力を入れてやらなければならないというようなものを各課から、やはり拾い出して、それを1年ごとにきちんとチェックをした上で実施計画を作成させていただいております。

議 長（井田義之） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） ひとつご努力をお願いしたいと思います。

それでは、二つ目の質問の廃屋対策につきましてのご答弁についての、また、ご質問を申し上げたいと思います。

このことにつきましては、先ほど町長も申されましたように、私も思いますけども、あくまでも個人のものでございますので、町として、どうこういうような形のことは、特段のことはできがたいかと思っておりますけども、だけでも、やはりあまりにも哀れな姿の建物というんですか、そういった現状を見まして、何か見るたびに気分的にも何とかならんのかなという思いで見させてもらっておるんですが、こういうような、いわゆる近所の方にも、いろんな意味での危険も及ぶ場

合もございましょうし、シロアリ等の発生の要因にもなるでしょうし、非常に気がもめるような状況で何ともしようがないというような中で、日にちが過ぎておるわけでございますけども、この所有者に対して、やはりこうしてくださいとか、こういう現状ですよとかいうような、そういうような必要な指導でありますとか、連絡でありますとか、そういった形のことは行政として取り組まれることはどうだろうと思っております。あわせて、町長にお尋ねするんですが、こういった建物の、いわゆる固定資産税等の課税状況ですね、土地はお持ちの、所有者のもんですし、その上の上物ですね、いわゆる棟瓦が落ちて、とてもじゃないけど住めるような状況でないというような、そういうような住まいについての、言うなれば固定資産税、課税されるときに、こちらにおられない人でしたら郵送で送っておられると思いますけども、そういうふうなときにでも現状、こうなって夜、隣近所、非常に迷惑をこうむっておるといような、そういうようなご案内というんですか、そういった形のことはできないものか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的なやり方といいますか、指導の仕方ということについては、もしあれでしたら、これは建設課ですかね。それと、具体的な税務のことについては税務課のほうから答えさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的に、町のできる範囲というのがございますので、先ほど、条例云々ということがございましたけれども、それは条例をつくりましても、勧告したり、命令したりすることはできますけれども、それを撤去させるという、そういう強力な権限は、これは府でございますので、やはり条例をつくる、つくらないはありますけれども、それら京都府との連携の中で、やはり適切な指導をしていくということは必要になろうかなというふうに思っております。

区のほうからの要請があったりということで、町のほうも中に入っていることは、ある程度させていただいているのではないかなと思っておりますけれども、町のできます支援といいますか、対応というものには、やはり限りがございますので、その辺についてはもう少し、どういった方法がいいのか、考える必要があろうかなというふうには、大きな課題だというふうには思っております。

失礼しました。総務課長のほうだったと思います。申しわけございません。

議 長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 小林議員さんのご質問でございます。私どもも、そんなに深く承知をいたしておるわけではございませんけども、先ほど、町長が申しあげましたですけども、いわゆる防犯上、危険な建築物を強制的に撤去させるということだったら京都府が強い権限を持っているといったことでございます。それで、小林議員さんもお承知かと思っております。いわゆる今、そういったことで問題になるのは、特に空き家の適正管理だということをおっしゃっているんだと思っております。

そういったことも、いわゆる建物が朽ちて近所に危害を及ぼす恐れがあるとか、大変景観上のことを申し上げますと、これは所有者に大変失礼な話になりますので、それは別といたしまして、それから、防犯上の問題点だとか、こういうことが起きてきて、やはり地域の中では、それらが心配になってくるということだと思っております。なかなか地域では所有者に直接お伝えしにくいとか、そういったことがあって、行政のほうで、どうにかならないかなというふうなことだと、私は、そういうふうには理解をいたしておりますけども、そうした中で、そうしたら、なかなか個人

の財産等に、だれもが口を出しにくいという状況の中で、自治体によりましては、条例を設けて速やかにできるようにしたいとか、そういったところを思っておられるということは承知をいたしております。

したがいまして、今のところは、先ほど町長が申し上げましたですけども、空き家、廃屋、いわゆる防犯上、それから、防災上といいますか、そういったところで、危険なところについては調査をさせていただくといったことをごさいます、私からはちょっと意が通じましたかどうかわかりませんが、答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 議員、ご質問の廃屋というか、朽ちた固定資産税につきましてでございます。それと、それに伴って納税通知書に、そのようなご連絡というようなお話だったかと思えます。現実、通知の中に、そのようなことはさせていただいておりませんし、本来、税額等、所有者の方に通知させていただくものでございますので、なかなか、朽ちているのでどうして欲しいというようなご連絡はいかがなものかというふうに思っております。

それともう1点、現実的に家屋とならないような朽ち方をしておりましたら、うちのほうも職員が回っておりますので、それは、評価のほうは適正にさせていただくというふうになると思えます。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） ちょっと今、課長のお話が聞き取りにくかったんですが、課税はしてないというように理解させてもらったらいですか。

議 長（井田義之） 植田税務課長。

税務課長（植田弘志） 現地というか、ものを見させていただきまして、家屋の評価、例えば空間を遮っておるとか、土地に固定しておるとか、そういう基準がありますので、それを見させていただいて、その基準から当てはまらないものでしたらゼロといいたいまいしょうか、課税されないというふうなことになると思えます。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 確かに以前というか、何年も前と申しますか、最近になってから、そういうふうな、あっちこっち、ちょいちょい目につくようになりまして、私もよその地区の人から、どうなってるですいなというような指摘も受けまして、よその町の方から、町の真ん中に、目につくところに、あまりにもちょっと町のシンボリックな場所に、もうちょっと何とかならんのかなという形のことで、私も個人的に当たったりしておるんですが、なかなかそれができがたい、あるいはまた、通りに面してない露地のほうにも、そういった家屋もございますし、だんだん、いわゆる高齢化、あるいは若い人が、こうして地元に戻って来られないという中で、本当に空き家というんですか、放置したままの家屋があっちこっち目について非常に危惧しております。

今回の質問をさせていただくことにつきまして、ちょっとネットで調べますと、長野県の白馬村あたりは、そういったことを条例で設定されておられまして、所有者に対して、関係者に対して、必要な指示並びに指導ということを行政はなさっておられるというようなことを見せていただきまして、与謝野町にしましても、できたら、そんなものふえても困るんですが、そういったご指導というんですか、そういう施策は必要ではないかなと、このように思って質問を

させていただいたようなことでございます。

ぜひ、何とか前向きに近所の方々のご迷惑もかいま見ますと、やはりそういう所有者に対してのアプローチと申しますか、それをぜひ、行政のほうでお願いしたいと、このように思う次第でございます。

次に、三つ目の質問で、いわゆる個人情報開示についてのことでございますが、一応、町長もご答弁されましたように、消防署独自で、この与謝野町のほうから高齢者名簿をいただいておられて、消防署独自でひとり住まいのお家をチェックされておる。それも民生委員さんの強力を仰ぎ、そして、データづくりをされておられるようでございますが、それが消防署さんの人員の、そういった問題もあって、2年に一遍ぐらいしかなかなか、そういう状況把握に歩くことができないということを申されておられまして、2年間といいますと、かなり状況が、私たちの近所でも変わってきておられまして、息子さんのところに引越されるだとか、あるいは、きょうまで高齢者のご夫婦の方が、片方亡くなられるとかいうようなことがございまして、できたら、消防署も、そういったひとり住まいでありますとか、そういった情報をキャッチされた上で、そういう予備知識を持った上で救急出動なり、そういった活動をなさっておられまして、そういうのを見ますと、やはりよその町のことを申し上げて何ですが、宮津は、そういう情報ができておるようでございます。何とか与謝野町も、その更新が、消防署員さんが申される2年ごとということのないような形のことでできたらと、こういうふうにするわけでございます。これも町長、町としてはひとり暮らしの情報は把握しておられないということではございましたが、何とか、その民生委員さんのご協力もおあがれて、そういうことができないのかなと思って、ちょっと質問をしました。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと今、不審に思ったんですけれども、宮津市さんが、そういう格好で出しておられるということは本当であれば、それはちょっとゆゆしき問題だというふうにするんです。行政としては、そういうことはできないということになってますので、ですから、町としては避難行動要支援者登録制度というものを設けて、住民の方からそういうときには、うちは助けてくださいね、面倒を見てくださいねという、そういう登録制度で登録された方をお知らせするというふうには、平成22年10月から町がやっていますし、また、そういった中で、先ほど岩屋の取り組みも申しあげましたけれども、岩屋の方たちも、そういう各戸に、登録したい方は申し出てくださいという、そういう確認を得た上で、じゃあおたくは、この範囲は、この方が面倒を見ましようというふうな、そういう組織づくりをみずからの手でやっておられるということではございますので、町としては、そうしたものを消防署といえど、できないという中で民生委員さん等に調べていただいたものを、やはり一つの情報として出しているということだというふうには理解しております。

どちらにいたしましても、この登録制度でもって、その消防組合、各区、あるいは自主消防組織への、そういう情報提供ということになっておりますので、こうした整理ができ次第、それらの情報については、消防署にお示ししたいというふうには思っております。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 今、町長、指摘された、ちょっと訂正をしておきますけれども、宮津市という、こ

ういう漠然と宮津のほうのことをお聞きしたものですから、宮津市と、行政がという意味だとは違うと私も思っていますけども、宮津の、そういう資料が既にあるというような形のことをお聞きまして、与謝野町は、まだ、そこまで至っていないという中での、いわゆる与謝野町も、そういう形のことが、なぜできないのかなと思ひまして、質問をさせていただいたようなことでございます。

いわゆる消防署さんが、そういった形で2年に1度のというような形のことで、果たして、いわゆる今も町長が個人情報ということで申されましたけども、確かに個人情報のことに関する中で、なかなか内容的に理解するのに厳しい面もあると思ひますけども、一つの公の、いわゆる公益に属することで活動をなさっておられる団体だと思ひて、僕はおるんですが、町も、そういう一つの分野だと思ひます。その辺のことが一つの共有化ができればいいんじゃないかなと思ひて、質問をさせていただいたようなことでございます。僕の理解不足かも知れませんが、

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと言い違いといいますか、言い方が違ってたんじゃないかというふうに私自身も理解させていただきますけれども、公的なものであっても個人の情報を守るという歴然とした、そういう個人の情報保護にまつわる条例もございますので、やはりそれにのっとった形で、情報を開示してほしい方もございますので、登録という形で、できるだけ、みずからの命はみずから守っていただきたいので、そうした意味では登録をしていただいて、お互いに協力できる、そういう関係を早くつくっていききたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） もちろん当事者の、説明していただいて、理解いただいた上で、その方だけ登録されるという手順かと思っております。勝手に、そういう形のことではできないと思っておりますので、そういったことの、両方の組織がスムーズにできるような形のことが、ひとつ町民の安心と安全につながるかなと思っておりますので、また、ひとつそういったことも含めて、ご検討賜りたいと思ひます。

質問を終わります。

議 長（井田義之） これで、小林庸夫議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

2時35分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時22分）

（再開 午後 2時35分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、一般質問を続行します。

次に、9番、家城功議員の一般質問を許します。

9番、家城議員。

9 番（家城 功） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に通告書のほうで糸井嘉男選手の漢字の変換ミスがございまして、議長と同じ字が使っていますが、実際は「嘉」という字だということなんで、ご訂正をお願いします。

それでは、今回、私は通告しておりますとおり町営テレビのサービスについて、また、名誉町

民についての2点を質問させていただき、町長のお考えをお聞きいたしたいと考えております。

まず、有線テレビについてお伺いします。この有線テレビは与謝野町が誕生し、町の一体化、また、平等な情報の共有化を目指し、情報化事業が進められ、今では町内のどこでも加入の手続きさえすれば、テレビが視聴できるようになりました。このテレビについては、新たにコマーシャルを取り入れるなどの取り組みもされ、また、内容の充実に向けて、ますます担当課を中心に頑張っているわけですが、いまだ文字放送のときの聞きづらい状況や、また、どこか暗いイメージがあるなど、まだまだ改善すべき点は多いのではないかと感じております。

今回、この有線テレビをより身近に感じていただくための一つの手段として、私の思いを提案させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。私は、あまり町民の方で有線テレビの放送を見ておられる方は少ないのではないかと感じておりましたが、意外と言っては失礼ですが、結構、見ておられる方が多く、町でお出会いする町民の方から、いろいろなテレビについてのご意見やご感想を、よくお聞きいたします。中でも番組内容についてのさまざまな分野の取材リクエストで、自分に身近な分野の番組を多く取材して取り入れてほしいという声が多いのではないかと感じております。また、サービス面でも意見は多く、放送時間や再放送、また、ダビングサービスなどの不満や改善を求める声は多く、特にダビングサービスについて、早急に改善すれば、より一層の利用にもつながり、行政サービスの理解にもつながってくる点ではないかと感じ、きょうは、そちらの件で幾つか町長にお聞きしたいと思います。

現在、町の有線テレビでは、番組を見れなかった方、また、記念にとっておきたい方などのために、番組をダビングするサービスを行っております。料金は町内の方はDVD1本につき300円、また、町外の方でも1本につき1,000円で、このサービスを行っております。利用実績は昨年1年で1,132本、本年度には、11月15日現在でございますが、既に736本でございます。利用者は所定の用紙に必要事項を記入し、DVDディスクを持参の上、申請をして、連絡があれば取りにいった代金を支払うというようなシステムになっております。窓口になっておりますのはテレビ局事務所や、地域振興課の窓口ということでございます。私もここ最近、サマーチャレンジ、体育祭、文化祭、小・中学校の行事など、子供に頼まれ利用させていただきました。しかしながら、まだまだ、このサービスを知っておられない方も多く、また、知ってはいるが、どうしていいかもわからないという方も多いのが現実であるということです。

せっかく町民にとって、よいサービスをしているのに、理解が得られてないということは、大変残念であると感じております。私は常々、行政の職員は単なる事務屋ではなく、サービス業であるという意識を強く持つことが大切であると、この議会でもお話を何度もさせていただいております。また、常に足を運び、情報を集め、一步先を見詰めた視点で業務に取り組んでいただきたいとも提案させていただいております。

そういった中、次の4点について早急に改善していけば、先ほども申しましたが、より一層の利用にもつながり、行政サービスの理解にもつながるのではないかと感じております。一つ目、こういったサービスを、より一層理解していただくために番組放送時や、ふだん流している文字音声放送時に告知すれば、利用者の増加につながると感じますが、いかがでしょうか。

二つ目、現在、テレビ局の事務所や地域振興課の窓口で受け付けをしているわけですが、わかっている方も少ないように感じます。町民のだれもがわかりやすく申請しやすい、例えば、看板

を目立つように上げて窓口を設置するなど、工夫が必要ではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

三つ目、申請するときにDVDディスクを持参しなければ受け付けていただけないのが現在の現状でございます。利用者は一々ディスクを買いに行かれたり、家に取りに帰られたりという現状も見ております。町が在庫を置き、販売すれば申請もしやすい体制づくりが確立できるのではないかと考えておりますが、そういった改善も必要ではないかと感じますが、いかがでしょうか。

四つ目に、今はディスクの表面に簡単にプリンターでタイトルや文字、また、写真の印刷もできます。そういったことも含め、さらなるサービスの向上を図っていくことが結果的に町民に愛されるテレビとして認知されるという考えであります。以上、有線テレビのサービスについて4点、お聞きいたします。

次に、名誉町民についてお聞きいたします。世の中にはスポーツや文化、芸術方面において、たぐいまれな才能を生かし、また、努力をされ、日本はもとより世界でも活躍されておられる方は多くおられます。もちろん与謝野町出身の方にもプロ野球界を代表する選手や、陸上競技では、マラソンでオリンピックの候補選手になったり、また、世界規模の大会で優勝した選手や音楽関係においては、大変優秀な賞を受賞され活躍されている方もおられます。当然、我々町民の大きな自慢であり、もちろん誇りであります。また、将来を担う子供たちにとってはあこがれであり、また、目標ではないでしょうか。そういった方を4名、きょうは紹介させていただきます。

1人目、糸井嘉男選手、プロ野球選手で、日本ハムファイターズの所属でございます。旧岩滝町の出身で、宮津高校から近畿大学へ進学され、今現在はプロ野球で活躍をされておられます。今シーズンは両リーグ唯一の出塁率4割を超え、タイトルを獲得され、また、ベストナインやゴールドングラブ賞などを受賞され、今ではプロ野球界を代表する外野手として有名でございます。

2人目、木崎良子選手、陸上競技の長距離選手でございます。ダイハツに所属され旧野田川町出身で宮津高校から仏教大学、実業団へと進まれております。大学時代は駅伝やトラック競技で活躍、ユニバーシアード世界大会で準優勝、実業団へ入社後も駅伝やトラック競技で活躍中、ことし11月20日の3度目のフルマラソン挑戦で横浜国際女子マラソンに出場され、見事優勝されました。一躍ロンドンオリンピックの候補選手として注目されております。

3人目、西原加純選手、この方も陸上競技長距離選手でございます。ヤマダ電機所属で、旧加悦町出身、宮津高校から仏教大学、実業団へと進まれております。大学時代は駅伝やトラック競技が活躍され、ユニバーシアード世界大会では皆さんもご存じのとおり1万メートルで優勝、5,000メートルで準優勝するなど、活躍をされております。実業団へ入社後も駅伝やトラックで好成績をおさめられ、今後、ますます期待のできる選手として注目を浴びております。

4人目、庄智子さん、ソプラノ歌手でございます。声楽家、旧野田川町出身、加悦谷高校から上野学園大学、現在は藤原歌劇団でオペラやコンサートなどで活躍の傍ら、後進の指導も力を入れておられ、上野学園大学で講師としても活動をされております。日本イタリア声楽コンクールにおいて二度のイタリア大使賞及び金賞を受賞するなど、声楽界では世界的に活躍する第一人者として、また、町歌の歌手としても我々にはなじみの深い方でございます。

ほかにもウエートリフティングなど、各分野で日本、また、世界で活躍されている方もあるかとは思いますが、今回、この4名を私にご紹介させていただきます。私は、こういった方が活躍

されている背景には、当然、日々の努力はもちろんでありますが、やはり心の面での支えとしてふるさとであったり、家族や友人などの存在は非常に大きく、欠かすことのできないものではないかと勝手に感じております。私は、こういった方が今後、より一層活躍をしていただく意味でも、また、ふるさと与謝野町により一層強い意識を持っていただくためにも町の誇りとして名誉町民として認定をし、町全体で応援していくことが大切であると考えております。

現在、与謝野町には町の表彰条例によって、この名誉町民が記されて、第10条に明記してあります条文は名誉町民の表彰は本町の出身者、または、本町に縁故のある者で、次の各号に該当し、町長の推薦により議会の同意を得たものについて行うとあります。第10条の第2号では、学術、芸術、スポーツ、または、その他の分野において卓越した成果を上げ、町の名誉を高めた者とあります。さきに紹介いたしました4名の方におかれましては、私は十二分に、これに該当するものであり、名誉町民として表彰すべきと考えておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 家城議員、ご質問の一番目、町営テレビのサービスについてお答えいたします。

1点目のダビングサービスについてですが、現在、与謝野町有線テレビでは、放送した自主放送番組に限りDVDやビデオテープへのダビングサービスを行っております。一番組当たり300円の手数料をいただいております。毎年、1,000件を超えるたくさんのご利用があり、好評を得ております。ご質問のダビングサービスの周知につきましては、現在は有線テレビのホームページで常時広報をしております。以前には番組ガイドに掲載したこともありましたが、最近では休止しておりますので、議員、ご提案のように、今後は番組内や文字放送、また、広報よさのお知らせ版などで積極的に広報をし、サービスを利用していただきますよう周知に努めていきたいというふうに考えております。

続きまして、2番目のダビングサービスの申込窓口についてですが、現在、有線テレビ関係の第一次の受付事務は、すべて各庁舎の地域振興課で行っておりますので、ダビングサービスの受付窓口も地域振興課が一番わかりやすい窓口だと考えております。したがって、先ほどのダビングサービスの周知とあわせ、その受け付けを各庁舎の地域振興課で行っている旨の広報も積極的に行っていきたいというふうに思います。

3点目のダビングに必要なDVDディスクを町で在庫を置いて提供してはどうかというご質問でございますが、このことにつきましては、有線テレビの内部でも検討をした経緯があるようですが、現在のDVDディスクの種類にはブルーレイディスクを含めると10種類以上もあり、それぞれに値段も違い、機能や特徴も大きく異なっております。また、製造メーカーもいろいろとあり、ごくたまにですが、申請される方がお使いのDVDプレーヤーに合ったDVDディスクを選択しなければ再生ができないケースもあったようでございます。また、町でDVDを用意するとなりますと、現在の手数料を引き上げさせていただかなくてはならなくなり、これらのことを考えますと課題も多く、当面は、現在の申請方式でお願いがしたいというふうに考えております。

最後に、4点目の質問、DVDディスクにタイトルや写真を印刷して提供するサービスも含め、町民に愛されるテレビ局づくりが必要ではとのご質問にお答えいたします。まず、DVDへのタイトル、写真印刷でございますが、写真やタイトルなどの印刷となりますと、印刷する機器や技術が必要であったり、また、これまで以上に労力と時間が必要となります。さらに申請者の方の好みやディスクの種類などの問題も生じることから、現段階では、そこまでのサービスは考えておりません。また、議員がおっしゃいます町民に愛されるテレビ局づくりという点は、これはそのとおりでございます。常日ごろの運営において、重要課題であるというふうに認識しております。

本年度、全町の完全光ファイバー化が完了いたしましたので、来年早々には加入者、未加入者の方2,000人を対象とした有線テレビのアンケート調査を計画しております。このアンケートの結果をもとに、また、今回の家城議員のご意見、ご提案も参考にさせていただきながら、これからも町民の皆さんに愛され、親しまれる与謝野町有線テレビKYTを目指し、サービスの向上に努めていきたいというふうに考えておりますので、今後も一層のご支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご質問の2番目、名誉町民についてお答えいたします。現在、与謝野町では与謝野町表彰条例の規定に基づき各種の表彰を行っているところでございますが、ご質問の名誉町民につきましては、現在のところ表彰をさせていただいた事例はございません。この名誉町民につきましては、本町の出身者、または、本町に縁故のある者で有益な発明、または発見を行い、町の名誉を高めた者、もう1点、学術、芸術、スポーツ、または、その他の分野で卓越した成果を上げ、町の名誉を高めた者。その他、社会的に貢献することが大きく、町の名誉を高めた者といった要件を満たす者の中から、町長が推薦し、議会の同意を得た者について表彰を行うというふうに規定をいたしております。

ご質問の中で、お名前が上がりました皆さんは、各分野において大変すばらしい活躍をされ、与謝野町に明るい話題を提供していただいているところであり、本当に感謝をしているところでございます。今までのご活躍を拝見しますと、表彰推薦に値する方々ばかりであり、皆さんを表彰させていただくことにより、今後も与謝野町からトップアスリートやトップアーティストが育成されることにつながればとの思いもありますが、まだまだ、現役でおられますし、頂点を目指して現在進行形の方々ばかりですので、今後も引き続き、より一層のご活躍を期待しているところでございます。したがって、名誉町民の表彰推薦につきましては、それぞれの分野において、ベストの成績をおさめられました後に推薦させていただきたいというふうに考えておりますので、その推薦のタイミングも含め、今後、検討させていただきたいというふうに思っております。

しかしながら、お名前が上がっております皆様は既に、これまで輝かしい功績を残されており、町といたしましても、それぞれのご活躍を広報誌等で紹介するなど、広く町民の皆様にお知らせし、また、功績をたたえて懸垂幕を各庁舎に懸垂して、町を挙げての応援をさせていただき、今後のご活躍の一助になればというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに存じます。

以上で、家城議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） ダビングサービスにつきましては、広報に関しては積極的に取り組んでいただけるということで、また、窓口のほうにも周知を徹底していただけるということで、できたらまた、「ダビングします」ぐらいの看板をつくってもらえたらありがたいなと、個人的には感じております。

三つ目のDVDを町で在庫をという質問に関して、種類が多い、当分、今のままでというようなご答弁だったと思うんですが、大まかに分けるとブルーレイか普通のDVDかぐらいだと、僕は感じております。そんなに高価なものでもないですし、例えば、ダビング料が300円が400円になっても、DVDもつけてくれるんなら、多分1枚100円もかからないと僕は認識しておるんですが、その辺、もう一つ見直していただくような方向で考えていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この事業を実施しております加悦の振興課長のほうから答えさせていただきます。

議 長（井田義之） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） 家城議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。DVDディスクの種類につきまして、DVDプラスマイナスRという種類と、それから、書きかえが可能なDVDプラスマイナスRWと、それぞれ2種類ずつで4種類と、それから、DVD-RAMという種類、それから、ブルーレイでも1回だけの書き込みができるタイプと何回でも書き込みができるタイプと、たくさんあります。また、値段によりまして、100枚一組みで1枚当たり15円ぐらいから、ブルーレイディスクですと200円ぐらいかかる分もあります。たくさん種類がありますとともに、それぞれの持つておられるプレーヤー、中にはどれでもいいわと言われる方もおられますけれども、やはり一番使いなれておられる会社のDVDを持つていただくのがトラブルが少ないんじゃないかというふうに考えています。ただ、確かに申請時と、それから、取りに来ていただける間、2回、庁舎のほうに来ていただかなければならないというようなこともありますけども、中には近くの職員さんをお願いして、依頼して役場のほうに届けていただいたら、最終的に有線テレビのほうに届きましたら、速やかにダビングサービスをさせていただきますので、そのようなことも含めまして、当面このままよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 私がお願いしたときは、DVDを持つてきてくれということで、ある電気屋さんに買いにいったら、ダビングをしてもらおうのでDVDをくださいと言ってもらって帰ってきただけなんで、種類があるとかというのは、あんまりよくわからないんですが、ちょっとでも利便性を、また、配慮していただければと思います。

四つ目の今後、いろんなサービスを含め取り組んでいただけるという答弁だったんですが、文字や写真を印刷するのに機械も必要だとか、手間が要るとかというようなご答弁だったんですが、先ほども議長のほうから、あるDVDを見せていただいたら、自分で印刷したんだというやつを持つておられました。70才のおじいさんがする所作ではないなというような上段を言うておったんですが、議長でもできるというような簡単なもので、時間もそんなにかからないとお聞きし

ております。ちょっとしたサービスが、また、より愛されるテレビづくりにつながっていくのではないかなというふうに思いますし、やっぱりせっかく何十億円もかけて町全体で、こういう情報の一体化を図っていったわけですし、やっぱり見ていただいて何ぼだというような思いがありますんで、一人でも多くの方が見ていただいたり関心を持っていただいたり利用していただくということが大事ではないかと感じておりますので、その辺は十分にご理解いただいて、今後の取り組みに進めていただければと思います。

それでは、次に名誉町民について、町長のご答弁でタイミングがというようなお話もございました。実際、先ほども私、1回目の質問で紹介させていただいたときに、宮津高校出身の方が3人おられます。現に宮津のある方からも宮津の高校を出たんだから、宮津の名誉市民としてというような声もお聞きしております。やはりせっかく与謝野町の、旧町は、それぞればらばらですが、与謝野町で生まれて、また、幼稚園から小中と過ごされ、高校は宮津に通われたかもわかりませんが、与謝野町出身の方でございます。よその市と言ったら失礼な言い方になるかもわからないのですが、宮津市に先を越されるよりも、この名誉町民という表彰規定にはめるだけを考えるのではなくて、例えば、栄誉賞とか、何か、そういうような特別なものを考えられてもいいのではないかなと、また、そういった中で、先ほどの1回目でも申しましたが、ふるさとに対しての意識を、より一層高めてもらえるのではないかなというふうに感じておりますが、その辺、再度、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、決して、この方々が、その名誉町民としての資格があるとかないとか、そういう意味ではなしに、やはり与謝野町出身の方でございますので、学校はともかくとして、そういう意味では町で、ぜひ取り上げさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、実際のところ、今、各分野において、やはりトップアスリートであったり、トップアーティストであったりという、ある意味、まだ、先ほども申し上げましたけども i n g というか、現在進行形の形でございますので、やはりそのタイミング等が必要ではないかなというふうに思っております。そうした意味で、せっかくある、これは名誉町民の、こういう規定でございますので、やはりそれを有効に活用して、させていただきたいと思っておりますけれども、いましばらく、ちょっとそうした意味で検討をさせていただきたいなというふうに思っております。新たなものをつくり出すにしても、この名誉町民とのバッティングが起こってくるので、じゃあどこで線を引くのかなんていうことになりますと、余計おかしな話になりますので、皆さん方が、ただ、そのアスリートとして立派だということではなしに、やはり地元の少年野球に貢献していただいていたたり、あるいは、その地元の、そういう陸上のクラブ等にでも、いろいろとほかの町民とのかかわりの中で、いろいろと夢を与えていただいたり、支援していただいたりしておりますので、そうしたことも含めた中で判断をさせていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） ぜひとも、前向きに考えていただければと思っております。

最後に、ある方が、これ現役の方なんですけど、名誉市民になられた感想を述べられておる記事があるので、若干つままで申しますと、当然、それまでに旧町では、野田川でも名誉町民の方、おられましたし、それぞれ結果を残されて名誉町民という形になったということもお聞きはして

おるんですが、ここのある市は、現役の方を名誉市民として表彰されて、その方が感想として述べられたのが、今まで意識をしていなかったふるさとというものを、さらに意識するようになったと、その中で見ている人はファンだけじゃなくて、ふるさと全体が見ておるん違うかなと、そのためには現在の記録だけでは満足せずに、さらに次のステップを踏んでいきたいというようなことを述べられております。やはり当然、結果を残された人も、やはりそれに値すると思えますし、現在、活躍されている方でも、さらに、そういう気持ちになっていただくという面でも、ましてやまた、先ほども言いましたが、宮津高校出身というだけで宮津の名誉市民になられてから10年も後に与謝野町の名誉町民になりましたなんていう、はずかしいことは、できたらないほうがいいのかと、私は考えておりますので、また、そういうことも含めまして、前向きに何かの形で、この活躍されておる方が、ふるさとに意識を持っていただくように何かしていくことが大事じゃないかなと感じておりますので、ぜひともよろしく願います。

以上で、質問を終わります。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 確かに、その名誉町民というのは、ほかの叙勲等とは、また違った大きな意味合いがあると思っております。私のところの義父も太田リングという避妊リングを考案したということで、名誉町民として旧野田川のときに表彰をしていただいたんですけども、亡くなってからだったんです。別に、それは現役であろうと、亡くなってからでもいいんですけども、やはり父は、ほかの表彰はすべて断りました。でも、名誉町民だけは受けました。それはなぜかという、やはり、この丹後、特に旧野田川ですけども、そこに思い入れがあったということだと思えます。

そうした意味では、もっと早くにそうしたことがしていただけたらなといったような思いもございまして、やはりそうした意味で現役であろうと、なかろうと、死亡されておろうと、そうでなくても、やはり、この地、特に今度、新しくできた与謝野町の未来を見詰められる、あるいは、そういうことを引っ張っていく人であれば、私は表彰に値するんじゃないかなというふうに思っておりますので、時期として、また、そのタイミングを、やはりしっかりと考えた上でさせていただきますたいというふうに思います。

9 番（家城 功） よろしく願います。

議 長（井田義之） これで家城功議員の一般質問を終わります。

次に、1番、野村生八議員の一般質問を許します。

1番、野村議員。

1 番（野村生八） 私は通告に基づきまして、社会資源の活用についてと、第2次行政改革について、町長に質問をいたします。

まず、社会資源の活用についてですが、行政の目的は住民の福祉の向上にあることはご存じのとおりです。そのために総合計画などの政策を立案し、さまざまなサービスや制度を設けています。問題は、それらの制度、サービスが、どれだけ活用されているか、このことにあるというふうに思っています。

先ほどから出ています行政評価システム、こういう言葉も、こういう趣旨からつくられてきているというふうに思っています。私は、今回、社会資源の活用という観点から議論をしていき

いというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

社会資源の活用は、主に福祉の分野で使われてきました。介護保険が導入される前につくられる、この介護保険制度が、どれだけ利用ができるものになるのか、使うことができるのか、使われるには、何をどうしなければならぬのか、こういうさまざまな議論が、当時されておりまして、こういう中で、新しい言葉とか概念ではなくて、今も当然、障害者の自立支援法や高齢者の制度全体について、福祉の全体について、この社会資源の活用という観点から議論がされております。今回、私は、この社会資源の活用という言葉、概念は単に福祉の分野だけではなくて、やはり行政全般のあり方にも必要ではないか、使うべきではないかというふうに考えておりますし、もう一つは、行政の日常業務の中でこういう観点で取り組むことが必要ではないかというふうに思っております。

そこで今、与謝野町では行政全体の中で、この観点に立った場合に、どれだけ住民にとって行政が持っているすべての社会資源がどのように使われているのか、町長としては、行政が持っている社会資源にはどのようなものがあるかと考えておられるのか、この点についてお聞きをいたします。

今、町民の暮らしは、先ほど町長も一部申されましたが、引き続き大変深刻な状況にあります。単に不況という、そういう問題ではなくて、いまや根本的な、今の社会の制度そのものから生まれる格差と貧困、こういうところに行き着いている。こういう中で与謝野町の町民の営業や暮らし、仕事を確保していく、こういう課題に行政として取り組むためには、町民が、町であれ国であれ府であれ、あらゆる社会資源を活用できる状況に持っていかなければ、これは守っていかないと、こういう状況に、いよいよなってきたというふうに思います。そういう点で、つくられたそのものが、実際効果を上げて町民の暮らしを守っていける、そういう町へと引き続き前進させていただくためにも、こういう観点が必要ではないかなというふうに思っておりますので、第1点としてお聞きをしておきたいというふうに思います。

二つ目の質問は、9月議会でも平成33年に交付税の削減問題を取り上げて、そういう中で今回の行政改革の中では、この問題も当然、対象になるという答弁をいただいたというふうに思っています。第1次の行政改革が24年、来年度で終わります。この評価をもとに24年度に、来年に第2次行政改革を作成していくということになっているんだというふうに思うんですが、問題は、この1次の行政改革の成果と、そして、課題は何だったのか、これを生かして第2次行政改革では、何をどう取り組むのか、その方向性を、どこに求めておられるのか、このこともまた、非常に町民の暮らしにとっても、かかわっても大事な問題であるというふうに思っておりますので、この点をお聞きをいたしまして1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 野村議員、一番目、社会資源の活用についてお答えいたします。

全課での社会資源の活用は、どの程度なされているかというお尋ねでございます。社会資源は、物的資源、情動的資源、人的資源等に大別できるというふうに思いますが、全課的にということになりますと、的が絞りにくくなりますので、ある程度、絞った内容の答弁とさせていただきたいというふうに思います。物的資源の活用についてですが、与謝野町では合併後、町有財産をは

じめとする公的財産の有効利用を進めてまいりました。例えば、合併により3施設となった保健センター内の野田川保健センターを障害者の生活と就労の支援施設として再整備いたしました。また、旧岩滝会館跡地に京都府看護協会が設置する訪問看護ステーションが現在、整備されています。さらに町有財産にとどまらず、京都府の所有物であった旧加悦交番を無償で譲り受け、障害者の相談支援事業所として活用したり、同じく京都府所有の織物機械金属振興センター加悦谷分室を借り受け、野田川作業所として再整備したりしています。民間事業者に対しましても、空き民家等の活用による地域密着型の福祉施設の整備を呼びかけ、みんなの家加悦奥、みんなの家後野は既存民家を、また、ふれあいホーム神宮寺についてはお寺を、グループホームよさのは、元織物企業の事務所を活用した整備が行われました。このように有効活用がされず、地域で眠っていた社会資源を再生し、新しい地域の社会資源として利活用を図り、安心・安全のまちづくりを進めております。

そうした取り組みを促進するために、町独自の与謝野町地域福祉空間整備事業費交付金制度を創設し、社会福祉法人等に国、府と同等の支援を行ってまいりました。また、町は民間事業者も地域の重要な社会資源としてとらえ、自助、共助、公助、商助による協働のまちづくりという総合計画の理念に基づき民間事業者と協調、協力して与謝野町に必要とされる新たな社会資源の構築を検討してきました。その成果の一つとして、農林課所管のリフレかやの里の再開が上げられるというふうに思います。リフレかやの里と地元農家との協働によりリフレ利用者のサービス向上を目指すという新たな取り組みも生まれつつあり、再生された社会資源が地域の活性化をもたらすものと期待をしております。また、織物産業を支えてきた丹後織物工業組合、旧加悦加工場跡地につきましては、地域共生型福祉施設整備用地として活用することとなりましたが、そこには4民間法人の熱意と人的資源を導入いただくことで、安心の社会資源が来年秋にはオープンすることになります。

次に、情報資源についてですが、加悦地域にしかなかった有線テレビを光ケーブルによる新たな情報ネット網として全町的に展開しました。これにより行政情報や地域情報、さらには災害時の緊急情報等を速やかに提供できる仕組みづくりが進み、与謝野町全体に情報の共有化が図れるものと思います。もう一つ重要な資源として行政が整備する各種の制度があります。例えば、平成21年度から実施している建設課所管の住宅改修制度については、従来の福祉的な住宅改修にとどまらず、古い住宅の改修や熱中症対策のためのエアコン設置など、住民の安全や安心に配慮した使いやすい制度として評判もよく、さらには経済効果もある事業として、他の行政からも感心や注目を集める制度となりました。このように方向を変えて社会資源を見詰め直すことによって、使命を終えようとしていた資源が、輝きを取り戻したり、一定の距離感が必要なものの、官民の、そうした壁を少しずつ低くしていくことで、これまでになかった取り組みが起こったりと、住民が真に必要な制度を創設すれば、予想以上の相乗効果が生まれることも知る、そうした6年でした。

しかし、使命を十分に果たしていると言えない物的資源や、住民にとっては使いづらい制度が、まだ、あるのではないかというふうに思います。今後は、それらのことを整理し、また、視点や目線を少し変えて行政サービスのあり方を見直すことが重要だというふうに考えております。

次に、ご質問の2番目、第2次行政改革について、お答えいたします。まず、初めに別途資料

を配付させていただいているかと思いますが、第1次行政改革の進捗状況につきまして、簡単にご報告させていただきます。

去る10月19日、11月30日の2回、行政改革委員会を開催しまして、22年度実績の報告をさせていただきました。その中で、歳入の確保ということで、後年度の負担に対する財源確保のために基金に積み立てた額を行革実績に計上しましたが、平成21年度においても産業振興基金積立金に1億円の基金積み立てを行っていたため、前年度実績となりますが、行革実績額に加えることの修正をお認めいただきました。その結果、平成20年度から22年度までの3年間で行革実績額の合計が10億7,900万円となり、目標額の10億3,300万円を若干上回っております。また、第1次行政改革の5年間の行革目標額20億200万円に対しまして、平成22年度で3年間の経過いたしました。53.9%の達成状況となっております。しかしながら、期間の後年度である平成23年度、24年度は公共施設の統廃合と民間委託などによる目標額の比重が大きくなっており、最終的な目標達成は、よほど効果を上げていかないと、なかなか厳しい状況となっております。

次にご質問の第2次行革に取り組むに当たっての課題と、どのように取り組むのかということですが、次期第2次行政改革大綱の平成25年度から29年度までの5年間の期間には平成27年度までで交付税の合併算定がえがなくなり、その後、段階的に縮減が開始されることとなります。当町のように自主財源に乏しい町では、その影響は大変大きく、さらなる歳出抑制を進めていかなければ、到底やっていけない状況となります。決算を見ますと、一般会計では扶助費が年々ふくらんでいる状況であります。扶助費は義務的経費であり、削減は難しく、また、簡易水道特別会計においては、平成28年度の上水道への統合に向けた施設整備もあり、投資的経費の圧縮も難しい状況の中、いかに経常経費を圧縮できるか、また、交付税が多く交付されている今のうちに交付税通減対策の積み立て、将来負担する積み立てが行えるかが今後の大きな課題になると思われま。

第2次行革では、平成33年度からの一本算定による交付税の通減に向けた取り組み、例えば起債抑制計画による公債費の抑制を目標に追加するなど、収支のバランスが持続あるものとなるよう着目した計画にしていくことが必要になるのではないかと考えております。ほか、第1次行革では大綱策定時に見込まれた収支不足の解消ということで、行政コストの削減に向けたものだけを目標に上げましたが、例えば、行政事務等の見直しによるサービス向上など、行政コスト削減に限らない行政改革の取り組みについても調査研究し、第2次行政改革大綱に盛り込めればというふうに考えております。

以上で、野村議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） はい、ありがとうございます。まず、その社会資源の活用と行政改革という問題については、非常に密接にかかわっている、重なっている部分がありますので、分けて質問ということになりませんので、その点をご承知の上でお聞きいただき、ご答弁いただきたいというふうに思います。

社会資源の活用で福祉の分野で使われてきたというふうに言いましたが、そういう中で、例えば、介護保険一つとっても、言われました、資源と言われる制度、サービスというのが非常にた

くさんある。あるいは、どうやって利用できるかという内容も非常に難しい、また、さまざま、まして施設等々も入ってきて、町民の方が、それらをすべて把握して活用できるということにはなかなかならないという、そういう中で、その専門職が配置されているわけですね。いわゆる支援者が、例えば、介護保険でしたらケアマネジャー、福祉全般でいえばソーシャルワーカー、いわゆる社会福祉士、そういう方が、専門の方が与謝野町であれば与謝野町の活用できる、かかわりのある社会資源すべてを把握されて、そして、住民と結びつける、そういう仕事をされるわけですね。こういう形で社会資源の活用というのがされているわけです。そういう点では、行政全般に、こういう視点で取り組む必要があるというふうに、先ほど言いましたが、まさに町民の方が与謝野町にある社会資源、京都府にある社会資源、国にある社会資源をフル活用するためには、同じように専門の支援する方が、やはりいないと、それらを町民の方に知っていただいて、町民の方が自主的にやっていただく、これだけでは、もちろんこれも大事なんですけど、これだけでは、なかなか活用というのが進まないのではないかというふうに思っているわけです。こういう点で、こういう目線に立てば、先ほどの、どれだけ活用されているかという点でいえば、さまざまな活用されていることが言われましてね。そのとおりだというふうに思っていますが、まだ、眠っているものもかなり、私はあると、町長も言われましたが、思っています。とりわけ京都府の制度や国の制度については、行政のほうでも専門の方でもわかりにくい、眠っているものが多分、たくさんあるだろうと、後で具体的にも例を挙げて提起したいと思っているわけですが、そういう点では、今の町民に対する専門の支援とすれば、例えば職員、課長、もちろんあるというふうに思います。

それ以外に、私は必要ではないかなというふうに思うんですが、こういうふうな点については、町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 特に物的な資源のほかに、その人的な資源というところも大きな課題でありまして、いろいろな事業を進めていきますためにも人的な、そうした専門的な知識を持った者を生かしていくという、そういうことも大変大事なところだというふうに思いますし、それにあわせて先ほども申し上げましたように、制度的な、そうした資源、それらについてもよりよく住民サービスが行えるような、あるいは、単に先ほども申し上げましたが、金額的な、そういうものだけではなく、行政サービスとして有効に使えるものが、まだまだありながら、有効に使い切れていないという、そうした現実もあると思いますので、それらについては、一つ一つ掘り起こして、また、それらについての問題点等を解決していく、そうした考え方が必要になってくるというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 私は、そういう意味では課長、あるいは課の職員というのは、その課の専門分野については、町民が来られれば、すべての面で支援していただける、その職員がわからなければ担当の職員につないでいただけるというふうにも思っていますが、そういう町全体の社会資源を活用、町民が活用するための、いわゆるソーシャルワーカー的な存在、これは、私は地域振興課がふさわしいのではないかというふうに思っているわけですね。いわゆる、その野田川であれば、野田川の地域のことだけという面もありますし、それから与謝野町の今、言いました社会資源全

体のことが把握されて、その野田川の町民が相談に来られれば、いろんな、その方が全部理解していなくても、いろんなツールを使って情報が手に入って、そして、つなげていけるという、支援がしていける。こういう仕組みができるのではないかというふうに思っているわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうした考え方も一つあるかというふうに思いますが、まだ、そこまで突っ込んだ検討というところまではいたしておりません。今でも地域振興課そのものの人数も少なくなってきたておりますし、その中でも、そうしたコーディネートができる、特に福祉の関係だというふうに思いますけれども、そういったところが、どこが担って、どういうふうにしていくのがいいのか。窓口だけとなるのか、そこが直接、コーディネートしていくのか、それらのことについては、今後も研究していく必要があるかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 私が、この社会資源の活用という観点を行政全般に持つべきだと思ったのは、ついこの間の9月議会で思って、そこから取り上げておるわけですが、今、言われた、いわゆる福祉とか、そういうことではなくて、先ほども言いましたが、今、町民の営業や暮らしというのは本当に、もう深刻で、特に若い人の仕事がない、あっても10万円に満たないという仕事が非常にふえている。こういう中で、この与謝野町で、どうやって暮らしていったらいいのかという、そういう状況まで追い込まれています。きのうの総務委員会でも議論をしたわけですが、総合計画から見れば人口が減っているという指摘の中で、それは、やはりよそから、呼びこむ力というのが、いろいろ取り組んで努力してきても、もっとやらなければならないという、そういう課題がやっぱりあるというふうにも思っています。そういう意味では、今、持っている社会資源全体を、町の、町民が活用できる環境にすることは、これは行政の力でできる範囲だろうというふうには私は思うんですね。今の国のいろんな、伊藤議員が指摘されました問題、私どもに言わせれば悪政という問題については、町でどうしようもない課題というのがいっぱいあります。しかし、今、言いました問題については、町でできるだろうというふうに思っているので、今、取り上げているわけですが、そういう観点で、今から具体的に言いますけれども、ぜひ、取り組んでいただきたいというふうに思っています。

具体的に入る前にもう1点は、先ほども行政評価システムの中で、審議会等々、行革の委員会等々で、こういう評価を受けながら進めているという、そういういわゆる協働のまちづくりですね、こういう点について総合計画に基づいて進めているという答弁がありました。そのとおりだというふうに思っています。私は、こういう中で、さらに必要なのが、今、言いました住民が、こういう制度を使っていけているのか、いけてないのか。いけていないとすれば、どういうふうに改善すれば使えるのか、あるいは使われていない制度を検証する中で、そういう中で、もしかすれば、そういう制度が必要なくて、もっと違う制度が求められているのかもしれない。そういう問題について、審議会とか、いろんな、その都度、都度の中での住民からの評価、それももちろん大事なことだと思いますが、日常業務の中で、それらが自主的にやられるということが、私、一番大事だと思うんですね。さっき言われました住宅改修助成制度がつくられるときには、私はかなり過去の加悦の例がありましたので、先ほどありましたように、どういうふうなものにすれ

ば町民が利用しやすいかというところまで議論がされて、準備がされたらと、そういう経過があったというふうにお聞きしたと思うんですね。こういう日常業務の中で、それぞれの専門の方が自分たちの持っている制度やサービス、それらを検証して、そして、そういう見直しを日々、行っていくと、このことが必要ではないかなというふうに思っていますが、これについて見解をお聞きしたいと思います。

例えば、きのうも総務委員会でも、今回、補正に出ますメールの使いにくさを改善するために、今回、補正を出すという件がございました。町外で今のメールが使いにくいというのも、使えないんですか、これを改善したいと、これはまさに、そういう観点から生まれてきたのかなと、推測ですよ、これは、いうふうに思うんですが、こういうふうなことを、やはり日常的によそから言われてというよりも、職員みずからが取り組むということが住民の暮らしを今、守っていく上でも非常に大事だろうと思っていますが、この点についてはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 日常業務の中で、そうした日々の、いろいろな業務を見直していく制度であったり、そうした住民に対するサービスであったり、それぞれの課においては、一定の期間の中で、特に予算編成時期になってきますと、やはりそれらについては、しっかりと見直しの中で予算を上げてきているというふうに、私自身は思っております。なかなか目に見えにくい部分があるかと思えますけれども、関係団体との話の中で、こうした制度を、こういうふうにしていただけたらもっと活用できるというような面についても、日々の業務の中で、それぞれの課が100%とはいかないまでも、相当努力してきているのではないかなというふうに思っております。非常に人数が限られて、少なくなってくる中で、それぞれの課が課題を持ちながら、そうした日常の中での改善すべき点については知恵を出しながら改善してきているというふうに思っておりますし、また、そうした考え方は大事だというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 例えばですね、情報分野、先ほど言われましたが、情報分野で、こういう面で取り組まれているのは、ユーザービリティという言葉があるわけですね。ユーザー、使われる方が、その情報を、例えばパソコンならパソコンを、どれだけ有効に使えるようにするのかという点で、本当に日常的に、日々、技術の向上とともに、そういう努力をされて、極端に言えば毎日、毎日、使いやすいものが生まれてくるという状況があるのはご存じだというふうに思っています。私は、やっぱりこういう立場で行政全般が運営されることは、今、以上に住民から、住民にとって行政に対する、そういう期待、こういう中で、住民の中では行政に対する期待が非常に高いわけですね。高いからこそ、いろんな批判も出てくるわけですけども、そういう期待にこたえられる大事な視点だろうと、それだけではないわけですけども、思っています。そういう点でいえば、例えば、国保の中でいえば、国保の医療費の減免制度、一部負担金の減免制度があります。以前は何遍も指摘しましたが、制度はあっても、1回も使われていないという、そういう実態があります。そういう中で、国が、それを改善すべく京丹後市でモデル事業をしても、京丹後市で、その間、一遍も使われなかったという件がございまして。そして、国の、あれは特別交付金ですか、補助対象になって、財源がつくという中で、いわゆる積極的な取り組みも始まったと思っていますが、その後、使われたという経過になってきていると思っていますが、その数は、ほとんど活用されているという

ふうには思えないと思うんですね。

例えば、こういうことがあった場合に、なぜこれが活用されないのか、活用されないことが本来、住民の暮らし、命を守る上で有効なことかどうか、そういう観点、いろんな面で、あるいは住民に直接参加いただいてモニタリングをする。そういう形、いろんな形で、そういう制度の状況を把握されているわけですから、日常的に直ちに取り組む、こういうことが必要ではないかと思っています。

もう1点言えば、例えば、商工観光課で言えば、いわゆる地域資源活用の新事業展開事業というのがあります。いわゆる中小企業による地域産業資源を活用した促進法というのがつくられて、それに基づいて、売れる商品づくりの事業があるわけですね。これは最高限度額3,000万円で、最低100万円以上の事業、これを申請をして直接、国にですが、申請をして、そして、認められれば、これが取り組まれるということになるわけですね。いわゆる京都府でいえば、京都府地域力再生プロジェクトですね。これの国版みたいなものですね。こういう事業があるわけですが、当町では、こういう事業については取り組みがされていない。いわゆる先ほど言いました、国の制度の中で活用がされていない分野だろうというふうになります。こういうものが、多分、いろんな分野で、いろんな中であるだろうというふうに思うんですね。先ほど、小林議員が指摘された、いわゆる力を育てる、そういう取り組みというふうに言われましたが、そういう学習の場ということも大事ですし、町長の言われたことも大事だと思いますが、町長も、その中で言われましたが、機会をつくっていくということは、そういう力をつくる上では、私は非常に大事だと思うんですね。そういう点では、こういう制度があれば、これが活用されれば、こういう資源が活用されれば、町民がですね。そういう機会が生まれる中で、そういういろんな問題を解決していく、乗り越えていく力を育てていく機会にできるだろうと思うわけですね。そういう機会をどんどんふやしていくことで、この与謝野町の住民の生活を守っていけるし、住民自身の生活力を高めることができる。そのことに町政として、どれだけ取り組めるのか、このことが今、求められていると思うわけです。それらを含め、こういう日常的な中での取り組み、先ほど、できている分野のことも言われましたけども、それはそのとおりだと、何もできてないとはもちろん思っていないですけども、今後、行政改革として取り組まれ、第2次に取り組まれる中で、何に取り組まれるのか、先ほど聞きましたけども、こういう分野も含めて、私は取り組む必要があるのではないかというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） それらにつきましては、これも行政だけではできない部分があるというふうに思っております。福祉なら福祉の関係団体、あるいは産業分野、商工分野におきましては、やはり商工会や、そうしたところとの活用していただける、そういうものの説明をしましても、それらについてすっとんと、それらを自分たちの関係団体のメンバーにも知らせて、多く活用してもらう方法をということについては、そこのとこら辺の、単に行政だけではなしに、関係団体との、そういう連携の中で、うまく伝わっていない。せっかくいい制度がありながら、町も、そうした制度を紹介しながら、それが具体的に、個々の住民の方のところまで伝わっていないという、そうしたところもあるかというふうに思います。そうしたことについては、おっしゃるように日々の中での大事なことでございますので、そうした視点を持ちながら、できるだけ、そうしたいろん

な制度も活用していただけるように、また、町としても、それらの住民の方の要望がうまく生かされるような、そうした視点でもって仕事をしていく、あるいは、そうしたことを発信していくということが大事ななというふうに思っております。せんだって商工会との話し合い等もございましたけれども、その辺のところでは欠けているなと思うこともございましたので、今後、それらについても、町も行政も積極的に、そうした姿勢を持って進めていくという点が非常に難しいところでもあり、なかなか目の先のことを一生懸命やっておられる方たちには、なかなか通じにくいのかなというふうな気もいたしました。

ともあれ、そうした情報、せっかくある制度、また、有効に使える手だてがありながら、それらが有効に活用していただけるような、そういう方法というものも考えていく、発信していく必要があるというふうに思っております。

議 長（井田義之） ここで、野村議員の質問の途中ですが、休憩をしたいと思います。

午後4時まで休憩いたします。

（休憩 午後 3時49分）

（再開 午後 4時00分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、野村生八議員の一般質問を続行します。
野村議員。

1 番（野村生八） 福祉の分野で言えば、先ほど言いましたような介護保険、高齢者なら介護保険を、いろんな制度を使って、いわゆる支援、サービスが受けられないと暮らせないという、その制度やサービス自身が年々削減される、あるいは利用しにくくなる。そういう状況の今、民主党政権になってもあるわけですけどね。そういう中で、本当に活用されるという、このことがなければ暮らせないという、本当によくわかる厳しい実態があるというふうに思っています。これ同じようなことが、町政全般、あるいは国の制度で町民が直接、先ほど言いましたように申請をして取り組める制度、京都府であれば地域力再生プロジェクト、こういう制度、ほかにも、そういう制度がある。こういうものを町民が、そういうものを活用して、そして、暮らしに役立てれる、そのことに行政が、どれだけ支援者として取り組むのか、これが今、非常に福祉と同じように大事だというふうに思ってます、そのことがないと暮らしが成り立たないという、そういう厳しい実態がある、医療も受けられない、そういう厳しい実態があるということを思っています。

そういう点では、日々の業務が、国の制度がころころ変わって、毎回、言ってますように、膨大になっている中で職員を削減しなければならないという、職員の仕事の実態が大変な中で、そういうところのことをやろうと思えば、今の機構のまままでできるのかといえば、私は大変難しい面があるだろうというふうに思っているわけですね。そういう意味では、行政機構そのものの見直しというのが、この第2次の行政改革の大きな課題にさせていただく必要があるのではないかとこのように思っています。

先ほど、行政改革のご答弁をいただきました。その中身でいえば、多くが、いわゆる財政の改革ですね、いわゆる当町では住民サービスを維持するために行政改革ということでの財政改革に取り組んでこられたと、第1次行革でというふうに思っています。第2次行革としては、第1次でなかった起債の抑制や公債費の抑制、あるいは事務の見直しなどによるサービスの向上ということ、先ほど、ご答弁いただきました。それを加えても、私は、やはり行政改革というのは、

行政のあり方そのものを変えていくということが第一の柱にすえる必要があると思っています。委員会の視察で、多くのところの行政改革の中身を視察へ行きましたが、その中では、いわゆる今、言いました行政の仕組みを行政改革の中身として持っているところが多いんですね。当町でも取り組んでいる協働のまちづくり、これをするために行政改革として何をどう取り組むかというふうにされているところが多々あるわけです。当町の第2次行革で、私は、こういう取り組みにする必要があるのではないかと考えているわけですが、この点については、町長のお考えはいかがでしょう。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、単に、そうした財政的な面だけではなしに、事務事業、あるいは、その組織そのものも見直していく必要があるかというふうには思いますし、まだ、具体的に、どういう方向でということについては、熟知しておりませんので、それらについても今後の第2次行革に向けて、皆さん方とご議論する中で方向性を定めていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 再度、お聞きしたいんですが、第1次行革では、今、指摘しました行政のあり方、機構、こういう問題というのは、あまりなかったように思うんですね。先ほど言いましたように、町民との協働に、いろいろまちづくりの推進という、これを三つの柱の第一に掲げて行政改革大綱をつくっておられる。こういうところ結構あるわけですね。ないところもあるんですけどね。そういう点では、当町の総合計画からいえば、これが達成できたということではない。途上で、さらに推進する課題だというふうに思っているわけです。そういう意味では、この行政改革の中でも、これを課題として、どうこれを実現するために、今の行政機構を含めて、いろんな団体との関係等々も含めて、住民の中で議論をしながら取り組むかということは、私は必要ではないかと思うんですが、この点について、再度、お聞きしたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そのようには思っております。具体的にということになります件については、まだ、方向性として、どういう形でやっていくかということまでは至っておりませんが、やはり基本的な考え方は第1次のときもそうでしたけれども、単に財政的な面だけではなしに、そうした行政のあり方そのものも考えていくという中で、事務事業の見直しや、あるいは行政の組織のあり方、機構のあり方等々も含めておりますので、そうした中で第2次については、それらも含めての議論が必要になってくるかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） そこで、社会資源を、町が持っている社会資源を町民が、どれだけ活用するかという中には、例えば、役場の庁舎、あるいは職員の持っている力、当然、これも、その中に入ると、いわゆる人的資源や物的資源の中には入るだろうと思っています。そういう意味でいえば、役場の機構についても、どけだけ住民が利用しやすい、ユーザービリティですね、利用しやすい、そういう機構につくり変えていくのかということは、大事なことだと思っています。そういう点では、町長は町長としての立場で取り組みを始められておるわけですが、この点についていえば、例えば、総合庁舎方式をとっているところでも、本庁と総合支所を持って、そして、出張所を持

っているところがあります。こういう形というのが、私は与謝野町が生まれる、合併する過程の中で、やはりこういう形を残していくことが住民が行政との距離を引き続き保ちながら、地域の個性を生かしながら新しいまちづくりができるためには必要だというふうに思って、その当時、論じてきた内容だろうと思っています。

それで、そういう点でいえば、伊藤議員の地域協議会の中で町長が言われましたが、そういう地域協議会というのが、合併すれば住民の声が届きにくい、そういうことを町長は言われましたが、もちろんそれもあるんですけども、住民と役場との距離が遠くなるという、こういう問題がやっぱりあるわけですね。私は、そのことが非常に大事だというふうに思ってこういう問題は論じてきたつもりです。そういう点でいえば、やはり総合庁舎方式で本庁にかわって、本庁の位置がどこにあるかということは、また、別の問題としましても、総合庁舎方式にかわるとしても、やはり総合支所があって、住民との距離が、役場と住民との距離がやっぱり同じようにあるということが、町民が使いやすい、行政機能を使いやすい、そういう点でも大事だと思いますし、さらには、ここでいう出張所、これがさらに区にまで、その機能が拡大されて合併前に比べても、役場と住民との距離が近づき利用しやすいという、こういうことが地域協議会だというふうに、私は思っているわけですね。これについて、今すぐできるかどうかという問題ではなくて、こういうことを行政改革の中で、こういうことも含めて住民にとっては、どういう行政が利用しやすいのか、このことを住民と一緒に議論していくという、こういう姿勢が必要ではないかなというふうに思っているわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 住民の皆さんと議論していくということは大事だというふうに思っておりますし、それらは一つの方法だというふうに思っております。今の段階でどうというお答えをすることは、今、できませんけれども、方向性としては、住民の皆さんとやはり考えていくという方向性というのは大事だというふうに思っています。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 時間がもう来ましたので、最後になると思うんですが、いわゆる行政改革で経費を削減する。これはこれとして取り組まなければならない課題なんですが、経費が削減できれば住民の暮らしが守れるわけではないというふうに思うんですね。その削減された経費で住民の暮らしを守るためのサービスが拡充できるという、新しい面がつくっていける、制度がつくっていける、こういうことにつながってこそ住民の暮らしを守ることができる方向へ進んでいけるんだというふうに思います。

問題はやはり一番最初に言いましたつくったサービスが住民に本当に活用されて、暮らしを守る、そういうツールとして、道具として日常的に使われるのかどうか、ここは非常に大事だというふうに思うんですね。例えば、子供の医療費の窓口無料化を先駆けて、野田川町のときに町長がつくられました。これがいろんな町に波及して、今、多くの町で中学校卒業までに、京都府下では広がっています。この制度をつくった中でも窓口で無料化されている内容と、それから申請によって、後で補助金が返ってくる内容とがありまして、後で返ってくる制度のほうは実際、病院に行かれても申請がされずに補助金が支出できないという、そういう事態があったと思うんですね。こういう状況を改善して今、窓口での全部無料化がされています。いろんな制度の中で、

そういう視点で見れば、取り組める問題というのは、いろいろあるだろうというふうに思っています。やはりそういうことを行政が率先して素早く手を打ってこそ、住民の暮らしを守る確かな力として、力を100%、さらに発揮できるのではないかとこのように思っています。

最後に町長のお考えをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 財政的な問題だけではなく、やはり基本的には住民の暮らしをどう守っていくか、安心・安全をどう守っていくか。また、そうしたいろいろな改革によって、弱者といわれる人たちが切り捨てられないような方策というものをあわせて考えていく必要があるというふうに考えておりますので、それらを一つの指針にして新しい行革大綱も立てていく必要があるというふうに思っております。

議 長（井田義之） これで、野村生八議員の一般質問を終わります。

ここで皆さんにお知らせをしておきます。本日は午後5時以降になりましても、本日の日程が終わるまで続行いたしますので、よろしく願いいたします。

続きまして、4番、杉上忠義議員の一般質問を許します。

4番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、通告にしたがいまして、2点、町長に質問いたします。

1点目は、我が町の食と農林業のため、中小企業政策との連携についてであります。環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加も視野に入れながら農業の構造改革、今後の農業のあり方に対する問題意識は高まっている中でございましたけれども、大変タイムリーな企画として、与謝野町の明日の農業を語る会が11月11日、元気館で開催されました。そのころ、ちょうどAPECの会議で、野田総理が国際社会に向かって、TPP交渉参加について演説されているのと、ちょうど同時進行になったのではないかと思います。緊張して私は聞くことができました。また、パネラーの方々が農業の生産者、農産物の販売者、消費者、丹後ちりめん製品のブランド化を進めておられる方々であったということが、この会場の議論を盛り上げる要因だったというふうに私は思っております。

そこでまず、町長の感想を聞かせていただきたいというふうに思います。また、農林業と中小の商工業者の連携が大変重要だと考えられた会でもありました。しかしながら、国の中央ではTPPと農業の自由化という国際的な波が押し寄せてきているときに、日本の産業界の頂点にいる団体であります日本経済団体連合会、経団連と全国農業協同組合中央会が真っ向から対立するのではなく、社会の利益、国家の利益を考え、次の世代に配慮しながら大きな組織を率いているリーダーとして荒波を乗り越える議論をしていただきたいと期待しているところでございます。ものの本によりますと、民俗学者の柳田國男は明治41年に「時代ト農政」という本を書いています。その中で産業界と農業界の対立は不幸なこと、お互いに連絡をとり連携すべきと訴えております。それから、100年を経ても、なお変わらない状況が続いております。一方、地方におきましても、商工会の経営指導員や経営コンサルタントが、地場産業が衰退していき、商工会会員が減少していく中で農業者の方々を商工会会員となつていただき、特産品づくりや販路開拓などに協働で取り組むべきだと10数年前から主張されておりました。このことを今、もう一度よく議論し、進化させていくべきだと考えているところであります。こうした観点から10月

25日、食と農林漁業推進本部で決定された国の農林漁業の再生のための基本方針・行動計画で示されました七つの戦略の中で、丹後・与謝野町に関係する五つの戦略について質問をいたします。

まず、戦略1といたしまして、農水省によりますと、日本の農家1戸当たり農地面積は2010年では約2ヘクタールで、1ヘクタール未満が55%を占めている状態の中で、農地集積を推進するとして平地で20から30ヘクタール、中山間地域で10から20ヘクタールの規模の経営体にする構造改革に対する本町の可能性についてであります。

戦略2といたしまして、農村漁村の資源を元気に変える6次産業化であります。昨年の12月に6次産業化が交付され、都道府県及び市町村は地域の農林水産物の利用の促進につきまして計画を定めことに努めることになっております。6次産業とは、ご存じのように1次産業の農林水産業で収穫される産物を加工製造する2次産業、その商品を販売する直売所やレストラン、インターネットの販売等の第3次産業を育てることにより地域の雇用と所得の増大につながると期待されているところでございます。

先ほど述べましたように農林水産業と商工業が融合、連携いたしまして、まさしく1掛ける2掛ける3が6以上になるように、与謝野町の支援策は、どのようにになっているのか、お尋ねいたします。

戦略3といたしまして、来年7月1日に再生エネルギー法がスタートします。中山間地は土地、水、風、熱、生物資源などの多様な自然再生エネルギーの宝庫であります。これまでの地産地消に、さらにエネルギーの地産地消が加わることが期待されます。本町も再生エネルギー開発に乗り出すための調査研究は必要だと思っておりますが、本町はどのような計画になっているのか、お尋ねいたします。

戦略4といたしまして、国は木材自給率50%を目指して、森林・林業再生を推進するとしております。木材の利用拡大を総合的に進めるには、まず、人材育成が必要であります。そこで全国で5校目、西日本で初めて来年4月に開校する、旧和知町の役場の跡になりますけれども、府立森林大学校に与謝野町から入学生を支援してはどうかと考えております。

戦略5といたしましては、災害に強い農林業インフラを構築することが大変重要であります。また、災害時に米生産食料品等を安定的に供給できる体制づくりを本町もつくる必要があります。

以上の戦略を実現することによりまして、農業が安定し、成長し、しっかりとした地域共同体が構築されないと商工業が栄え、町が豊かになることはないだろうと考えました。町長の見解をお尋ねいたします。

2点目であります。北近畿丹後鉄道KTRは地域とともにあります。KTRにつきましては2度目の一般質問となりますけれども、よろしくお願ひいたします。福知山市に本社を置く第三セクター北近畿丹後鉄道は、平成2年に開業し、来客数は平成5年の303万人をピークに平成22年度は203万4,000人と、約100万人減少する苦しい状況が続いています。府議会、9月定例会におきまして、KTRに関する質問に対しまして、山田知事は沿線の市や町に危機感がないとして、KTRについては沿線自治体も京都府も身を切って維持改善する覚悟はあるかどうかを問われている、安全対策や集客力を高めるため、その専門家を集め、チームKTRを立ち

上げて抜本的な対策を検討してKTRは府北部にとりまして、何よりも重要なインフラであり、地域に愛され、必要とされる鉄道として存続できるように全力を挙げていきたいと答弁されておりますが、与謝野町の取り組みをお尋ねいたします。

KTRにおきましては、宮津駅と天橋立駅に現在、エレベーターを設置する工事が始まっております。来年3月末には完成する予定になっております。また、駅構内を「花の駅」、駅周辺を「花の名所」に、沿線を「花のトンネル」にする「花の鉄道づくり」に取り組んでおられます。12月3日には野田川駅におきまして、福知山市の成美大学の学生や近隣住民による皆さんによって芝桜の苗が植栽されたところであります。

一般質問の通告をしてからも、成美大学の学生が1日駅員、成美大とKTRは地域の魅力づくりの協定、観光振興を目的に協定を結んでおります。また、人気アニメーション「けいおん！」のシールを車体に張りまして、ラッピング列車も走っております。また、鉄道の町、福知山におきましては、鉄道交流フェスタが11日に開催され、「もし、KTRにSLが走ったら」をテーマにした討論も実施されるなど、連日のようにKTR関連について報道されております。

鉄道ネットワークの維持は環境に優しい安心・安全な町民生活を実現するため、町として取り組むべき重要課題であると思っておりますが、町長の見解をお尋ねいたします。

以上、2点につきまして、町長の答弁をよろしくお願いいたします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 杉上議員、ご質問の一番目、我が町の食と農林業のため中小企業政策との連携について、お答えいたします。

まず、ご質問の11月11日に開催されました与謝野町の「明日の農業を語る会」につきましては、初めての試みとして農業者の方だけではなく消費者、商工業者、流通業者の方にもお願いし、7名のパネラーと京都府立大学の桂先生にコーディネーターをお願いし、開催いたしましたものでございます。私も参加させていただきましたが、会場からも発言が出る等、大変意義深い語る会になったと思っております。語る会は、今後も続けてほしいという声も多数寄せられ、農家も消費者も、知恵を出し合えば新しい可能性が開けてくるのではないかと期待を持たせる内容であったかというふうに思っております。

次に、10月25日、食と農林漁業の再生推進本部で決定されました我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針、行動計画に基づく与謝野町に關係する戦略についてお答えいたします。

戦略1の農地集積による平地で20ヘクタールから30ヘクタール、中山間地で10ヘクタールから20ヘクタールの経営体の可能性でございますが、2010年、農林業センサスでは、与謝野町の10ヘクタール以上の経営体は11、約2.5%となっています。町では、0.3ヘクタールから1ヘクタールまでの経営体が63%を占めており、経営規模の小さな営業体中心の農業が主体であります。議員、ご指摘のように、10ヘクタール以上の経営体とするためには大規模区画のは場へ再度整備する等の条件整備をしなければ、なかなか実現できないのではないかと考えておりますが、厳しい農業情勢のもと、地権者の合意を得て、事業化に踏み切ることが困難な状況でございます。農業者の高齢化に伴い、耕作できなくなった農地を担い手に集積させる地道な規模拡大を目指すことが現実的であるというふうに考えております。

次に、戦略2の6次産業化へ向けての農商工連携推進の取り組みでございますが、今日までの取り組みとしましては、加悦ファーマーズライスの商品開発やリフレかやの里農産加工施設整備等の6次産業化への支援を行ってきたところです。町が主体となった農商工連携も大切ですが、基本は業界からの提案が一番重要でありまして、積極的な提案に対しましては、国、府のほ場施策の導入も含めて支援していきたいというふうに考えています。

続きまして、戦略3の生物資源等を有効活用したエネルギー生産でございますが、東日本大震災と原発事故を受けエネルギー政策の見直しが必要となっております。さらに地球温暖化対策を進める上でも自然エネルギーの活用が注目されています。とりわけ農村には有効な資源が埋もれており、その活用は新たな雇用や産業も生み出す可能性を秘めているというふうに考えています。ただ、これらの資源をエネルギー化するためには多額の費用が必要となり、採算がとれないという欠点があり、大きな伸びに至っていないというふうに考えています。そうした中でも、本年度、伐採木等の利活用調査研究をコンサルに委託し、有効活用の道を探っていますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

戦略4の府立森林大学校入学者への支援でございますが、来年4月に開校いたします府立森林大学校は、旧和知町役場に森林作業のリーダーを育成する森林林業科と実践的な技術と知識を身につける研修科が設置されます。与謝野町から入学希望があるかどうかは試験前でもあり、公表されていません。確かに議員のご指摘のように林業にかかわる人材の育成は大切でございますが、同様の府立農業大学校入学生に対しましては、支援制度を設けていないこと。さらに林業に携わっておられる森林組合作業員の社会保険料等には、補助金を出させていただいておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

最後の戦略5、災害に強い農林業インフラ整備につきましましては、農業用水利施設としての井堰が考えられますが、施設の老朽化に伴う改修時に考慮したいと考えています。また、災害時に米、生鮮食料品等を安定的に供給できる体制づくりにつきましましては、まずは国、府の段階で計画づくりと調整作業をしていただくべきではないかと考えます。この基本方針につきましましては、TPP参加を踏まえた、これからの農林業、漁業のあり方を示したものと考えておりますが、全国町村会でも決議いたしましたように、この方針に基づく実効策やTPPによる影響を踏まえた予算が示されておらず、実現性を危惧しているところでございます。

次に、ご質問の2番目、北近畿丹後鉄道は、地域とともにについてお答えいたします。KTRの利用者の多くは町外へ通学する高校生の皆さんであり、毎日の通学の足としてご利用いただいております。また、京阪神から丹後地域への観光客の足としても重要な役割を果たしております。KTRがなくなってしまうと、高校生の通学手段の選択肢をなくすことになりまして、観光入り込み客の減少は地域経済に大きく影響するものと考えております。したがって、今後とも私をはじめ沿線自治体ともどもKTRを支援していくことという、そうした強い思いは同じです。沿線住民の皆様にも私たちのKTRは、私たちで守っていくという、そうした意識を持っていただくことが重要であるというふうに考えております。そのための啓発活動を毎年実施しておりますが、当町単独では効果が薄いので、沿線市町で構成します北近畿丹後鉄道利用促進協議会の活動として取り組んでおります。本年度事業といたしましては、5月22日にみんなでKTRを考えるシンポジウムを丹後文化会館で実施しましたところ、約600人の参加者が集ま

り、沿線住民のKTRへの熱い思いを確認したところでございます。その中で当協議会では、本年度からワンモア運動をスローガンに掲げ沿線住民の意識を高める取り組みを毎年、実施することといたしました。

ワンモア運動とは、沿線住民がそれぞれの立場で、さらに1回の利用機会をつくり、さらに1回の利用実績を重ねるなど、住民の生活実態を踏まえつつKTRを未来につなぐため住民みんなで、さらにもう1回、すなわちワンモアの行動を起こすというものでございます。また、京阪神から鉄道を利用した北近畿への誘客を図るため7月28日には大阪駅で、また、11月9日には京都駅で都市住民へのPR活動を実施しました。

さらにKTRがフラワーオーナーを募集し、花の鉄道づくりを進めていく一貫として12月3日にKTRと連携している成美大学学生、地域住民のボランティアの皆様が中心となって野田川駅構内にシバザクラの植栽を行いました。このシバザクラは、約3年できれいなピンクの花を咲かせる予定です。今後もKTRの計画に基づき野田川駅の花の鉄道づくりが進められていきます。また、施設整備につきましては、向かいのホームに渡る橋がありませんのでエレベーター設置の必要はありませんが、将来、利用しやすい駅づくりを進めていく中ではバリアフリー化も視野に入れる必要があります。

最後になりましたが、来年度以降につきましてもKTR沿線自治体が一体となって利用促進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、杉上議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 答弁をいただきまして、ありがとうございます。農林業に対します質問に対しましてですけれども、戦略1の規模を効率的に集積していくという取り組みでございますけれども、今、町長の答弁では本町におきましては、非常に難しいだろうという答弁でございました。本町におきまして、農業法人3者ありますけれども、この法人化に向かいます、取り組みをされて規模の拡大を図っていくという方法もあるのではないかと、私は思うんですけれども、農業の法人化の促進につきましては、現状はどのようになっているのでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 今のところ、そうした法人化につきましては、それぞれの業者の方たちの自主的な取り組みの中で行われているというふうに理解をしております。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 農業人口が与謝野町におきましては900人、販売農家が500人、平均年齢が65才という概要が発表されておりますけれども、やはり個人でやると、なかなか難しい面が今、私、見てましても大変だろうというふうに思ったりしております。ぜひとも、難しい問題だと思うんですけれども、この法人化への取り組みを積極化して行って、その上、農地の拡大を推進していくという方法以外、国の政策にのるには、ないんじゃないかというふうに、私は考えるんですけれども、再度の答弁をお願いいたします。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） その件につきましては、農林課長のほうからお答えさせていただきます。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。議員さんご指摘のように、法人化を推進していくということも一つの方法であり、重要なことだというふうに思いますが、この加悦谷なり、この与謝野町の農地で10ヘクタール以上の規模を集積をするというためには、現在、加悦谷土地改良区でやりました加悦谷平野の農地区画は1反でございます。それをどれだけ面積を集めても10ヘクタールというのは非常に厳しい環境であります。したがって、そんな規模の農業経営体を、これから育成するためには、1ヘクタール、2ヘクタールといった大きさのほ場をつくらなくては、そういうものは実現ができないというふうに思っておりますので、そのことと含めて大規模化を考えなければ、ご指摘のような絵はかけないというふうに思っておりますので、ご了解をお願いしたいというふうに思います。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） そうすると国の方針が決まって、市町村の取り組みも始まるわけですが、やはりこのまま放置するわけにはいかないと思うんですけども、何らかの方策を打ち出さないかんといいうに思いますが、今、聞いてますと、なかなか妙案がないということなんですけども、何かあると思うんですけども。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） 少し参考までにお答えをしたいというふうに思いますが、はっきり言いまして、国の段階で、これだけ問題になっておる内容が、まだ、末端の市町村まで詳しい内容が伝わって来てないというのが、今の状況で、その辺では、なかなか政策化や判断もしにくいというのが1点あります。しかし、国、今、先ほどの10ヘクタールなり20ヘクタールの規模拡大をしたとしても、アメリカの一農家当たりの農地面積というのは196ヘクタールです。オーストラリアでは3,273ヘクタールと、全然、規模が違うわけですね。こんな中で、外国の米に勝ち抜く日本の農業が絵がかけるのかということにつきましては、もうとてもじゃないですけども、この数字を見る限りでは、もう話にならないなというのが、今の状況だというふうに思います。

議長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 一般通告をした後の報道なんですけども、第4次補正が国では組まれまして、その中で農業分野に力を入れるというふうに報道されております。そこで高齢化が進む中、農家の意欲ある人が農業法人などへ、農地の集積をうながす離農奨励金を創設すると、こういう報道もあります。さらには新規就農者への奨励金と、これが目玉になっております。非常に来年1月冒頭の国会は難しいと思いますけども、こういう方針も出されておりますので、この辺を見きわめながら取り組んでいただきたいなというふうに思っております。この奨励金が創設されましたら、取り組むんだという意欲がありますなら、課長のほうからお聞かせいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをします。議員、ご指摘のように今まで農地を集積させるための国の奨励金というのは、農地をつくる側にしか今までは交付がされてなかったということです。それが、新年度予算の中には、今度、農地の出し手のほうに、ただいま言われましたように10アール当たり4,000円の補助金がつくということが、我々は新聞報道等で聞いております。確かに今までなかった制度ですので、そのことによって流動化は一定進む可能性はあるというふうには思っておりますが、ただ、金額が非常に低いということもありまして、それが10ヘクタール、

20ヘクタールの規模の経営体を起設するような流動化につながるかどうかについては、非常に疑問な面があるというふうに考えております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） よく言われるんですけど、国の農業政策は朝令暮改と言われまして、決めるのは決めるんですけども、朝、決めたことが夕方、変わるようなところがありますけども、ぜひともよく国の政策を見きわめていただきまして、取り組んでいただきたいなと思います。

この食と農林漁業再生のための基本方針行動計画を読んでまして、一番期待できるのは、この6次産業化だと私は思うんです。そこで国のほうは地域の農林水産物の利用の促進についての計画を市町村は定めることになっておりますけども、本町におきまして、その基本計画は定めてあるのでしょうか。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えしたいというふうに思います。計画につきましては、まだ、定めてないということでございまして、11月1日に開催しました、その語る会につきましても、まず、今後、そういった方向もいろいろ見きわめをさせていただくと、農家の皆さんや流通業者の皆さん、消費者の皆さんの意見も聞きながら全体的な、そういう計画も、これから考えていきたいという思いの中で開催をさせていただいたということでございます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 今、町長の答弁にありましたように、取り組みは始まっているわけですね、リフレをはじめファーマーズライス、取り組みが始まっているのに基本計画がないというのは、おかしなことになりますので、ぜひとも早急に、その期待される6次産業化についての基本計画を定めるというのが必要だと思いますけども、町長、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） それらにつきましても、もう少し考えさせていただきたいと思います。私自身も、よく理解していないところがございますし、今後、どういう方向になるのかを見きわめた上でさせていただきたいと思います。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ぜひとも早急な取り組みをお願いしたいと思います。

再生エネルギーの開発につきましては、研究しているという答弁でございました。調査研究をしていると。もう少し具体的な中身につきまして、お答えいただきたいと思いますけども。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ここにございますように、伐採木等の利活用、調査研究ということで、コンサルタントに委託しているということで、その中身につきましては、農林課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをさせていただきたいというふうに思います。現在、コンサルタントのほうに調査を依頼をしております、一つは与謝野町内にあります森林資源、いわゆる木材だとか竹、こういう資源になり得る、そういう部材が、どれぐらいあるのかということが、まず、1点、調査の対象です。一番重点を置いていますのは、それを切り出して搬出をする。そして、それをさ

らに燃料化にするのには、どういう方法が一番コストがかからずに、どういう方式が、いわゆるペレットにするとか、粉碎をすとか、そういう方法も含めて、どういうエネルギーに変える手段にしていくのが一番コストがかからないかというあたりの、そこに一番ウエートを置いて、今、コンサルのほうと研究活動を委託をしておるといことです。その辺が固まって、町内にあります間伐をした木材だとか、あるいは有害鳥獣対策としてやっておりますバッファゾーンで整備しました竹材、こういうものが新たな燃料になると、それで採算が合うというような見きわめがつけば、つくようなことがあれば、次のステップ、そういう事業化に踏み切っていくことも検討すべきではないかということでございます。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） ぜひとも、多額の費用がかかるということなんですけれども、予算の獲得というのか、予算化につきまして、来年度に向かって予算化要求はどのぐらいされているのでしょうか。

議 長（井田義之） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えしたいと思います。予算要求をしておるといことにつきましては事実でございますが、まだ、査定も済んでいないという状況がありまして、ちょっとこの場ではお答えをさせていただくのは控えさせていただくべきかなというふうに思っています。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 非常に可能性のある分野でございまして、地元の雇用や拡大につながると、新しい産業も創造されるというような町長の答弁もございました。ぜひとも予算要求していただきまして、引き続きの調査研究をお願いしたいと思います。

戦略4の森林大学校でございますけれども、聞いてみますと定員は20名で、入学金、授業料につきましては、府立高校並で授業料は11万8,800円でございます。町長の答弁では、農林大学校との関係もあって、支援がなかなか難しいという話でございました。旧和知町でございますから、通学圏内でございます。しかしながら、この時期、非常に通学するのも大変なことだろうというふうに思いますので、与謝野町が、もし入学される方があるならば、後押しをお願いしたいなど、再度、お願いしますけれども、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 一つの検討課題にさせていただきます。実際、農業大学校のほうにも出しておりますし、果たして、この方がおられるのかどうかもわかりませんし、林業のほうにつきましては、先ほども言いましたように森林組合の職員の、そうした補助もいたしておりますので、学校につきましては、もう少し検討が必要かなというふうに思いますので、お答えになりませんが。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） カリキュラムの中には、今、大変問題となっております鳥獣対策も勉強するという学校であると聞いております。ぜひとも支援をお願いしたいと思います。

戦略5、公共インフラにつきまして、ちょうどバブル期に随分、いろんな旧加悦町におきましても、ウルグアイランドの米の自由化でお金が来たと思うんですけども、農道とか、いろんな整備は行いましたけれども、それのいよいよまた、補修、修理が多く出てまいります。そういった点も踏まえまして農林、土木などという表現もございまして、そういった計画もきっちり立てて修理をして、災害に強い農業環境をつくらないかんというふうに思っております。この点

につきまして、何か大きな課題がありましたら教えていただきたいと思います。

議 長（井田義之） 杉上議員に申し上げます。質問をしてください。ありましたらとかいう、返事が
なかつてもいいような質問やなしに、質問をしてください。お願いいたします。

答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどお答えしたとおりでございます。まずは、国、府の段階での、そうした
計画づくりと調整作業をしていただくべきではないかというふうに考えております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは、続きまして、2点目の北近畿丹後鉄道でございます。前回の議会で答
弁したときに北部地域総合公共交通検討会を設置するというふうに答弁がございまして、実際、
会議は開催されているとは思いますが、この会議のあり方の中身につきまして、お尋ねいた
します。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） その名のとおり各関係沿線市町でもちまして、今後のあり方について非常にシビ
アな形で検討をさせていただいております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） それから、京丹後市の取り組みも報道されまして、ご存じだと思うんですけど
も、片道200円乗車社会実験等々が始まっておりますけれども、与謝野町につきましては、こう
いった対策を打ち出すという予定はないのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今のところございません。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） それから、聞きますところによりますと、府議会におきましてKTR利用者
10万人拡大事業費4,000万円につきまして、都市部の方の議員だと思っておりますけれども、
見直しの意見も議論されているところだと聞いております。大変な金額が見直されると、大変な
ことになるわけですが、この点につきまして、町長の見解をお尋ねいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 少子高齢化に伴いまして、大変、このKTRを維持していくということにつつま
しては、その乗車する人数、並びに利用者の、そうした数というのは、必然的に減ってきている
わけでございます。そうした中で、それぞれの関係市町もできるだけ、これを残していく方向で、
やはり頑張らなければならないというふうに考えております。そうした取り組みの中で府全体で
考えますと、非常に大きな赤字ということでございますが、ぜひその都市部と違う公共交通機関
に頼らざるを得ない我々地域にとりましては大事な交通機関でございますので、ぜひ残してい
ただくような方向で、ぜひご理解がいただきたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 京都府の資料によりますと、先ほどお尋ねいたしました北部地域総合公共交通検
討会が、第3回まで開催されまして、それが9月5日でございますけれども、次回の予定は、どの
ようになっているのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今のところ聞いておりません。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 先ほど申し上げましたように、京都府におきましては、チームKTRを立ち上げて、どうしても残していくんだという意気込みを示される京都府と、その9月からずっと検討会がないというのと、かなりの考え方と違いますか、意識と違いますか、取組状況が違って来たんじゃないかというふうに心配するわけですけども、ぜひとも北部全体が一体となりまして、検討委員会の開催に向かいまして、取り組んでいただく等、お願いしたいと思うんですけども、与謝野町がリードするわけにも、難しいと思うんですけども、ぜひともお願いしたいと思います。

議 長（井田義之） 答弁を求めるそうですので、求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 京都府が音頭をとってやっていただいておりますので、そうしたところでの、まだ、開催についてはございませんので、それについて、こちらからというところまでいっておりません。それよりも何よりも、先ほども申し上げましたように、ことしの取り組みであります「ワンモア運動」、これらについても、なかなか浸透しておりませんし、それから、先ほど言いました「フラワーオーナー」ということで幾らかずつ、皆さんの有志の方からの、そうした支援金といたしますか、そういうものも呼びかけておりますけれども、それらについても非常にまだ、鈍いところがございますので、町としてできます運動としては、やはりこれらをもっともっとPRしたり、あるいは、一人でも多く乗っていただく、そうした努力が必要かというふうに感じております。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 高齢化社会でございます。また、現実といたしまして通学等々、利用しているわけでございますので、ぜひとも私たちの公共交通ネットワークを維持するために、ぜひとも、この委員会、立ち上がってますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（井田義之） これで、杉上忠義議員の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

5時15分まで休憩いたします。

（休憩 午後 5時02分）

（再開 午後 5時15分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し一般質問を続行します。

本日の最後、12番、多田正成議員の一般質問を許します。

12番、多田議員。

12番（多田正成） それでは、大変皆さん、お疲れのところ恐縮ですけれども、一般質問をさせていただきたいと思います。しばらくの間、時間をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきたいと思います。1点目は、次年度の地域経済環流事業を問う。2点目は、合併特例債と今後の

まちづくりを問うということで、2点、具体策をお尋ねいたします。ご答弁のほどをよろしくお願いをいたします。

それでは、1点目から入らせていただきたいと思います。さて、月日のたつのは本当に早いもので、ことしも師走の月となりました。町民の皆さんも新年を迎えるために準備に何かと心せわしく感じておられるのではないのでしょうか。また、当町では新年度への予算編成の時期となりました。各課の皆さんは新規事業と予算組で大変だろうと思いますが、住民生活の明日につながる施策をお願いしたいと思います。振り返りますと過去3年間は全町に光ファイバー網の敷設やIT、あるいは防災無線の設置、有線テレビ事業など、多額な財源を投入していただき、町民に対する情報の共有化を図っていただきました。また、住宅の新築、改修など、補助事業も行っていただき、同じ補助事業でも地域経済の波及効果を大きく生み出していただきました。介護にかかわる住宅改修事業にしても大きく波及効果を生んでおります。何としま、今の時期、町に活力と経済効果の上がる事業が必要であります。しかし、住宅改修事業も、けさほども伊藤議員が質問されておりましたが、今年度が最終年度ということでありまして。さて、新年度も新たに継続、あるいは、それにかわるような施策を打ち出していきたいと思いますが、町長のさらなる展望をお聞きしたいと思います。ご存じのように当町は主幹産業と言われた織物が衰退してから、それにかわる産業が打ち出せずに閉塞感が募っています。現在、当町の主力産業といえる産業が見えてきません。当町は農業の町なのか、工業の町なのか、商業の町なのか、町長は、どの業界が主力だとお考えでしょうか。どこの町でも、それぞれに町の主力がありまして、それに沿ったまちづくりができてきているように思います。総合計画資料によりますと、農業の年間産出額14億1,000万円、商業では年間販売額365億円、工業製造品出荷額318億円、織物関係では繊維製造品の出荷価格が96億円となっておりますが、資料が16年、17年度の統計資料ですので、現在では、さらに厳しくなっていると思います。

当町における全業界の経済環境と地域における影響力を調査分析はされているのでしょうか。私は、その調査分析が必要だと思いますが、その中で主力経済の波及効果を出すには、どうすればよいかといった施策やまちづくりを考えていかななくてはなりません。やはり目的を持って主力施策に力を入れていただき、経済の波及効果につながり、何としまも経済の環流が活発でなければなりませんし、もちろん地域の経済力は住民の力ですが、少しでも経済波及効果の生まれる施策や仕組みを考えていただきたい。赤字補てん策や、単なる補助策では、この町の将来を大きく変えてしまいます。町長は、どのようにお考えでしょうか。

いろいろ申し上げましたが、通告しております新年度への地域経済環流施策と各業界の中で、経済波及効果の出ている業界など、分析ができておりましたら、お聞かせいただきたいと思っております。また、その支援策と、今後の連携や活性化策は、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、2点目の質問に入らせていただきます。合併特例債と今後のまちづくりをということで、お尋ねいたします。ことしの4月から8月にかけて当町24区にわたり町政懇談会を実施されました。今回は庁舎統合に向けてのテーマに絞り、説明や懇談を行ってこられ、私も24区のうち20区に参画させていただき、それぞれの地域や地区のご意見をお聞かせいただきましたが、同じテーマでも、地域の思いの違い、考え方の違いが、それぞれに出ていたことは皆さんも、よく

ご存じのとおりであります。そのことの是非は別として、地域意識は当然のことであり、親が子を思うように、まず、考えるのは地区、地域、町と、思いが拡大し、それがふるさとを思う心をはぐくみ、郷土愛、国会につながる心ですから、当然、地域意識は大切にしなければなりません。

しかし、今回の庁舎の問題は当町全体の問題ですから、当然、町の均衡、住民サービス、利便性、防災、財源など、さまざまな考え方や思いの中で考えていかなければなりません。問題を解決するには全体のまちづくりの施策に具体性がなく、少し混乱を招いてしまいましたが、多くの住民は財源面、施設面、町の均衡ある施策の具体性を知った中で、庁舎の問題、学校の問題、福祉の問題など、どうあるべきかを考えておりました、庁舎の統合もまちづくりの一つかもしれませんが、それだけでは全体のまちづくりが全く見えてきません。また、説得にもなりません。その件は9月議会で新たに検討委員会を立ち上げる。協議をしていただくと町長が発言されたので、少し混乱は終息しておりますが、私は庁舎の統合は別として今日までの質問の中でも財源の厳しさから統廃合を含む施設整備、一体性の醸成施策など、質問や指摘をさせていただきましたが、厳しさに耐え得る施策の仕分けや、施設仕分けの具体的な答弁は聞けなかったように思います。そういった観点から再度、お尋ねいたします。

合併特例債に関する法律に基づき、当町の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備、均衡ある発展に資するために行う公共的施設整備、建設を総合的、かつ効果的に推進するために行う公共的施設の整備、つまり基本は町の一体の公共的施設整備であります。その中で、町の均衡ある施策を発展的に考えなければなりません。その計画と申しますか、財政面、施設面からなる施策ビジョンが具体的に示されてこそ、まちづくりが見えてくるのではないのでしょうか、その計画が全く出てきていないのではないのでしょうか。合併の特例という限られた中で、既に41億円ほど特例債も使われています。今後の発行予定額は40億円ほどと聞いておりますが、広域ごみ処理、中学校改築、福祉介護、庁舎の問題など、多額な出費が予測されますが、本当に一体化醸成に向けて公共的施設整備が特例期限内にできるか心配であります。町長は、町全体を精査していただき、総合的なまちづくりの具体策として財政、施設、均衡策のビジョンを住民にわかりやすく示していただき、今後、検討委員会で協議していただくにしても、そういった具体的資料をもって協議していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

その結果、庁舎の位置がおのずから決まるものと考えております。それぞれの課題に向けた将来像が見えれば住民の理解も深まり、よりよいまちづくりができるものと考えております。私たちも行財政の厳しさも知りながら町政運営を考え、まちづくりへの接点を考えていきたいと思っておりますので、通告しております2点目の3問について、具体策をお尋ねいたしますので、ご答弁のほどよろしく願いをいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 多田議員、ご質問の一番目、次年度の地域経済環流事業を問うの1点目、次年度への経済効果の上がる地域経済環流施策はにお答えいたします。議員、ご承知のとおり、産業振興施策は、産業振興リーフレットに掲載している15メニューでございまして、それぞれを事業所等でご活用をいただきながら、経営の安定化はもとより、技術力のアップや販路拡大、さらには新商品開発など、有効にご活用いただいているところでございます。ご質問の地域経済環流と

は、総合計画及び産業振興ビジョンでの言い方に変えますと、地域循環型経済の構築という意味に当たろうかというふうに思いますが、これについての施策につきましては、地域の雇用や経済を支える中小企業の振興を行政運営の重要課題として位置づけることを明確にするため、振興条例を制定したいというふうに考えております。

総合計画におきましては、まちづくりにおいて事業者が果たすべき役割があることを意味する商助の考え方が盛り込まれておりますが、この商助を形にしたものこそが条例の制定であり、制定の過程から住民参画を重視し、与謝野町産業振興会議の皆さんにご検討いただいております。

10月には検討の経過を中間報告していただき、その中では中小企業の役割と重要性について事業者、経済団体、行政、そして、町民が共通認識を持ち、その果たすべき役割を明らかにしながら協働して取り組んでいくことが重要であるとし、経済活力が地域内循環する産業振興を図るという考え方が盛り込まれております。

この条例は施策を具体的に示す、そうした政策型の条例ではなく、中小企業の振興にかかわる考え方を示します理念型の条例でございますが、振興条例の理念と精神は別の条例や施策づくり、施策の実施基準として機能することになり、中小企業振興、産業振興が行政運営を進める際に常に意識されることとなります。また、事業所、行政、住民等の役割が明確になることで中小企業振興、産業振興への意識が同じ方向に向けられ、町ぐるみで地域経済の活性化へ取り組む機運が高まることも期待をされております。

1月には町に対し提言がなされるとお聞きしておりますので、その内容を精査し、3月議会においては議会にご提案させていただきたいというふうに考えております。できるだけ早期の条例制定を目指し、次年度につきましては、この条例を中小企業振興、産業振興の指針としまして、地域循環型経済の構築を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目、各種産業のうちで経済波及効果の出ている業種はでございますが、CATV拡張事業及び住宅新築改修等助成事業の関連業者につきましては、経済波及効果が出ているというふうに認識しております。改修等助成事業につきましては、伊藤議員のご質問にお答えいたしましたように、約15倍の経済の効果が上がっております。そのほかの業種につきましては、具体的に経済波及効果は見えないのが実情でございますが、冒頭申し上げました産業振興のメニューによりまして支援してまいりたいというふうに思います。

最後に3点目、その支援施策と今後の連携はでございますが、本町においては与謝野町産業振興会議を産業振興ビジョンの具現化と施策提言を行っていただける場として設置しておりますので、町といたしましては、産業振興会議と連携しながら既存の支援メニューの充実や新規施策の検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

ご質問の2番目、合併特例債と今後のまちづくりを問うについてお答えいたします。まずは、合併特例債の発行状況と今後の見込みから若干ご説明をさせていただきます。議員、ご指摘のように平成22年度決算後における合併特例債発行済額は、基金も含めまして約41億円の実績となっております。そして、今後の見込みは、おおむね40億円の発行規模として平成23年度当初予算に係る財政見通しでも見込んでいるところでございます。

議員、ご指摘の広域ごみ処理施設、加悦中学校改築、そして、庁舎統合等の整備を行った場合、予定範囲を超えるのではないかとのご心配ですが、これらの事業の中で財政見通しの中に既に含

めております事業は加悦中学校改築事業のみであります。庁舎統合は検討委員会を立ち上げた上で今後の議論にゆだねることとしており、その結論によっては大きく左右されることとなりますので、現在のところは財政見通しに入れることはいたしていません。また、広域ごみ処理施設の整備につきましては、現在のところ合併特例債の、そうした対象になるのか、あるいは一般廃棄物処理事業債しか対象とならないのかについて、京都府や国の見解を示していただくよう調整中であり、それらが明確になれば、財政見通しに反映していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、これらの事業以外で新町の一体性の速やかな確立を図るため行う公共的施設の整備などは今までも計画的に実施してきたところであり、今後も財政見通しと照らし合わせながら計画的に実施していきたいというふうに考えております。これらのことを前提に、まず、1点目の今後の10年間の財政シミュレーションはについてお答えいたします。

財政シミュレーションは、毎年度の当初予算にあわせて財政見通しとして議会にもお示しをさせていただいております。平成23年度当初予算でお示しさせていただきました内容からは、平成27年度以降が公債費のピークや、あるいは普通交付税の提言措置により赤字になると試算しております。よって、これらに備えるためにも計画的な減債基金等の積み立てを行うとともに、今後の起債発行は慎重に計画していくことが求められることから、来年度の予算編成においては並行して起債を一定抑制する計画も作成していきたいというふうに考えております。

次に、2点目の財政調書に上がるすべての維持管理費の総額はとのご質問ですが、決算書に上がっている財産に関する調書のことだと思いますが、一定の前提条件のもとにまとめてみますと、平成22年度決算額で9億4,000万円程度となっております。これには特定の収入により行う特別会計は含んでおりません。また、一般会計内の施設で利用料収入があっても収入との相殺はいたしておりません。また、委託料や指定管理料は含んでおりますが、職員人件費は含んでおりません。

次に、3点目の財政面から見た統廃合を含む施設整備はとのご質問ですが、これは庁舎に限らず、学校や保育所等も含め統合可能なものについては、統合していくべきであるというふうに考えております。しかしながら、財政面からだけで考えるのではなく、利用面からの費用対効果、施設の必要性や老朽化の度合いなども十分考慮し検討すべきであるというふうに考えております。そのような中で、統合に伴い新たな施設の整備が必要となる場合も出てくるものと思いますが、それらの実施時期は合併特例期間である平成27年度までとは限りません。したがって、その後における財政確保は非常に厳しいものがありますので、いかに計画的に進めていくかが問われてくるものというふうに考えております。

同時に今後の維持管理費の軽減を図る上では施設の統合は、必ず必要となってくるというふうに思いますので、これらのバランスについて住民の皆様のお考え方も十分に参考にしながらサービスと負担のあり方についての十分な議論を積み重ねが必要であるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上で、多田議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 多田議員。

- 12番（多田正成） ご答弁いただきました。まず、1点目の経済効果の上がる地域経済環流施策というところで、お尋ねいたしました。確かに今、産業振興会議が開かれておりまして、この町の経済

を活性化させるための条例や考え方を今、まとめていただいております。そのことも大事なんですが、条例ができて、我々住民にも責任があるんですが、自分たちでどうしていくということに取り組まない限りは、条例が幾らあっても、それは宝の持ち腐れになってしまいます。ですから、地域の力は住民の力というふうに、私は理解をしておるんですけども、やはりけさほども伊藤議員が言われました住宅改修事業がございまして、それは21億円が32億円まで膨らむ大きな環流であります。私は商売というものは、もうけるのは、利益を得るのは自分の力、人の力だと思っておるんですが、そういった仕組みをつくるのは、やはりそういった施策ではないかなというふうに思っておまして、同じようなことで商品券事業が商工会で取り組んでおられまして、あれも一つは流通の活性化でありますし、同じような意味なんですけど、どこが違うんだろうなと思うと、商品化の場合は商品を買うときに20%ほどの補助をさせていただいて買うわけですけども、そうではなしに、この住宅改修事業は、何ぼ要るかわからんけど、その施策があるから、この際、やってみようということで、見積もっていただいたら100万円とか120万円要る、その中で上限が20万円ということでいただけるということで、先ほどの2億1,000万円ほどの資金で32億円の環流が起きますと、これは大きな事業だと思います。こういった施策が私は、この町に必要なかなと、先ほども野村議員が言っておられましたけれども、国の施策の中で、どう知恵を出して取り組んでくるかということによって、事業が起こせるということでもありますけれども、単なる国からおりてくる、それこそ補助事業だとか、そういった交付金をいただいて事業をすとかいうのは、私は事業施策だと思っております。その中で町の一番肝心なところは必要経費の問題であります。先ほども言いましたように、町長は、その9億4,000万円の維持管理費が施設に要するというふうに言っておられました。

そんな中で、本当に、この町の経済を考えたときに、そういった資金がないと、そういう施策が打てないということでもありますけれども、先ほど野村議員が言われた国の制度、メニューがたくさんあるわけですけども、国からおりてくることをするのではなしに、こちらから事業を思いついて、そのメニューにあわせて国から資金を引っ張るといったようなことの形態は、どういうふうに行行政はしておられるのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっとご質問の内容がわからないんですけども、いろいろと午前中から出てきております。そうした中で、例えばCATVの、こうした光ファイバー網の敷設あたりでも、現実1億1,000万円からの地元での経済効果が上がっています。また、商品券事業につきましても、これ2年間ですけども、決して、これはばらまきではなくて、地元の業者を使っただけということで、これは大体額面で2億円あたりが回っております。先ほど、住宅改修でも出ました。これらは、それぞれ国の施策ではなしに、町として、やはりこうした地元への還元を、経済を回す一つの方法としていろいろと要望のあったこと、あるいは町としても取り組むべきことを掲げさせていただいて、施策として取り入れてきたわけでございます。ですけども、大変そうした意味では単費で持ち出す分も多くなってくる非常に厳しい状況の中では、そうしたことができませんでしたけれども、なかなかタイミングと、そうした財政的な事情の中で取り組みを一たん停止をしなければならないということがあろうかと思っております。国の、そうした補助制度があるから云々ということではなしに、やはり必要と思われるものは町単費でもやる必要があると思っております。

けれども、やはりそれ以上に必要と思われることが、やはりある場合は、そのときには、やはり一定の辛抱をしていただかなければならないのではないかというふうには思っております。考え方といたしましては、今後、取り組むべき大変大きな事業がございますので、それらのことを、将来のことを考えますと、やはり今、ある程度、引き締めていく必要がある時期だというふうには思っております。

議 長（井田義之） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 今、町長も、そういった事業を、波及効果を起こしている事業は町独自で考えてやっているんだと、国の施策に基づいてやっているのではないと、町独自の事業として経済効果を生ませているんだということでもあります。その中で、やはりそういったことを今後、今期で終わるわけですが、住宅改修も、伊藤議員の質問の中で、一応、年度が3年ということになり、終わるということは聞かせていただいておりますが、今、町長がおっしゃったことでありますから、やはりこの地域の経済を活性化させるために、次の、そういった制度を考えていただきたい。それがやはり町政の自主財源の中から出してでも経済を活性化させていただきたい。波及効果を起こしていただきたいというのが、我々の願いであります。そういった施策でない、補助ばかりに走ってると、それはありがたいことですが、活性化になりません。私は、そういうふうには思っております。やはり自力社会をつくっていくことが一番必要でありますけれども、その自力の中で、どう動かしていくかということの施策が、僕は行政には必要であります。ですから、その財政形成能力というものが、この役場内に立ち上がって、そういったことを一生懸命、町の実態を知っていただいて、どうすれば、そういう施策が取り組めるかなということは今後、考えていただきたいと思いますが、町長、その辺はいかがでしょう。

議 長（井田義之） 太田町長。

- 町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたけれども、特に、その産業振興等につきましては、今、そういう産業振興会議の中で一定の方向性をみんなで共有をした考え方でもって事を進めていきたいと思いますという、そういう今、土台づくりといいますか、そういうことがされておりますし、それを待ってだけではだめですので、今までにも、産業振興のリーフレットというものをつくって、町独自の施策、あるいは国、府のそうした施策、それらも折り込んだいろんな対応を、活性化をするための対応を皆さんにお知らせをさせていただいていると。しかし、先ほども申し上げましたように、それらが有効に理解され、活用されているかということ、まだまだ、その辺が行き渡っていないのではないかなと、とりあえずの今の今という、とこら辺の考え方ではだめで、今後どういう、そういう形をつくっていくかということが非常に大事になってくると思いますので、それらは町だけで考えていくということではなしに、やはり実際の消費者の人や業者の方たちも一緒に考えた振興施策というものを今後、推進していく、そうした土台となるものを産業振興会議から提案いただけるものというふうには期待をしておりますので、そうしたものに基づいた中で堅実に歩を進めていけるような方法をともに考えてまいりたいというふうには思っております。

議 長（井田義之） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） それでは、2点目の質問に入らせていただきたいと思いますが、今後10年間の財政シミュレーションということでもありますけれども、来年にどうのこうのと言っておられましたけれども、もうことしの12月に検討委員会を立ち上げて協議をしていただくということであり

ますが、その庁舎の問題もそうですけれども、位置をどうのこうのという協議をしていただくのではなく、財政状況を知っていただいて、そして、今の状況を知っていただいて今後、どういうふうにまとめていけば均衡がとれて、施策が充実できるんだと、そのためには、こうしなければならぬんだという施策が、そういうものが出てこなければなりませんので、まず、その財政シミュレーションを速やかに、やはり出していただいて、その次に2問目なんですけど、先ほどちょっと順番間違えて言ってしまいましたんですけど、財政調書に上がるすべての維持管理費の総額はということでお尋ねしたら9億4,000万円ということです。これが、この町の資産が、財産があるわけですけども、その財産が、普通財産が69件、それから、行政財産が81件と、150件のものが町の財産として上がっております。その中の維持費が9億4,000万円ということだろうと思います。それは、これはどうしても今、かかる費用でございます。そういった費用を上げていただくと、この維持管理費、町を運営していくために一銭も歳入がなくても、今現在、要るお金が人件費、賃金、やはり福利厚生費というのが人件費に要るわけでありまして、その中で財産がありますから、それを維持管理しようと思うと、今、言うように9億何ぼ要ります。そういった中で、我々でいう、民間でいう必要経費ですね。この町を動かしていく必要経費が、人件費が20億円ほど、賃金が3億5,000万円ほど、福利厚生費は6,000万円ほどということでありまして、それを合計しますと、今、24億4,800万円ほどが人件費や賃金で要るわけですけども、そこに公債費というものがありまして、今ある現在の借金が、公債費が16億4,000万円ほどあります。その中で毎年、利子が1億8,600万円というふうに要りますと、40億1,100万円が必要経費として、今、歳入が一銭もなかっても出る算になるんですけども、そういったことを勘案しまして、合計してみますと、この必要経費が40億1,100万円ほど、もう現にかかっております、試算をいたしますと、それに公債費が16億円、それに特別会計への繰入金がありますね。これはどうしても繰り入れなければなりません。その中で積み立てもありますけれども、そういったことを考えまして74億8,000万円ほどなるわけですけども、要するに、この懇談会のときに出していただいた、この資料を見ますと、要するに32年までが交付金、27年までは48億円ということになってまして、48億円と、当町の自主財源を見ますと今現在は79億円ほどになっておりますが、29年になりますと、そういったことでバランスが非常にとりにくいんですけど、その辺は、町長、計算されたことはありますでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、一般質問を受けさせていただいているという中で、ちょっと決算審査みたいな形になっておりまして、細かい数字というのは今現在、私自身、持っておりませんし、また、それに対するお答えも用意しておりません。ただ、言えますのは、どちらにいたしましても、財政的に非常に厳しい状況であるというのは、これはかわらないわけでございますので、やはり入を見て、出を見ていくという格好になります。そういう中で、この非常に財政確保が厳しい状況の中で、それと同時に今後の維持管理費なんかを考えていきますと、当然、施設の統廃合というものは必要になってくるというふうに思います。しかし、これらについてはバランスを見ながら、やはり計画的にやっていく必要がありますし、するべき中身についても順序をつけてやっていく必要があるというふうに考えております。それらは10年、今後のシミュレーションも必要でござ

ざいますけれども、毎年、毎年、やはりそれらは的確に数字をとらえて予算に反映していくということが大事かというふうに思います。それには先ほども申し上げましたけれども、住民のサービスと、その負担のあり方については十分な議論が必要だと、ある意味、どこかで住民の皆さんには傷みを分かち合っていたかんなんところもあるでしょうし、そのほかにも町として、それらをサービスとして、今までになかったことを提供していく必要性も出てくるかと思しますので、それらは十分に議論を重ねる中で、今後の方向性については考えてまいりたいというふうに思いますので、それには十分な時間と議論の積み重ねが必要かと思しますので、その点をご理解いただけたらと思います。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 何か決算のほうみたいなものになって、私の質問の仕方が何かちょっと方向が違うようにいってしまいかけたんですけども、それはお許しをいただきたいと思います。それはなぜだといいますと、今の町政を維持管理していこうと思えば、そういった固定費というものがありますから、そういうことを表に出していただいて、我々が見てもわかるようにしていただいて、このためにどこを整理していかんなん、どこを統合させんなんということが12月から検討委員会を立ち上げていただきますので、そういった資料を提案して、財政の問題と庁舎をここへ持っていくという、今後、どこへ持っていったらいいでしょうという検討だけではなくに、本当に財政を知ってもらいながら、その中で、どう整理して、この町の均衡をとっていくかということのために資料が出していただきたいというふうに思って、今回、この三つの質問を出させていただきました。

何だか決算の中の質問みたいになってしまいましたけれども、そのことがお願いしたくて、その資料を早く出していただいて、我々も、その資料を見せていただかないと、今、答弁いただきました、そういうことも大事だ、そういうことも検討していくということは9月の議会でお聞かせをいただいております。それから、もう一つ進んだ資料が、私はいただきたいなと思って質問しましたんですけども、その辺は早急に、そういった資料が出していただけるでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 我々としましては、ワーキンググループの中で、そうした資料を出したつもりであります。しかし、今回、検討委員会を立ち上げることになりましたので、その検討委員会の中でご議論をいただく中で、そうした要求があれば、当然、出させていただくということになるかと思っております。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） もう時間もあのものですので、終わりたいと思いますけれども、ぜひとも要求されたんではなしに、庁舎内で分析をしていただいて、財源面、財産面、施設面、どう整理をしていくかということが、合併特例債の中の基本として入っておりますから、そこに基づいて資料を出していただいて、その中で真剣に検討委員会で議論をしていただければ、おのずから答えが出てくるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いをしておきまして終わらせてもらいます。

議 長（井田義之） これで、多田正成議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会をいたします。

次回は、来週月曜日、12月12日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集ください。

お疲れさまでした。

(散会 午後 6時00分)